

保健福祉事業の概要

令和3年度



飯田市

【表紙の説明】

東京 2020 パラリンピック採火式

8月12日、東京2020パラリンピックに先立ち、勤労者福祉センターで採火式が開かれました。飯田市出身の電動車椅子サッカー元日本代表選手の飯島^{こうよう}洸洋さんと南信州広域連合長の佐藤市長が、飯田下伊那の障がいがある皆さんが手作りした竹灯ろうから採火し、ランタンを灯しました。

ランタンは8月16日に長野市で開催された集火式に運ばれ、県内10圏域から採火された聖火が集まりました。

写真は、ランタンへ点火する飯島さんと佐藤市長です。

【 目 次 】

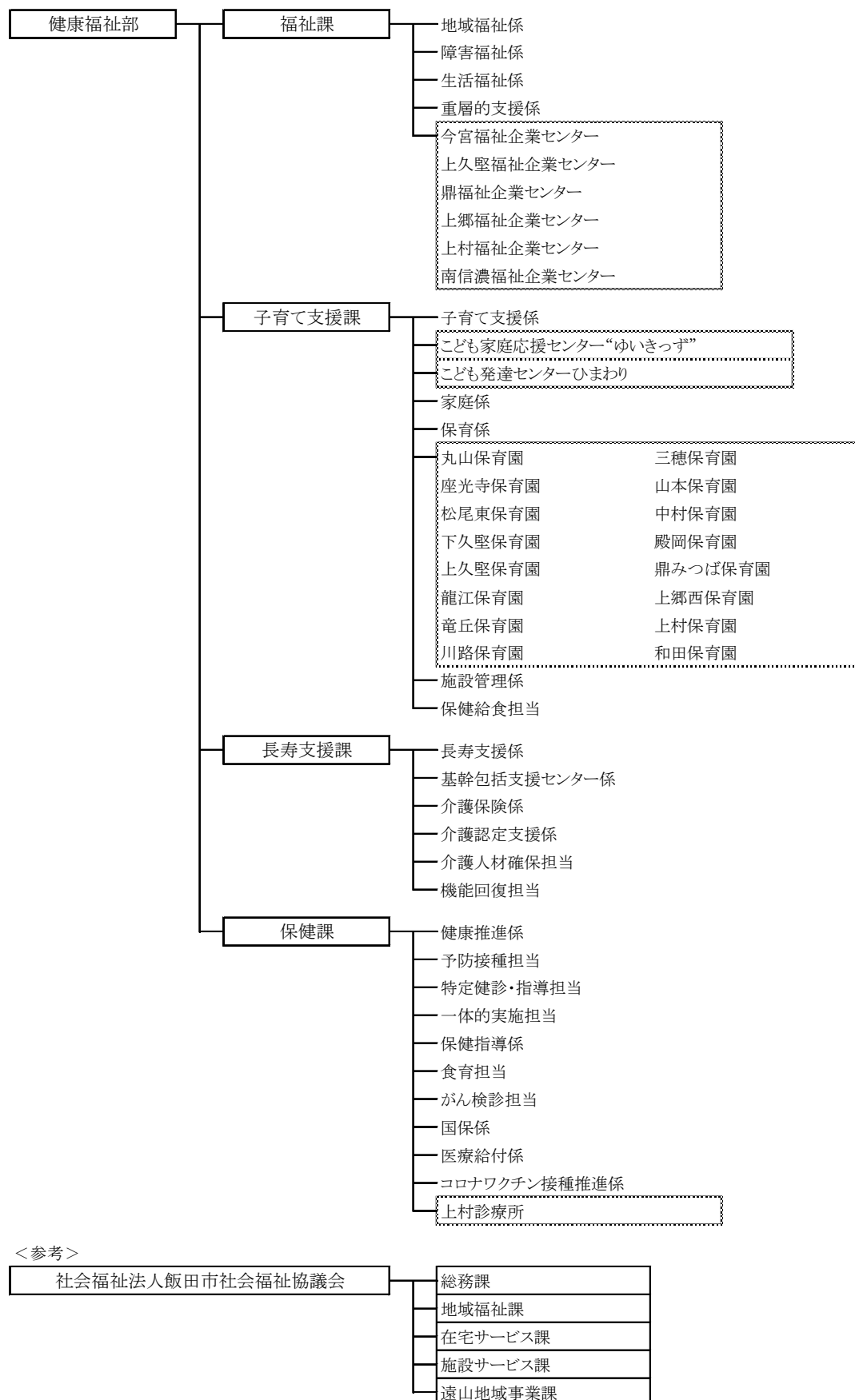
1	健康福祉部	1
1-1	健康福祉部機構図	2
1-2	健康福祉部の事務分掌	3
1-3	飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（令和3年度）	5
2	福祉課	9
2-1	地域福祉、更生保護、社会援護	10
2-2	民生委員・児童委員、福祉委員	12
2-3	障がい者福祉施策	16
2-4	生活保護関係	25
2-5	生活困窮者自立支援	30
2-6	福祉企業センター	32
3	子育て支援課	33
3-1	児童福祉関係	34
3-2	児童手当関係	37
3-3	ひとり親関係	38
3-4	地域子育て支援関係	40
3-5	こども発達センターひまわりの現況	45
3-6	令和2年度子育て応援プランの進捗状況	47
4	長寿支援課	69
4-1	要介護（要支援）認定者数	70
4-2	介護保険料	71
4-3	介護保険給付決定状況	72
4-4	介護予防・日常生活支援総合事業の状況	74
4-5	介護サービス利用料の軽減制度	75
4-6	高齢者等の在宅福祉サービス	79
4-7	地域包括支援センター	85
4-8	いいだシニアクラブと生きがい対策	86
4-9	統計資料	88

5	保健課	91
5-1	人口動態	92
5-2	母子保健	93
5-3	成人保健	96
5-4	介護予防事業	103
5-5	精神保健	108
5-6	栄養指導	109
5-7	歯科保健	110
5-8	献血	111
5-9	健康福祉委員等活動	111
5-10	食生活改善推進活動	112
5-11	救急医療対策事業	113
5-12	保健センターの概要	114
5-13	予防接種	115
5-14	不妊及び不育症治療費助成事業	116
5-15	後期高齢者医療制度	119
5-16	医療給付事業	121
5-17	国民健康保険	125
6	飯田市社会福祉協議会	135
6-1	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	136
7	保健・社会福祉施設等一覧	141
7-1	市内保健福祉施設	142
7-2	児童福祉施設等	144
7-3	介護保険事業者	147
7-4	障がい福祉サービス事業者	159

1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(令和3年4月1日現在)



1-2 健康福祉部の事務分掌

課	係	分掌事務
福祉課	地域福祉係	1 保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 7 部内の庶務に関すること。 8 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 9 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 10 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障害福祉係	1 身体障がい者の福祉に関すること。 2 知的障がい者の福祉に関すること。 3 精神障がい者の福祉に関すること。 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	生活福祉係	1 生活保護及び要保護に関すること。 2 生活困窮者の自立支援に関すること。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
	重層的支援係	1 包括的な相談支援、相談支援機関との連携等による重層的支援に関すること。
子育て支援課	子育て支援係 こども家庭応援センター （ゆいきっず）	1 次世代育成支援対策の推進に関すること。 2 家庭児童相談に関すること。 3 児童虐待防止に関すること。 4 子どもの発達支援に関すること。 5 飯田市こども家庭応援センターに関すること。
	家庭係	1 母子、寡婦及び父子家庭の福祉並びに自立支援に関すること。 2 児童扶養手当に関すること。 3 DV 防止対策に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 女性相談に関すること。 6 母子家庭等福祉医療費給付金の認定に関すること。
	保育係 保健給食担当	1 児童の福祉に関すること。 2 保育所に関すること。 3 保健・給食に関すること。 4 認定こども園に関すること。 5 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	施設管理係	1 保育所の民営化に関すること。 2 保育所等の施設整備に関すること。
	こども発達センター ひまわり	1 児童発達支援センターに関すること。

長 寿 支 援 課	長寿支援係	1 高齢者の福祉に関すること。 2 養護老人ホーム入所措置に関すること。 3 高齢者の生きがい対策に関すること。 4 敬老事業に関すること。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6 高齢者福祉施設に関すること。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等) 8 成年後見制度に関すること。
	基幹包括支援センター係 機能回復担当	1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 在宅医療介護連携に関すること。 4 高齢者の介護予防に関すること。 5 認知症施策に関すること。 6 生活支援体制整備事業に関すること。 7 介護保険初期相談対応に関すること。
	介護保険係	1 介護保険事業の企画及び運営に関すること。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関すること。 3 介護保険の給付に関すること。 4 介護保険料の賦課に関すること。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。 6 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関すること。
	介護認定支援係	1 要介護認定に関すること。 2 特別養護老人ホーム入所申込みに関すること。
	介護人材確保担当	1 介護人材確保に関すること。
保 健 課	健康推進係	1 感染症及び防疫に関すること。 2 予防接種に関すること。 3 献血に関すること。
	保健指導係	1 市民の健康づくりに関すること。 2 結核予防に関すること。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関すること。 4 難病及び精神保健に関すること。 5 食生活改善活動に関すること。 6 歯科保健に関すること。 7 地域における保健の推進組織に関すること。
	国保係	1 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関すること。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関すること。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関すること。
	医療給付係	1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関すること。 2 福祉医療費給付金の支給に関すること。 3 後期高齢者医療制度に関すること。 4 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	コロナワクチン接種 推進係	1 コロナワクチン接種に関すること。

1-3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要

(「令和3年度 飯田市当初予算(案)の概要」より抜粋)

1 令和3年度飯田市当初予算のポイント

飯田市一般会計の予算総額 474億7,000万円(対前年比 +3.5%)

■歳出予算の特徴

～三つの柱で市民の命と暮らしを守りつつ、新たなチャレンジを～

令和3年度当初予算は、予算編成の基本方針に基づき、以下の三つの「柱」を据え編成しました。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、その対応を最優先とし、令和2年度補正予算から引き続いて、国・県の動向を踏まえつつ適時・適切な対策を講じていきます。
- (2) 「いいだ未来デザイン2028」(飯田市総合計画)中期4年のスタートにあたり、未来ビジョンに掲げる「目指すまちの姿」の実現に向けて、新たな取り組みに積極的にチャレンジしていきます。
- (3) 飯田市の長期的都市像である「環境文化都市」を念頭に、環境の視点から暮らし・経済を再生していく視点をもって事業展開を図ります。

これらを着実に実行することで市民の命と暮らしを守りつつ、新たな取り組みにチャレンジしていきます。

2 いいだ未来デザイン 2028 戦略計画の12の基本目標における令和3年度予算の特徴

■健康福祉部等の主要な事業

戦略計画	主な事業・取組
基本目標6 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	◆結婚の希望をかなえる ・結婚したいと思う若者の自分磨きを支援するとともに、地域でのマッチングイベントや移住を希望する方を対象とした出会いの機会を創出し、婚姻件数の増加を目指します。 ・出会いの創出から成婚までを支援する結婚相談員のお見合い活動を支援します。 ・近い将来、進学や就職などの大きな選択をする地域の高校生に、今後の生き方について考えてもらうライフデザインの啓発事業を実施します。 ◆出産の希望をかなえる ・市立病院と連携した地域の産科医や助産院での健診や分娩について、選択ができるよう情報提供を行いつつ、地域での分娩機能を堅持します。 ・治療における精神的・経済的な負担の軽減を図り、不妊や不育症治療への支援策を継続しつつ不妊検査・人工授精も補助対象とするよう拡充します。 ・妊娠期から出産・子育て期まで寄り添う切れ目ない支援により、産後うつ予防・早期発見をし、産後のサポート体制を充実させて早期から支援をします。

	◆孤立を防ぎ、子育ての希望をかなえる ・児童虐待や子育ての行き詰まりを予防し、早期発見・早期対応に努めます。また、発達に偏りのある児童の発達支援など、子育ての総合的な相談支援体制を充実します。 ・地域子育て支援拠点（つどいのひろば）事業を充実します。また、オンライン型の子育て相談や子育て交流の機会をつくるとともに、地域の子を地域で育む交流の場としての役割を推進します。 ・家族やママ友らとともに子どもの成長をみんなで楽しめる、子育て情報配信サービスの導入を図ります。 ・事業所への産休・育休の促進など、働き方に関する意識啓発を進めます。 ◆飯田の持ち味を活かし、豊かな育ちを支える ・乳児保育、未満児保育、保育標準時間など増加する保育ニーズに応えるため、新制度など多様な手法を用いて保育施設整備を推進します。また、保育人材の確保にむけた取組を積極的に推進し、保育資格を持たない保育補助スタッフを養成するプログラムを開発・試行します。 ・豊かな自然や地域資源を活用して心と体・自己肯定感と協調性を育む、「いいだ型自然保育」の動画情報などを発信し、子育て環境としてのブランド化を推進します。 ・低所得者世帯やひとり親世帯など、困難さを抱える家庭の進学希望をかなえる学習支援活動を促進します。
基本目標 7 「市民総健康」と「生涯現役」をめざす	◆新型コロナウイルス感染症対策の推進 ・希望する市民に対してワクチン接種を円滑に実施するため、体制を整備し取り組みます。 ・地域外来・検査センターを運営し、かかりつけ医・保健所から依頼された方に対して迅速に検査を実施し、感染拡大防止に努めます。 ・無症状の市民が希望して実施する抗原定量検査の自費検査費用の一部を助成し、検査を受け易い環境を整えます。 ◆市民、地域とともに進める健康づくり（働き盛り世代からの生活習慣病予防） ・生活習慣を見直し、予防のスタートとなる特定健診の受診率を向上させ、継続受診につながるよう受診勧奨を実施します。また、かかりつけ医からの健診受診勧奨や検査結果データの提出を依頼していきます。 ・重症化予防対象者の生活実態を把握するとともに、継続した保健指導を実施し、特定健診の継続受診につなげます。 ・働き盛り世代から生活習慣病予防のため、企業と連携して出前健康講座を開催します。また、青壮年期である消防団健診の結果から、生活習慣病予防につながる取組について検討していきます。 ・自分の健康や介護予防活動に関心を持ち、主体的に取り組む動機づけとなるようなポイント制度の在り方について研究します。

	◆後期高齢者を対象とした保健指導（健康づくり） ・KDB システムを活用して、医療レセプト・健診・介護のデータ等を分析し、健康課題の把握を行い、効果的な事業の実施につなげていきます。 ・国保から後期高齢者医療制度に移行した被保険者に対し、健診の受診を働きかけ、その結果から継続した保健指導を行い、生活習慣病重症化予防に取り組みます。 ・介護予防の通いの場等において、フレイル(虚弱状態)の予防のための、運動・栄養・口腔等の相談・指導を行います。また、健康課題となる疾患についての保健指導を実施します。 ◆介護予防（重度化防止）の推進 ・市役所長寿支援課に拡充した基幹包括支援センター機能により、充実した初期相談対応を行います。地域包括支援センターとの連携を緊密に行い、軽度者（要支援者・総合事業対象者）の自立に向けて支援します。 ・軽度者（要支援者・総合事業対象者）を対象として、それらの状態になる前の生活に戻れるよう、リハビリ専門職等がプログラム提供する短期集中通所型サービスC事業を継続実施します。 ・モデル地区に配置した生活支援コーディネーターや、地区、社協と連携を取りつつ、通いの場との再構築や立ち上げへの支援を目指します。
基本目標 8 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる	◆地域福祉課題検討会の開催による地域福祉活動の推進 ・各地区において福祉課題検討会を開催し、福祉課題を洗い出し、課題解決のための取組に繋がります。 ・地区が抱える福祉課題の解決に向けて、地域福祉コーディネーターと地域住民が連携した取り組みを支援します。 ・新たに創出される地域福祉活動を支援し、先進事例の横展開を図ります。 ◆住み慣れた地域に住み続けられる社会の構築 ・地域での見守り・支え合い活動を進めるために、当事者と双方向性のある住民支え合いマップの整備を進め、地域の見守り体制を強化します。 ・地域住民の一人一人が自立した生活ができるよう、地域で支え合う自立支援の体制づくりを進めます。 ・地域での民生児童委員と健康福祉委員の連携を強化し、個人情報の適切な活用により地域福祉の推進を図ります。 ◆複合化・複雑化した課題解決に向けた重層的支援体制の構築 ・相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に受け止める「福祉まるごと相談窓口」を設置し、既存の相談支援機関と連携を強化し、課題解決に向けた支援をします。 ・複合化・複雑化した課題であるため制度に繋がりにくい人や、自ら支援に繋がることが難しい人に、アウトリーチ等を通じた継続的支援を届けます。 ・人や地域とのつながりが希薄な世帯に対して、ニーズや課題を把握し、地域の社会資源の活用や、新たな社会資源の開拓を通じて社会とのつながり作りに向けた支援をします。

	◆障がい者の社会参加の推進 ・障がいに対しての正しい理解を深めるとともに、障がい者自らも参加する文化芸術作品展や参加型イベントを開催し、障がいを持たれた方の社会参加を推進します。 ・誰もが暮らしやすい環境を整備していくために、ユニバーサルデザインを推進します。 ・障がいのある人もスポーツを楽しめるようパラスポーツの普及に努めます。
--	---

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1 地域福祉の推進事業

令和3年度から令和6年度までの4年間を計画期間とする「第二期飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画」に基づき、多様な主体を担い手として、共助による福祉のまちづくりを推進していく。

(1) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、買い物、ごみ出し、移動等の困難世帯という新たな地域福祉課題が発生している。それらの課題は住民や行政単体では解決が難しい場合が多く、住民、事業者、ボランティア、行政等、多様な主体が協働する中で、それぞれの役割を発揮して解決に向かうことが必要である。

市内20地区では地域福祉コーディネーターの支援により、まちづくり委員会（健康福祉委員）を中心に多様な主体が連携し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組みを進めている。地域福祉活動計画ではそこに掲載された各地区の取り組み事例の横展開を推進する。

また、地域福祉コーディネーターと一緒に市職員等が市内20地区に入り、地域の福祉課題の把握を行うとともに、課題解決に向けての検討をする地域福祉課題検討会を行っている。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を、より具体的な支え合い活動に発展させていく日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みが推進されている。

平成29年度から飯田市全域を対象とした民間事業者との見守り協定の締結を開始し、見守りネットワークを構築した。多くの目で見守ることにより、住民の異変に対して、より速やかな発見及び対応が期待できる。

(3) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要な「要配慮者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要配慮者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成目的を「災害時」から「日常の支え合い」へ広げ、まちづくり委員会が主体となり飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して、マップを中心とした地域での支え合いの推進に取り組んでいる。

2 保護司及び“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）であり、保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。令和3年10月1日現在、飯田地区では45名の保護司が活動している。また、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会が保護司の活動を支えている。

社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内9団体（飯田市、飯田地区保護司会、飯田市更生保護女性会、飯伊地区更生保護協力事業主会、飯田市内各地区まちづくり委員会、飯田人権擁護委員協議会中部部会、飯田市校長会、飯田市PTA連合会、長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成され、毎年7月を強調月間として、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”を開催している。

第70回“社会を明るくする運動”飯田市推進委員会実施事業

- (1) 公開ケース研究会【中止】
- (2) 地区講演会【中止】
- (3) ミニ集会【中止】
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
 - ◎市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
 - ◎市内の全小中学校児童・生徒へ“社会を明るくする運動”クリアファイルを配布
 - ◎中学生対象講話会【中止】
- (5) 作文コンテスト
 - “社会を明るくする運動”長野県推進委員会が主催するコンテスト【中止】
 - 題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
 - 応募数：小学生 19 点
- (6) 学校講演会
 - 実施校 5 校
- (7) 愛のはがき募金
 - 募金総額 3,254,758 円
 - この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人（孤児、婦人）という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。

永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多く、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。こうした背景から、平成 19 年 11 月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。（市主体事業は以下の（2）及び（3））

- (1) 老齢基礎年金の満額支給
 - (2) 生活支援金支給
 - (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室事業
 - イ 交流事業
 - ウ 通訳派遣（医療・介護・学校等で通訳が必要な場合）
- その他、中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

一定の要件を満たす戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金の支給に係る事務を行っている。

2-2 民生委員・児童委員、福祉委員

■概況

民生委員は、民生委員法（昭和23年7月29日施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に済世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展した。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、国が定めた定数基準（人口10万人以上の市は170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人）に基づき、令和元年12月より235名となっている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、令和3年12月現在では24名の委員が委嘱されている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定により、飯田市内20地区を単位に民生児童委員協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を行っている。

1 令和3年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画

（1）事業方針

人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの衰退等、厳しい社会情勢を背景に、育児、介護、障がい、貧困、それらに同時に直面する家庭など、地域の福祉課題は多様化・複雑化しており、地域包括ケアシステムの構築が求められている。また、その他に災害時の要支援者への対応、消費者被害の増加も福祉課題としてあげられる。

こうした中、国では誰もが自ら生活する地域において、主体的にそれぞれの役割を持ちながら支え合う「地域共生社会の実現」を目指し、複合的・包括的に支援できる体制づくりを進めている。住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員は地域福祉に欠かせない大きな存在として一層の期待が寄せられている。

長野県民生委員児童委員協議会連合会では、2021年度目標として、「支えあう住みよい社会地域から」～住民の笑顔、安全、安心のために～を掲げている。

また、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」及び「第2期飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画」には、地域福祉の充実、推進が掲げられている。

飯田市民生児童委員協議会では、これらを踏まえつつ重点事項を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を築くために、関係機関・関係団体との連携・協働体制の強化を図り、日々の見守り・相談・援助活動の中で住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域住民が支え合う取り組みを充実させるための活動を積極的に進める。

ウィズコロナ・ポストコロナの時代にあっても、常に住民の立場に立ち、「住民の笑顔、安全、安心」の実現に貢献できるように次の事業を進めていく。

(2) 重点事項

- ①委員活動の基本重視、資質向上及び健康管理
- ②民児協の組織強化
- ③関係機関との連携及びネットワークづくり
- ④個別援助活動の強化
- ⑤地域福祉推進への取り組み
- ⑥地域の防災力強化への協力
- ⑦生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑧地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進

(3) 具体的な活動の進め方

- ①委員活動の基本重視、資質向上及び健康管理
 - ア 民生委員法第15条の守秘義務を遵守し、個人情報に配慮した活動と適切な取扱い
 - イ 人権尊重、権利擁護の視点に立ち、住民から信頼される委員活動
 - ウ 担当区域内を掌握、また住民の生活実態を把握し、相談、助言、援助、公助につなぐ役割
 - エ 知識や情報を習得し、日常活動を継続
 - オ 福祉台帳の点検・整備と活動記録の活用
 - カ 積極的に健診を受け、自らの健康管理
- ②民児協の組織強化
 - ア 会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や福祉課題・施策等の学習・研修
 - イ 他の自治体の民児協等との情報交換
 - ウ 民生児童委員の負担軽減を考慮した組織運営の推進
 - エ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協の開催
- ③関係機関との連携及び在宅援助のためのネットワークづくり
 - ア 関係機関及び団体等との連携及び情報共有
 - イ 関連する団体等から協力依頼、出席要請のあった事業への積極的参加、協力
 - ウ 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）作成・更新への協力
 - エ 福祉・保健・医療及び介護保険のネットワークづくりの推進
 - オ 要援護者を囲むネットワークづくりの推進
 - カ 「長野県地域見守り協定」、また、市・民間事業者との見守り協定に基づき、地域特性に応じて、地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ④個別援助活動の強化
 - ア 介護者の実態とニーズの把握
 - イ 要援護者に対する個別ニーズの把握
 - ウ 要援護者処遇検討会議の充実
 - エ 相談及び助言と情報提供を含めた援助活動の強化

⑤地域福祉推進への取り組み

- ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力
- イ 日常の支え合い活動推進への協力
- ウ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ

⑥地域の防災力強化への協力

- ア 平時より避難行動要支援者の情報を関係機関と共有、要配慮者に関する状況把握に協力
- イ 災害発生時、関係団体と連携し、支援協力体制を整備
- ウ 災害発生後、避難行動要支援者、要配慮者の避難支援及び安否確認に協力

⑦生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進

- ア 生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯（者）に対して、貸付・償還方法を検討し積極的な援助指導
- イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯（者）の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動の強化

⑧子育て・子育てを支える環境づくりの推進及び青少年健全育成活動の推進

- ア 子どもや子育て家庭をめぐる課題の提起などの働きかけや主任児童委員の互いの活動の一層の推進を図るため、年4回の主任児童委員会を開催
- イ おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を実施し、地域ぐるみで子育て・子育てを支援
- ウ 地域の親や子ども達と接する立場にあるため、保育所や学校など関係機関との連携により、児童・生徒に対する児童虐待防止活動等の協力
- エ 青少年の健全育成に携わる諸団体との連携を図り、青少年が安心して成長することができる活動の推進
- オ 会長会において、主任児童委員会との連携を図り、当会全体として子どもや子育て家庭の支援のための課題共有と活動の一層の充実

（４）随時事業

- ①地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ②県社協・市社協、県民児連等他機関への協力
- ③独居老人友愛訪問事業への協力
- ④ブロック研修会の開催
- ⑤「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2 令和3年度飯田市民生児童委員協議会役員（令和3年12月1日現在）

会 長 椎名 佑平 （上久堅地区会長）

副会長 樋口 昭三 （橋南地区会長）

〃 森山 文枝 （千代地区会長）

〃 前島 三津江 （上村地区会長）

（単位：人）

ブロック	地区	会長	民生児童委員数			うち主任児童委員数
			男性	女性	合計	
A	橋 北	秦 嘉雄	3	9	12	1
	橋 南	樋口 昭三	4	7	11	1
	羽 場	小川 茂美	2	10	12	1
	丸 山	熊谷 勇	4	5	9	1
	東 野	柳澤 竜太郎	3	6	9	1
B	山 本	田中 哲夫	1	9	10	1
	伊賀良	櫻井 光之	12	10	22	2
	鼎	多田 雅幸	10	13	23	2
C	松 尾	小澤 一仁	8	12	20	2
	下久堅	平岩 政弘	3	6	9	1
	上久堅	椎名 佑平	4	3	7	1
D	千 代	森山 文枝	2	6	8	1
	龍 江	林 宗吉	4	5	9	1
	竜 丘	羽場 弘光	5	7	12	1
	川 路	牧内 実琴	3	3	6	1
	三 穂	松下 新市	3	3	6	1
E	座光寺	椎谷 千津子	2	7	9	1
	上 郷	瀧浪 礼次	5	21	26	2
F	上 村	前島 三津江	2	3	5	1
	南信濃	鎌倉 崇	7	3	10	1
合計			87	148	235	24

2-3 障がい者福祉施策

1 概況

令和2年度末現在の障がい者数は、身体障害者手帳保持者数 4,918 人、療育手帳保持者数 937 人、精神障害者保健福祉手帳保持者数 790 人となっており、身体障害者手帳保持者は減少傾向、療育手帳保持者及び精神障害者保健福祉手帳保持者は増加傾向にある。また、それぞれの手帳保持者のうち 65 歳以上の割合は、身体障害者手帳 82%、療育手帳 10%、精神障害者保健福祉手帳 24%であり、特に身体障がい者の高齢化が進んでいる状況である。

2 主な事業

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においては、平成 30 年 3 月、平成 30 年度から令和 4 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第 4 次障害者基本計画が策定された。飯田市においては、「第 4 次障害者施策に関する長期行動計画」及び「第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者自らが、自分の生き方を選択し、自立できる支援を進めており、「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を目指している。

(1) 障がい者福祉制度の改革

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 15 年 4 月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成 18 年 4 月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成 23 年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月 1 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」が施行された。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月から施行された。

これにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

■障害者総合支援法のポイント

障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児・者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

ア 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成 25 年 4 月～）

※国が定める対象疾病 H25.4.1：130 疾病、H27.1.1：151 疾病、H27.7.1：332 疾病、
H29.4.1：358 疾病、H30.4.1：359 疾病、R1.7.1：361 疾病

イ 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月～）

ウ 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

- エ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月～）
- オ 地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月～）
- カ 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月～）
- キ サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月～）
- ク 共生型サービスの創設（平成 30 年 4 月～）

■その他の関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24. 6	H25. 4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）	・国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・調達方針の策定、実績の公表
H25. 6	H28. 4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	・障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 ・障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、飯田市職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応をすることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に貢献するため、国の基本方針に基づき職員対応要領を作成
H26. 1		障害者権利条約の批准	・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

（２）相談支援事業

ア 一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別ごとに支援センターが開設されてきた経過があったため、平成 19 年 4 月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始し、平成 29 年 4 月からは精神障がいの相談支援事業が「南信地域活動支援センター」から「飯伊圏域障がい者総合支援センター」に移行した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

令和 2 年度相談件数（飯田市民）

（単位：延人数）

相談支援内容	飯伊圏域障がい者 総合支援センター	こども発達センター ひまわり
福祉サービスの利用等に関する事	2,511	37
社会資源の活用に関する事	182	1
障がいや病状の理解に関する事	802	583
健康・医療に関する事	1,063	0
不安の解消・情緒安定に関する事	465	72
保育・教育に関する事	12	2,127
家族関係・人間関係に関する事	409	33
家計・経済に関する事	406	0
生活技術に関する事	351	4
就労に関する事	187	1
社会参加・余暇活動に関する事	37	0
権利擁護に関する事	8	0
計	6,433	2,858

イ 計画相談支援

平成 24 年 4 月から計画相談支援の充実が段階的に図られ、平成 27 年度から障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を利用する全ての障がい児・者に対して、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のモニタリングを行い、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援に取り組んでいる。

ウ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への移行に取り組んでいる。

（3）南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。（南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第 2 条）

- ①中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ②困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④就労支援に関する協議及び調整
- ⑤市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥その他必要な事項

3 主な障がい者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当（県）	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の児童を監護している者	月額 1 級 52,500 円、2 級 34,970 円 年 3 回（4 月、8 月、11 月）支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者	月額 27,350 円 年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）支給。施設入所や病院又は診療所に継続して 3 カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障がい児（20 歳未満）	月額 14,880 円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障害者手帳 3 級以上該当者 ・療育手帳 A 1、A 2、B 1 該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神障害者保健福祉手帳 1 級該当者（医療費は外来分のみ対象・令和 3 年 8 月から 2 級も対象）	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	
総合支援介護給付事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練等給付事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
総合支援医療給付事業	身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者（県）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限あり。
補装具給付事業	身体障がい者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具給付事業	身体障がい児・者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、排泄管理支援用具、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
家庭介護者疲労回復事業（市単独）	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児・者の介護者	家庭介護者の疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。（介護保険対象者との重複分を除く。）	

施策名	対象者	施策の説明	備考
心身障害児者 タイムケア事 業	在宅の障がい児・者	家族が障がい児・者の介護ができない 時、近隣知人や市町村長が適当と認め た民間団体などが家族に代わり一時的 預かり介護を行う。 利用時間 年間1人300時間	食費その他実費 負担有り
障害児者タク シー利用料金 助成事業（市 単独）	障がい等級が3級以上の身体 障がい者手帳保持者（ただし 3級の外部障がい者は前年分 所得税非課税者）、A1～B1 の療育手帳保持者、精神保健 福祉手帳1級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用し た場合乗車にかかる料金の一部を助成 （年間15,000円分） ただし自動車税・軽自動車税の減免を 受けている方は対象外。	
重度心身障害 児通院費助成 事業（市単独）	特別児童扶養手当1級該当児 童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院 等している児童の介護者等の交通費等 の一部を助成	交通費 1/2
手話通訳者等 派遣事業	重度聴覚障がい者	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常 生活上必要不可欠な事項でコミュニケ ーションを円滑にするため、市長が適 当と認めた場合、手話通訳者及び要約 筆記者を派遣。	
代読奉仕員派 遣事業	視覚障がい者	視覚障がい者が家庭生活又は社会生活 において円滑な情報処理を行うため、 市長が必要と認めた場合、代読奉仕員 を派遣。	
地域リハビリ 事業（市単独）	医療を終了した障がい者や要 介護状態の方	障がい者や要介護状態の方を対象に、 福祉課の理学療法士、作業療法士等 による施設や在宅におけるリハビリを 行う。	
療育リハビリ 支援（市単独）	障がい児	学校、保育園、療育センターに理学療 法士、作業療法士が出向いて生活リハ ビリ、訓練指導を行う。	
障害者にやさ しい住宅改良 促進事業	65歳未満で障がい等級が1～ 6級までの身体障がい者手帳 保持者（ただし4～6級手帳 保持者は独居者又は常時介護 する者がいない者） 前年の所得税額が8万円以下 の世帯	障がいの状況に応じ浴室、便所、台所、 階段などの整備改善を図るときに補助 基準額70万円を上限に補助。（原則1 割負担）	
障害者余暇活 動支援事業	在宅の障がい者	週末等に障がい者に余暇活動の場の提 供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉 活動を行っている団体等への補助。	
自動車税及び 軽自動車税の 減免	手帳の種類・障がい者の年齢、 等級、車の所有者名義、本人 が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税又は軽自動車 税が減免される。	

4 専門職の設置

職種	人数	主な業務
理学療法士	1名	・在宅での機能訓練 ・飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 ・障がい者・高齢者施設での機能訓練
手話通訳者	1名	・庁舎窓口での手話通訳 ・庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 ・手話通訳者のコーディネート ・要約筆記奉仕員への依頼・通知 ・聴覚障がい者の緊急時対応

5 障害者虐待防止センターの設置

平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に「障害者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 令和2年度障がい者虐待の状況

(単位：件)

		養護者による虐待	障がい者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
相談・通報・届出件数		4	1	0
事実確認調査件数		3	1	0
虐待と判断した件数		2	0	0
虐待の 類型	身体的虐待	2	0	0
	性的虐待	0	0	0
	心理的虐待	1	0	0
	放棄・放置	0	0	0
	経済的虐待	0	0	0

※虐待の類型は重複する場合がある。

6 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

■飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

（単位：千円）

年度	目標額	実績額
H25	2,500	1,270
H26	2,500	2,105
H27	3,800	2,534
H28	3,800	3,665
H29	3,800	3,590
H30	3,800	3,866
R 1	3,800	3,801
R 2	4,100	4,288
R 3	4,288	

7 障がい者の統計

（1）身体障がい者

① 障がい別等級別障がい者数

（R3. 3. 31 現在）

障がい			等級	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	率 (%)
視覚障がい				55	62	20	17	30	28	212	98	114	4.31
聴覚障がい				－	81	86	59	－	382	608	262	346	12.36
ろうあ				－	4	－	－	－	－	4	2	2	0.08
平衡機能障がい				－	－	1	－	1	－	2	1	1	0.04
音声・言語機能障がい				－	－	18	8	－	－	26	18	8	0.53
そしゃく機能障がい				－	－	3	6	－	－	9	4	5	0.18
肢体不自由	上肢	切断		1	2	19	20	12	6	60	43	17	1.22
		機能障がい		21	215	114	110	68	42	570	313	257	11.59
	下肢	切断		－	－	12	20	－	1	33	21	12	0.67
		機能障がい		42	86	441	736	199	70	1574	482	1092	32.00
体幹機能障がい				133	182	121	－	62	－	498	263	235	10.13
心臓機能障がい				567	－	120	63	－	－	750	396	354	15.25
腎臓機能障がい				278	－	23	2	－	－	303	208	95	6.16
呼吸器機能障がい				28	－	51	12	－	－	91	57	34	1.85
ぼうこう・直腸小腸機能障がい				2	－	15	148	－	－	165	88	77	3.36
小腸機能障がい				－	－	1	1	－	－	2	1	1	0.04
肝臓機能障がい				5	－	－	1	－	－	6	2	4	0.12
免疫機能障がい				1	1	0	3	－	－	5	5	0	0.10
計				1,133	633	1,045	1,206	372	529	4,918	2,264	2,654	100.00
率 (%)				23.04	12.87	21.25	24.52	7.56	10.76	100.0	46.03	53.97	100.00

②年齢別身体障がい者数

(R3. 3. 31 現在)

等級別	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	備考
0 歳～ 5 歳	3	1	3	1	0	0	8	4	4	19 歳未満 72 人 (1.5%)
6 歳～14 歳	15	8	9	4	1	3	40	21	19	
15 歳～17 歳	4	3	1	2	1	1	12	5	7	
18 歳～19 歳	5	2	3	0	0	2	12	6	6	
20 歳～39 歳	37	31	28	21	9	11	137	72	65	20～59 歳 565 人 (11.5%)
40 歳～49 歳	43	28	25	29	5	11	141	87	54	
50 歳～59 歳	81	51	55	47	33	20	287	156	131	
60 歳～64 歳	66	44	43	58	27	8	246	144	102	60 歳以上 4, 281 人 (87.0%)
65 歳～74 歳	211	132	158	260	95	66	922	499	423	
75 歳以上	668	333	720	784	201	407	3, 113	1, 270	1, 843	
合 計	1, 133	633	1, 045	1, 206	372	529	4, 918	2, 264	2, 654	

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数

(R3. 3. 31 現在)

区分 \ 年齢	18 歳未満			18 歳以上			合計		
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
A 1	31 (8)	17 (8)	48 (16)	132 (25)	86 (18)	218 (43)	163 (33)	103 (26)	266 (59)
A 2	-	2	2	4	11	15	4	13	17
B 1	26	12	38	110	89	199	136	101	237
B 2	72	44	116	192	109	301	264	153	417
計	129	75	204	438	295	733	567	370	937

* () の中には、重症心身障がい児・者を再掲

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(R3. 3. 31 現在)

	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	合計 (人)
男	227	135	40	402
女	214	137	37	388
計	441	272	77	790

8 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R3. 3. 31 現在
居宅介護	763	74
同行援護	148	14
行動援護	151	17
ショートステイ	332	66
療養介護	96	8
生活介護	3,498	278
施設入所支援	1,614	140
自立訓練	252	32
グループホーム	1,906	170
就労移行支援	150	23
就労継続支援	3,538	330
計画相談	1,308	639
地域移行支援	0	0
地域定着支援	0	0
計	13,756	1,791

(2) 地域生活支援事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R3. 3. 31 現在
地域活動支援センター	1,014	113
移動支援	561	89
訪問入浴	108	11
日中一時支援	379	65
計	2,062	278

(3) 障がい児通所支援事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R3. 3. 31 現在
児童発達支援	312	49
放課後等デイサービス	3,144	278
保育所等訪問支援	6	5
障がい児相談支援	705	304
計	4,167	636

2-4 生活保護関係

■生活保護の動向

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和 26 年頃からほぼ一貫して減少してきたが、平成 4 年頃から保護率は 3 %前後で横ばいとなった後、平成 9 年度からは再び減少に転じ、平成 12 年度には 2.5 %にまで減少した。その後、平成 13 年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後 3.3 %から 3.5 %で推移してきた。しかし、平成 20 年秋の世界同時不況後は上昇を続け、平成 21 年 8 月には 3.81 %と、近年にない高い保護率となった。その後、保護率は低下することなく緩やかに上昇し、令和 3 年 3 月末現在の被保護世帯は 384 世帯、被保護人員が 442 人、保護率は 4.47 %となっている。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯が 54.0 %と全体の半数以上に上り、保護世帯の高齢化が顕著である。他では、母子世帯が 2.7 %、障がい者世帯が 17.6 %、傷病者世帯が 15.8 %、その他世帯が 9.9 %となっている。

令和 2 年度における生活相談件数は、延べ 505 件となっており、横ばいから増加の傾向にある。生活相談からそのまま生活保護申請に至るケースも多く見受けられる。

1 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

年度 区分			S40 年度 (1965)	S50 年度 (1975)	S60 年度 (1985)	H 7 年度 (1995)	H17 年度 (2005)	H22 年度 (2010)	H27 年度 (2015)	R2 年度 (2020)
被保護 世帯	実数		396	339	312	235	279	338	392	384
	指数		100	86	79	59	70	85	99	97
被保護 人員	実数		836	544	477	301	338	388	481	442
	指数		100	65	57	36	41	46	58	53
保護率 (%)	実数		10. 5	6. 8	5. 9	2. 9	3. 2	3. 7	4. 6	4. 5
	指数		100	65	56	28	30	35	44	43
保 護 費	生活 扶助	支出額	26, 082	76, 133	124, 349	121, 480	161, 205	183, 232	201, 889	180, 768
		構成比	29. 9	26. 4	25. 1	24. 3	27. 5	25. 1	30. 5	25. 1
	住宅 扶助	支出額	2, 006	4, 549	14, 945	25, 450	43, 439	55, 051	79, 090	74, 521
		構成比	2. 3	1. 6	3. 0	5. 1	7. 4	7. 5	12. 0	10. 3
	教育 扶助	支出額	2, 743	2, 797	4, 892	2, 438	660	881	2, 493	1, 174
		構成比	3. 1	1. 0	1. 0	0. 5	0. 1	0. 1	0. 3	0. 2
	医療 扶助	支出額	51, 952	171, 327	308, 366	291, 136	278, 842	378, 094	270, 059	295, 714
		構成比	59. 5	59. 5	62. 3	58. 3	47. 7	51. 7	40. 9	41. 1
	介護 扶助	支出額	-	-	-	-	17, 005	19, 064	7, 691	10, 416
		構成比	-	-	-	-	2. 9	2. 6	1. 2	1. 4
	出産 扶助	支出額	-	35	-	-	-	-	423	468
		構成比	-	0. 0	-	-	-	-	0. 1	0. 1
	生業 扶助	支出額	334	66	60	-	-	113	937	675
		構成比	0. 4	0. 0	0. 0	-	-	0. 0	0. 1	0. 1
	葬祭 扶助	支出額	119	450	700	318	144	571	646	1, 236
		構成比	0. 1	0. 2	0. 1	0. 1	0. 0	0. 1	0. 1	0. 2
	就労自 立支援	支出額	-	-	-	-	-	-	-	63
		構成比	-	-	-	-	-	-	-	0. 0
	進学準 備給付	支出額	-	-	-	-	-	-	-	300
		構成比	-	-	-	-	-	-	-	0. 0
	小計	支出額	83, 236	255, 357	453, 312	440, 822	501, 295	637, 006	563, 228	565, 335
		構成比	95. 3	88. 7	91. 6	88. 3	85. 6	87. 1	85. 2	78. 5
保護施設事務費 及び委託事務費		支出額	4, 091	32, 647	41, 833	58, 364	84, 168	94, 017	97, 802	154, 465
		構成比	4. 7	11. 3	8. 4	11. 7	14. 4	12. 9	14. 8	21. 5
合計		支出額	87, 327	288, 004	495, 145	499, 186	585, 463	731, 023	661, 030	719, 800
		構成比	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

2 飯田市保護率の状況（令和3年3月31日現在）

区分 地区	世帯数(A) (R3. 3. 31)	人口(B) (R3. 3. 31)	被保護世帯数 停止中を含む(C)	被保護人員 停止中を含む(D)	保護率(%) (D)／(B)×1,000
橋 北	1,433	2,870	25	25	8.71
橋 南	1,229	2,614	35	37	14.15
羽 場	1,957	4,674	44	44	9.41
丸 山	1,425	3,341	19	23	6.88
東 野	1,308	2,800	23	26	9.29
座 光 寺	1,599	4,289	9	10	2.33
松 尾	5,184	12,887	63	74	5.74
下 久 堅	972	2,742	1	1	0.36
上 久 堅	490	1,238	2	2	1.62
千 代	580	1,596	2	2	1.25
龍 江	1,012	2,677	4	4	1.49
竜 丘	2,595	6,758	4	4	0.59
川 路	763	1,973	3	5	2.53
三 穂	470	1,374	1	1	0.73
山 本	1,723	4,625	23	25	5.41
伊 賀 良	5,553	14,231	28	42	2.95
鼎	5,378	13,113	48	63	4.80
上 郷	5,544	13,481	40	44	3.26
上 村	188	384	2	2	5.21
南 信 濃	661	1,254	8	8	6.38
合 計	40,064	98,921	384	442	4.46

3 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女

（単位：円）

年度 扶助別	S40 (1965)	S50 (1975)	S60 (1985)	H7 (1995)	H17 (2005)	H27 (2015)	R2 (2020)
生活扶助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	173,659	155,630
住宅扶助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	41,300	41,300
教育扶助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	5,540	7,558
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	220,499	204,488
1人当たり平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	55,125	51,122
指 数	100	394	811	1,181	1,242	1,332	1,235

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4 被保護世帯分類（厚生労働省報告例による）

年月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H12年7月 (2000)		H17年7月 (2005)		H27年7月 (2015)		R2年7月 (2020)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	97	43.7	127	48.1	199	51.8	199	53.5
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	6	2.7	5	1.9	15	3.9	8	2.2
障がい者世帯	25	7.0	59	18.3	163	51.1	58	19.0	82	36.9	55	20.8	58	15.1	63	16.9
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	30	13.5	52	19.7	59	15.4	58	15.6
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	7	3.2	25	9.5	53	13.8	44	11.8
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100.0	222	100.0	264	100.0	384	100.0	372	100.0

5 令和2年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月 平均
申請	11	6	3	4	6	6	5	10	6	7	5	4	73	6.1
却下	1	3	-	-	-	3	-	3	2	-	-	-	12	1.0
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	0.1
開始	7	6	4	4	2	6	4	5	6	4	9	2	59	4.9
廃止	3	3	5	3	1	6	6	7	5	4	4	4	51	4.3

6 保護の開始・廃止理由

(1) 保護開始

理由 年度	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の死亡・離別・不在	高齢による	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他（転入を含む）	合計
H2(1990)	18	2	-	-	7	-	-	6	33
H12(2000)	14	1	-	2	3	3	1	7	31
H17(2005)	24	1	-	4	3	5	11	4	52
H27(2015)	19	2	-	4	21	6	19	5	76
R2(2020)	18	1	3	10	2	4	12	7	57

(2) 保護廃止

理由 年度	世帯主の疾病治癒	世帯員の疾病治癒	死亡・失踪	稼働開始収入増加	働き手の転入	年金・仕送りの増加	施設入所	医療費等他法負担	親戚等の引き取り	その他（転出・辞退を含む）	合計
H2(1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7	35
H12(2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23
H17(2005)	-	-	13	2	-	-	8	-	-	4	27
H27(2015)	-	-	22	12	-	6	9	-	4	14	67
R2(2020)	-	-	23	2	-	4	4	-	4	14	51

7 行旅病人・浮浪者等の援護状況

年度 項目	S 40 (1965)	S 50 (1975)	S 60 (1985)	H 7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R 2 (2020)
来所者数	28	21	28	29	67	33	12	-	2
電車賃等支給件数	26	21	28	28	54	27	12	-	2
食費代支給件数	12	18	17	19	27	6	-	-	-
宿泊代支給件数	4	-	-	1	2	-	-	-	1
行旅死亡人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2-5 生活困窮者自立支援

1 自立相談支援事業

就労に関する問題を中心としながら、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

令和2年度における相談支援実績は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規相談受付件数	34	46	28	21	30	20	30	30	26	20	46	71	402
プラン作成件数	27	34	17	17	25	23	39	31	30	21	44	72	380
就労支援対象者数	21	31	16	16	22	23	39	29	29	21	44	72	363
就労者数（一般）	0	1	1	2	1	2	2	2	4	2	2	3	22

2 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。飯田市が支援決定をする。

令和2年度の支援状況は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援決定件数	1	0	0	1	1	4	10	4	2	5	0	3	31

■生活就労支援センター

平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行により、飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田）を設置し、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を飯田市社会福祉協議会へ業務委託しています。

飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田

所在地：飯田市東栄町3108番地1

電話：0265-49-8830 FAX：0265-49-8692

3 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。一定の資産収入等に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支給決定をする。

令和2年度における支援対象者は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援決定件数	9	27	12	11	8	10	6	11	8	7	21	15	145

4 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支援決定をする。

なお、令和2年度の飯田市の支援対象者はなかった。

5 就労準備支援事業

一般就労に向けた手厚い支援が必要な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労の前段階として必要な生活習慣の形成、社会的能力の習得、就職活動のための技法等の習得、就労体験の提供等の支援を計画的かつ一貫して実施し、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけることにより、安定的な就労につなぎ、経済的困窮から脱却を図ることを目的に実施する。企業組合労協ながのに業務委託し、飯田市が支援決定をする。

令和2年度の飯田市の利用者は、定員7名に対し、7名利用。(令和3年3月末日現在)

2-6 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいをお持ちの方や精神上的理由、または、家庭の事情で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

	今宮 福祉企業 センター	上久堅 福祉企業 センター	鼎 福祉企業 センター	上郷 福祉企業 センター	上村 福祉企業 センター	南信濃 福祉企業 センター
開設年月日	S37.4.1	S36.6.1	S29.12.1	S37.8.1	S38.10.12	S38.10.20
分場	—	—	—	—	程野(休所) 中郷	—
定員	30名	20名	30名	30名	15名	20名
利用者数	22名	14名	30名	19名	6名	13名
(内訳)						
身体障がい者	2名	2名	4名	2名	1名	1名
知的障がい者	7名	2名	9名	5名	1名	—名
精神障がい者	3名	—名	2名	3名	—名	2名
高齢者	5名	8名	9名	5名	4名	7名
その他	5名	2名	6名	4名	—名	3名
作業内容	菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 茶箱折 瓶蓋シール圧着 熊手制作 基板絶縁 自動車部品の検品 カレンダー 巻き箱詰め 正月飾りしめ縄組立 換気扇部品組立	水引 正月飾り 木工 破魔矢・熊手制作 菓子詰 ごみ袋証紙貼り 自動車用ハーネス組立	抵抗器サシ作業 換気扇部品組立 菓子・漬物箱詰・箱折 ごみ袋証紙貼り 圧力計プレス 電源ボックス組立	菓子箱折・袋詰 自動車用ハーネス組立 水引・金封 瓦屋根軒先部品組立 野球関連グッズ加工	縫製・菓子箱詰・箱折・反物の裁断 正月飾り手直し	菓子箱詰・箱折 工芸品 圧力計プレス
販売高(円)	4,325,190	2,143,839	12,119,641	6,120,954	1,684,932	5,453,359
工賃(円)	4,255,453	1,942,602	11,731,690	5,751,509	1,561,553	5,380,480
利用料(円)	0	136,358	54,863	264,368	115,515	430,605

※利用者数：令和2年度末現在の利用者数

※販売高：令和2年度受託事業収入

※工賃：令和2年度支払工賃総額

※利用料：令和2年度一般利用者利用料(10%)

3 子育て支援課

3-1 児童福祉関係

1 保育所等の数及び利用定員の推移

令和3年4月1日現在の認可保育所は32か所（施設数は34か所）、幼保連携型認定こども園は6園、保育所型認定こども園は1園、地方裁量型認定こども園は1園、事業所内保育所は3園である。入所児童数は未満児、乳児保育の一般化により増加傾向にある。

さらに、就労形態の多様化、産休明けの職場復帰、景気不安による女性の求職・就労の増加により年度途中からの入所児童が増加しており、令和2年度途中入所児童は330人に及ぶ。

施設数及び利用定員

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
H29	16	1,345	25	2,611	41	3,956
H30	16	1,345	27	2,651	43	3,996
R 1	16	1,345	28	2,761	44	4,106
R 2	16	1,345	28	2,776	44	4,121
R 3	16	1,345	29	2,796	45	4,141

*施設数に分園を含む。

2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(令和3年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園				5	4	10	19	2	0	21	50
座光寺保育園	1	10	9	26	15	25	86	0	0	86	150
松尾東保育園		13	15	22	30	19	99	0	0	99	145
下久堅保育園		2	10	22	19	8	61	0	0	61	115
上久堅保育園				2	8	6	16	0	0	16	20
龍江保育園		6	8	13	14	14	55	0	0	55	90
竜丘保育園				14	18	15	47	0	0	47	75
川路保育園				13	15	12	40	0	0	40	45
三穂保育園		5	3	6	12	4	30	0	0	30	45
山本保育園		3	7	5	8	12	35	0	0	35	90
中村保育園		5	11	26	11	22	75	0	0	75	90
殿岡保育園		5	11	14	21	23	74	0	0	74	95
鼎みつば保育園	2	17	10	34	30	41	134	0	0	134	150
上郷西保育園		6	12	23	25	24	90	0	0	90	120
上村保育園	0	0	2	1	1	1	5	0	0	5	20
和田保育園	0	1	0	2	3	4	10	0	0	10	45
公立計	3	73	98	228	234	240	876	2	0	878	1,345
南部保育園	0	0	0	0	1	0	1			1	
山吹保育園	0	1	0	0	0	1	2			2	
下市田保育園	0	0	0	1	0	0	1			1	
伍和保育園	0	1	0	1	0	0	2			2	
あふち保育園	0	0	1	0	0	0	1			1	

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
喬木北保育園	0	0	0	1	1	0	2			2	
おひさま保育園	0	0	0	0	1	0	1			1	
市外公立委託計	0	2	1	3	3	1	10			10	
飯田仏教保育園	3	33	43	39	38	44	200	4	0	204	230
飯田中央保育園	1	18	19	20	19	25	102	1	1	104	150
飯田子供の園保育園	2	6	7	7	5	8	35	2	0	37	50
時又保育園	4	18	29	17	20	21	109	0	0	109	120
風越保育園	3	17	16	18	26	25	105	2	0	107	130
伊賀良保育園	3	20	24	34	29	38	148	0	0	148	150
育良保育園	2	13	14	20	22	25	96	0	0	96	140
慈光保育園	2	9	9	6	8	6	40	0	0	40	50
さくら保育園	1	7	7	15	15	18	63	0	0	63	60
さくら保育園久米分園		0	0	3	0	4	7	0	0	7	20
羽場保育園	1	6	14	11	17	14	63	0	0	63	70
明星保育園	1	22	19	33	28	21	124	1	0	125	120
高松保育園	2	4	7	12	10	15	50	2	0	52	50
あすなろ保育園	3	12	11	5			31	0	0	31	30
千代保育園	0	5	10	9	9	4	37	1	0	38	45
千代保育園千栄分園				2	1	2	5	0	0	5	15
慈光松尾保育園	11	24	31	46	51	47	210	1	0	211	250
上郷なかよし保育園	4	32	40	31	30	38	175	5	0	180	210
私立保育園計	43	246	300	328	328	355	1,600	19	1	1,620	1,890
鼎あかり保育園	4	20	25	39	25	36	149	0	0	149	150
慈光幼稚園	2	13	24	37	50	55	181	4	0	185	180
飯田ルーテル幼稚園			9	13	15	10	47	5	0	52	66
聖クララ幼稚園		6	19	39	42	31	137	4	0	141	120
入舟幼稚園・入舟保育園	0	10	14	29	29	28	110	1	0	111	115
勅使河原学園	1	14	12	24	29	30	110	8	0	118	145
ビバ・チャイルド	1	8	3	6	11	11	40	1	0	41	45
野あそび保育みつけ		1	1	5	3	8	18	6	0	24	25
私立認定こども園計	8	76	103	192	204	209	792	29	0	821	846
保育室コッコロ	0	0	2				2	1	0	3	10
輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	1	6	5				12	2	0	14	40
川路おむすび保育園	0	6	3				9	0	0	9	10
私立事業所内保育所計	1	12	10				23	3	0	26	60
市内私立計	52	334	413	520	532	564	2,415	51	1	2,467	2,796
市外私立委託計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市内施設合計	55	407	511	748	766	804	3,291	53	1	3,345	4,141
認可計	55	409	512	751	769	805	3,301	53	1	3,355	

3 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に、令和元年10月1日から保育園・認定こども園等の利用料が無償化されました。

	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等	認定こども園		認可外保育施設等
		1号認定	預かり保育	
			新2号・新3号	新2号・新3号認定
3～5歳児クラス	無償化	無償化	上限月額 11,300円	上限月額 37,000円
満3歳児	—	無償化	上限月額 16,300円 (非課税世帯のみ)	—
住民税非課税世帯 0～2歳児クラス	無償化	—	—	上限月額 42,000円

※新2号・新3号：保育の必要性の認定が必要。

※認可外保育施設等：届出済認可保育施設、一時預かり保育、ファミリーサポートセンター、病児保育

4 副食費の免除

給食費のうち、おかず・おやつなどの副食費は、保育料に含まれている額（認定こども園1号認定以外）でしたが、保育料無償化に合わせて、実費負担となりました。

低所得世帯への配慮として、市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費は免除となります。市独自の取り組みとして、18歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定の子どもについて世帯の市民税所得割額に関係なく副食費が免除となります。

1号認定(満3歳以上・教育区分)

世帯	18歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円未満世帯	副食費免除		
市民税所得割額 77,101円以上世帯	実費徴収		

2号認定(4月1日時点で満3歳以上・保育区分)

世帯	18歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 57,700円未満世帯 (ひとり親・障がい世帯については77,101円未満)	副食費免除		
市民税所得割額 57,700円以上世帯	実費徴収		

3-2 児童手当関係

1 児童手当の目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とする。

2 支給対象

中学校を卒業するまでの児童（15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方。（平成24年6月以降 所得制限あり）

3 支給額（月額）

○3歳未満 15,000円

○3歳から小学生の第1子、第2子 10,000円（第3子以降 15,000円）

○中学生 10,000円

○所得制限を超過している方へは、特例給付として支給 児童1人につき 5,000円

4 支給時期

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給

5 児童手当の支給状況

令和3年6月支給実績	
令和3年2月～5月分	
支給件数	支給額（円）
6,528	501,111,916

3-3 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（令和3年4月から）

区 分	月 額	児 童 加 算 額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	43,160 円	10,190 円	6,110 円
一部支給の場合	所得額に応じ 43,150 円～10,180 円	所得額に応じ 10,180 円～5,100 円	所得額に応じ 6,100 円～3,060 円

※一部支給は所得に応じて月額43,150円から10,180円まで10円きざみの額。

$$(\text{計算式}) \text{ 手当額} = 43,150 - \underbrace{(\text{受給者の所得額} - \text{全部支給の場合の所得制限限度額}) \times 0.0230559}_{10 \text{ 円未満四捨五入}}$$

(2) 支給方法

年6回 奇数月

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
997 人	1,034 人	1,020 人	1,017 人	985 人	946 人	937 人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

2名（令和3年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

3 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

4 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
130 人	100 人	90 人	110 人	100 人	90 人	130 人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（令和3年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：今後実施予定

イ 親と子の集い事業：今後実施予定

5 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励見舞金	飯田市	30,000 円
交通災害遺児見舞金	長野県社会福祉協議会	150,000 円

6 母子生活支援施設 平成31年4月1日廃止

3-4 地域子育て支援関係

1 家庭児童相談

こども家庭応援センターが家庭児童相談を行っている。多様な職能スタッフ（保健師、公認心理師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、教員OB、ケースワーカー）によって、総合的専門的な相談に応じる。電話または面談による相談業務のほか、養育支援家庭訪問（養育支援に関する技術的援助）を実施する。

（1）相談受付経路別件数

経路	都道府県				市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	認定こども園	警察等	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	保健センター	その他								幼稚園	学校	教育委員会等							
R2年度家庭児童相談全体	67	3	2	0	33	271	5	91	10	0	10	0	0	35	0	49	3	0	0	81	5	2	2	669
内、児童虐待相談	3	3	0	0	8	12	1	21	8	0	5	0	0	3	0	12	0	0	0	20	0	1	0	97

（2）年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	4	46	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	57
1歳	14	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	20	0	60
2歳	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	106	0	138
3歳	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	45	0	89
4歳	8	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	37
5歳	11	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	4	0	36
6歳	8	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	30
7歳	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	18
8歳	3	11	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	17
9歳	3	13	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	20
10歳	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	9
11歳	3	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	0	23
12歳	3	8	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	15
13歳	4	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	20
14歳	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	20
15歳	1	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	13
16歳	3	8	1	0	0	0	0	2	0	1	0	1	1	0	0	1	18
17歳	1	11	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13
18歳以上	0	34	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
計	97	257	6	0	0	0	1	5	3	1	1	100	15	1	178	4	669

(3) 被虐待児童の年齢

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生以上	計
H28	20	14	12	16	11	8	14	32	6	57	190
受付	10.5%	7.4%	6.3%	8.4%	5.8%	4.2%	7.4%	16.8%	3.2%	30%	100.0%
H29	3	2	3	9	5	0	4	12	3	1	42
受付	7.1%	4.7%	7.1%	21.4%	11.9%	0%	9.5%	28.6%	7.1%	2.3%	100.0%
H30	2	6	6	7	8	11	3	28	9	0	80
受付	2.5%	7.5%	7.5%	8.8%	10.0%	13.8%	3.8%	35.0%	11.2%	0%	100.0%
R1	8	1	2	10	5	2	2	19	5	2	56
受付	14.3%	1.8%	3.6%	17.9%	8.9%	3.6%	3.6%	33.9%	8.9%	3.6%	100.0%
R2	4	14	6	14	8	11	8	19	9	4	97
受付	4.1%	14.4%	6.2%	14.4%	8.2%	11.3%	8.2%	19.6%	9.3%	4.1%	100.0%

(4) 被虐待児童の年代・虐待種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	11	0	17	10	38
4～6歳	12	0	10	5	27
小学生	7	0	6	6	19
中学生	3	0	5	1	9
高校生・その他	1	0	0	3	4
計	34	0	38	25	97

(5) 虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
虐待相談件数	22	5	69	0	1	97

2 保育所・認定こども園巡回訪問相談

巡回訪問スタッフ（保育士1、臨床心理士1、作業療法士2、言語聴覚士1、理学療法士1）の巡回訪問によって、発達支援ニーズのある親子に対し、保護者－保育所・認定こども園－専門機関の三者間連携が機能していくよう技術的支援を行う。

また、市内保育所・認定こども園での個別の指導計画作成により保育士・保育教諭の資質向上を図り、保護者－保育所・認定こども園－小学校が協働して継続性のある発達支援を行う。

＜巡回相談件数および個別指導計画作成実施件数＞

(人)

	年長	年中	年少	未満	全体
巡回相談ケース実数	18	23	30	22	93
個別指導計画作成実施児童数	53	59	65	72	249

3 短期親子支援グループ『ゆいっこ』・入園前発達支援学級

(1) 短期親子支援グループ『ゆいっこ』

乳幼児健診（1歳6か月～2歳）における要フォロー児童と家庭を対象とし、子どもの支援ニーズをアセスメントするとともに、子どもと家庭に合った子育てを保護者が見つけていけるよう伴走し、早期支援体制を重層化する。

実施回数 26回 利用件数 29人（1グループにつき隔週3回実施。各回3～4組参加）

(2) 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に心配のある子どもや支援を必要とする親子を対象とするグループ。それぞれの子どもの発達に応じた活動場面設定と個別配慮により、子どもの集団参加意欲や、認知・情緒、運動機能、コミュニケーションスキル、集団活動の中で必要となる生活スキルの習得等を促す。

また『親子の居場所づくり』的機能を有し、それぞれの家庭に合った養育相談や保育園・認定こども園入園に向けてのつなぎ支援を実施。

実施回数 30回 延べ利用人数 145人（R2年度、コロナ感染拡大防止の観点から利用人数15人→10人で対応）

4 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会（平成17年10月14日設置）。次に掲げる要保護児童や要支援児童、特定妊婦を発見したときは、速やかに調整機関へ情報を集約する。調整機関では必要に応じて個別ケース会議を開くなど情報の共有化を図るとともに、それぞれの機関が行う支援の内容を決定し実行する。

- (1) 虐待されている児童
- (2) 虐待が疑われる児童
- (3) 放置すると虐待に至るリスクの高い児童
- (4) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- (5) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- (6) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- | | | |
|-----------------------|---------------------------|----------------|
| ・飯田医師会 | ・飯田下伊那歯科医師会 | ・長野県看護協会飯田支部 |
| ・長野県助産師会飯下地区 | ・飯田市民生児童委員協議会 | ・長野県飯田保健所 |
| ・長野県飯田児童相談所 | ・飯田警察署 | ・飯田広域消防本部 |
| ・市内保育所 | ・市内認定こども園 | ・市内の小学校及び中学校 |
| ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ | | ・こども発達センターひまわり |
| ・市内の児童養護施設、乳児院 | ・飯田市地域子育て支援拠点つどいの広場 | |
| ・長野県飯田養護学校 | ・飯伊圏域障がい者総合支援センター | |
| ・放課後等デイサービス事業所 | ・飯田市ファミリーサポートセンター | |
| ・飯田市教育委員会 | ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課） | |
- （調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課

5 養育支援訪問等

養育支援家庭訪問事業は、児童虐待防止を目的とし、支援が必要な家庭に対し、集中的に家庭訪問を行う。訪問スタッフは、保育士資格保有者や通年研修により養成された養育支援訪問登録員があたり、育児モデルとなって家庭を支援する。

虐待防止のための専門的支援は、こども家庭応援センターの職員が保護者に対して家庭訪問や面接等で直接的に実施する支援である。

・養育支援訪問登録員：令和２年度 38 人

・養育支援訪問等件数

年度	養育支援家庭訪問事業		虐待防止のための専門的支援	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
H30	10	199	424	1,751
R 1	6	60	337	2,244
R 2	5	50	245	2,398

6 こども家庭応援センター「ゆいきっず」

(1) ゆいきっず広場

就学前の親子が寄り集まれる場として市役所りんご庁舎こども家庭応援センター内「キッズルーム」に簡易な遊具を置きスタッフを常時配置する。親子で一緒に遊びながら利用者親子が交流できる。平成 27 年 6 月 1 日プレオープンから令和 2 年度末までに合計 1,667 回広場を開催し、累計 22,811 組の親子にご利用いただいた。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加希望者が多くなってしまう「ゆいきっず講座」の開催を見合わせた。講座に代わるものとして、毎月発行している「ゆいきっず通信」に自宅で出来る手遊びや工作の紹介や、離乳食の作り方等を掲載し、紙面だけでなく子育てネットでも情報発信を行った。

(2) こども・子育て・教育に関わる相談

市内在住の 18 歳未満のこども・子育ての相談／来入学と小中学校在学中の就学相談・教育相談／虐待の心配を早期に予防する相談など広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。相談内容に応じて、さらに専門相談を予約・利用できる。受理した相談は必要に応じて関係機関との連携により適切に支援につなげる。

・ゆいきっず相談（新規相談・継続相談・合計）

年度	新規ケース数	継続ケース数	計
H30	564	657	1,221
R 1	494	659	1,153
R 2	499	666	1,165

・令和 2 年度ゆいきっず相談（相談種別概要）

児童養護相談 (児童虐待)	児童養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談 (性格・行動・不 登校・育児・躾)	その他の 相談	計
162	430	8	12	3	528	22	1,165

7 地域子育て支援拠点

就園前の子育て中の親子が利用し交流や講習会、子育てに関する情報提供、相談を行っている。特定のデイリープログラムを持たず自由に出入りできる。

令和2年度	実施曜日	実施時間	年間実施日数	年間利用延べ数			1日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	232	962	1,197	2,159	9
わいわいひろば	月～金	9:30～14:30	232	1,706	1,942	3,648	16
おしゃべりサラダ	月～金	10:00～15:00	234	1,063	1,254	2,317	10
アイキッズスクエアいくら	火～金	9:30～15:00	150	625	726	1,351	9
ひだまりサロン	火～木	10:00～15:00	154	344	394	738	5
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	152	192	194	386	3
なかよし広場ぞうさん	火～金	9:30～14:30	186	270	296	566	3
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	46	84	100	184	4
親子であそぼ♪森っこ	火～土	10:00～15:00	234	1,958	2,203	4,161	18
ゆるり飯沼	火～金	10:00～15:00	235	274	300	574	2
KanKan リトルジャイアント	月火水	10:00～15:00	160	442	502	944	6
KanKan リトルスキッパー	木	10:00～15:00	52	127	147	274	5
計			2,067	8,047	9,255	17,302	8

平成17年度： 民営型1か所、公営型2か所 計3か所設置

平成18年度： 既存3か所の開設時間の拡大

新たに民営型2か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成19年度： 新たに民営型1か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成20年度： 新たに民営型2か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成21年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成22年度： 新たに民営型1か所増設（わいわいひろば）公営型1か所廃止

平成23年度： 機能拡充型として隔週1日開所の出張ひろば1ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成24年度： 民営型1か所廃止（カンガルークラブ）

平成25年度： 民営型1か所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成26年度： 民営型2か所増設（ゆるり飯沼、KanKan リトルジャイアント）

平成28年度： 出張型1か所増設（KanKan リトルスキッパー）

3-5 こども発達センターひまわりの現況

(令和3年3月31日)

1 児童発達センター事業のあらまし

家庭から通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子ども一人ひとりに合わせた発達支援を実施するとともに、保護者の相談に乗り家庭と協力して心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

ア 児童数 定員 36 名
登録児童数 35 名 (途中入退所含む)

イ 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	18	19	22	21	17	21	23	19	21	18	18	18	235
延べ利用数	246	314	491	487	371	450	513	390	441	389	446	443	4,981

ウ 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	喬木村	阿智村	豊丘村	中川村	合計
23	2	3	2	2	1	2	35

エ 年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	0	3	8	7	5	6	29
女	0	0	2	2	0	2	6
合計	0	3	10	9	5	8	35

オ 児童の転園・卒園状況 19名 (途中転園含む)

保育園・認定こども園	10
転居	1
小学校	1
特別支援学校	7

カ 他機関からの受け入れ

- ① 実習生・職場体験受け入れ 延べ 35 名
- ② ボランティア受け入れ 年間 3 回 48 名
- ③ 他機関からの見学及び視察 年間 1 回 7 名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	54 件	継続支援計画作成	85 件
--------	------	----------	------

2 療育相談事業のあらまし

長野県から「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14市町村）を対象に、在宅の障がい児（者）の外来・訪問による相談・訓練・早期発達支援グループ活動等を関係機関との連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

- （１）早期発達支援グループ らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計４グループ

＊R2年度は新型コロナウイルス感染症対策として４月～７月中旬までの開催を見合わせた。

実施回数 52回 延べ利用人数 257名

- （２）地域グループへの支援

	飯田市
回 数	12
延べ人数	71

- （３）療育相談、発達検査（外来相談）

利用者数 583名 延べ利用者数 4,191名

- （４）保育園、認定こども園、学校、施設等訪問 165回

3 重症心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りをしながら心身の発達を促していく。R2年度は感染リスクの高い重症心身障害のお子さんは、学校の休校に合わせて家庭療育をお願いし、電話での相談、姿の確認を行った。

- （１）児童数

定員 一日５人程度

登録児童数 ５名（途中入退所含む）

- （２）療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	18	19	22	21	17	21	23	19	21	18	18	18	235
延べ利用数	1	0	26	27	25	31	24	18	22	8	24	30	236

- （３）出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	豊丘村	合計
1	2	1	1	5

- （４）年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	0	1	0	0	2	1	4
女	0	0	0	1	0	0	1
合計	0	1	0	1	2	1	5

3-6 令和2年度第二期子育て応援プランの進捗状況

☆基本目標1 子ども子育て支援の推進

①教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載				教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載	子育て支援課 生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課

②在宅育児応援サービスを拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載				教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載	子育て支援課 生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課

③児童虐待防止対策を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
子ども・子育て支援事業	子育てに関する相談対応や切れ目ない支援体制をさらに進めるため、福祉、保健、医療など関係機関がさらに連携し、市民と協働して取り組む子育て支援を進めます。	○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 子ども家庭応援センター相談対応件数 1,205件 ○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○発達支援巡回指導機能の充実	○飯田市子ども家庭応援センターによる、市役所庁内及び関係機関との連携・協働体制のさらなる強化、相談・支援体制の整備 ○子ども家庭応援センター 相談対応件数 1,500件	○児童虐待防止の子育て支援ネットワーク協議会運営。 代表者会議:年1回 実務者会議:年4回 ○個別ケース会議を随時実施し、体制強化と個別ケースの進行管理を実施。 児童虐待相談件数:97件 ○子育てに関する総合的支援の中核施設として、飯田市子ども家庭応援センターを運営し、子育て家庭が孤立せず安心して暮らし子育てができるよう、1関係機関との連携を図った。 ○相談後は専門職や各機関へつなげることでより社会全体で寄り添いながら応援する体制づくりに努めた。 育成相談件数:294件 ○保育所、認定こども園に専門職が巡回訪問し、発達支援のコンサルタントを引き続き実施。 93ケースに対して相談のべ111回実施	子育て支援課 【ゆいきつず】
	市民参加による活動を地域に広げるため、子育て家庭に関連する各種計画の実現に向け市民・行政が協働して取り組みます。	○次世代育成支援ワーキンググループ 「みんなで子育て応援サポーター会議」 サポーター数 10人	○次世代育成支援ワーキンググループ 「みんなで子育て応援サポーター会議」 サポーター数 15人	○応援サポーター数:8人 ○みんなで子育て応援サポーター会議により、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」「いいパパナビ」「まごナビ」を発行し、「子育てナビ」「パパナビ」は母子健康手帳交付時に、「まごナビ」は2カ月健診時に配布。	子育て支援課 【支援係】

	通訳等母語支援が必要な外国籍児童・保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。併せて通訳者の派遣のみに依存しないコミュニケーション(「やさしい日本語」や多言語翻訳機器の活用等)についても研究します。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人	○継続実施	○外国籍児童生徒共生支援員(サポーター)5人(中国語2、ポルトガル語2、タガログ語1)を配置、学校へ派遣し、文書の翻訳や学習言語の通訳等の支援を実施。 ○日本語指導者3名を配置、学校へ派遣し、学習言語が十分でない児童生徒の支援を実施。 ○日本語支援が必要な児童生徒が多く在籍する小中学校へ多言語翻訳機器を配置。 ○飯田市役所職員がやさしい日本語を活用した対応を全庁的に取り組むために、やさしい日本語ハンドブックを作成。	学校教育課 男女共同参画課
子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童等支援のため、飯田市子育て支援ネットワーク協議会(要保護児童対策地域協議会)に参画する福祉、保健、医療、教育、警察など子育て支援関係機関の一層の連携を推進します。また、関係機関との相談体制の強化及び適切なアセスメントの確保、資質の向上を図るため講習会等へ参加し積極的な子育て技術の伝承について取り組みます。	○飯田市子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待ネットワーク)実務者会議・研修会8回	○継続実施	○子育て支援ネットワーク協議会の調整機関として、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めた。 新規相談受付件数: 669件 虐待受付件数: 97件 実務者会議・研修会: 5回	子育て支援課
未就園児等の把握事業	未就園で乳幼児健診未受診者について、関係機関との連携により居住実態を把握するなど、児童虐待等の発生の防止に努めます。			○令和2年10月1日時点で当市に住所登録している0～12歳のうち、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の状況確認について調査した結果、状況確認できない児はいなかった。	子育て支援課
児童虐待防止の啓発事業	保護者、祖父母世代、新米パパママ、各健診学級等において、それぞれを対象とした児童虐待予防についての啓発活動に取り組みます。また、児童虐待防止推進月間及びながの子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレーの実施等において、関係機関や各団体と連携し広報・啓発活動等に努めます。			○オレンジリボンたすきりレーへの参加。 ○保健課乳幼児健診(12か月児健診・2歳児相談)で『愛の鞭ゼロ作戦』パンフレット配布。	子育て支援課 【ゆいきつず】

☆基本目標2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

① 結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
結婚相談支援事業	結婚を希望する独身、未婚者に向け結婚や結婚後の生活等について考えるセミナーや出会いの場の設定に取り組みます。また、子どもの結婚を望む保護者に向けて具体的な支援方法についての情報提供、移住・定住者に向けての活動を展開します。	○イベント28回開催、結婚相談登録210名、結婚成立15名	○イベント31回開催、結婚相談登録230名、結婚成立17名	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録:176名 イベント:12回開催、延べ132名参加 (地区開催含む) カップル成立:22組 結婚成立:5名 ○コロナ感染症の影響により、上半期はイベントやお見合いの中止・自粛が相次いだ、下半期には規模縮小やオンライン化等の対策を講じて事業を実施。 【内訳】 社協:イベント8回開催。延べ109名参加(地区開催含む) カップル成立:22組 結婚成立:5名 突撃:イベント:4回(事前・①・②・事後) 男性:12名、女性:11名参加 連絡先交換:総数14組 オンライン	福祉課
母子健康手帳交付事業	妊産婦及び乳幼児の健康保持増進のため、健康に関する情報を管理する母子健康手帳は、母子保健コーディネーター(保健師)との面接を行いながら交付します。面接時に全妊婦の支援プランを作成、定期アセスメント会議を実施します。また母子保健コーディネーターは相談、妊婦健診、産後2週間、1か月産婦健診などを通じ、必要に応じて関係機関と情報共有しながら妊産婦への早期支援に取り組みます。	○母子保健コーディネーター面接妊婦数814人、アセスメント開催回数73回 ○産婦健診受診者326人、延べ573件	○母子保健コーディネーター面接妊婦数680、アセスメント開催回数85回 ○産婦健診受診者667人、延べ1,267件	○面接妊婦数:798人 アセスメント会議開催回数:80回 ○産婦健診利用人数:625人のべ件数延べ1,116件(4月～2月分) ○母子保健コーディネーターにより、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援ニーズに繋がった。 ○全妊婦に「赤ちゃんを迎えるための準備」(支援プラン)を作成し、子育て支援課、周産期センターとも連携して安心して出産が迎えられるような相談体制を整えた。	保健課
安心して出産できる体制づくり事業	地域内での出産は地域内で可能となるよう、市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムを運用し、これまで以上に連携を強化するほか、院内助産の体制を充実させるなど、安心して出産できる体制づくりを進めます。また、医師確保に向けて関係機関と調整し継続的に取り組みます。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○、市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムの運用を開始。	○継続して安心して子どもが産める体制を整える。	○市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムの運用を開始。システム間の接続環境の改善を図っているが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、システムベンダによる各施設を訪問しての作業が中断。感染状況見ながらシステム改修を再開する。 ○当面は、従来形式の情報連携を継続しながら、切れ目ない情報共有に努めている。	市立病院

産後ケア事業	産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、家族等から産後の支援を受けられない、育児不安が強いなど、支援を必要とする方を対象に、助産師による相談や宿泊しての助産師支援を実施し心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また母子保健コーディネーターにより、母子手帳交付時に全妊婦と面談を行い、支援プランを作成し安心して出産が迎えられるよう相談体制をさらに充実させます。	○助産師相談件数 546 件	○助産師相談件数 450 件	○助産師相談件数:340 件 宿泊型利用件数:8 件 ○心身ともに不安定になりやすい産後に、家族等から支援を受けられない、育児不安が強いなど、支援を必要とする方を対象に、助産師による相談や宿泊による支援を実施。	保健課
乳児家庭全訪問事業	生後2か月頃に全乳幼児を対象に保健師が訪問指導を実施し、乳児の発育状況を把握し、保護者の相談に応じることで育児不安の軽減に努め、支援が必要な家庭に対しては関係機関につなげるなど適切な支援を行います。	○訪問件数 751 人、訪問実施率 98.9%	○訪問件数 667 人、訪問実施率 100%	○訪問件数:642 人 訪問実施率:97% ○乳幼児の発育状況及び育児環境を確認。 ○産後うつ質問票により、母の心の状態を把握し、その後のフォロー、育児支援につなげた。	保健課
乳幼児健康診査等事業	地域健康ケア計画を推進する中で、乳幼児の健診・相談(4か月児健診、7か月児相談、12か月児相談、1歳6か月健診、2歳児相談、3歳児健診)においては、心身の発育の状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図り、必要に応じて専門相談の継続へとつなげます。健診・相談は対象人数を適正にし、きめ細やかな対応に取り組みます。	○乳幼児健診受診率 96.4%	○乳幼児健診受診率 100%	○乳幼児健診受診率: 96.9% ○1回あたりの受診者数を減らし、きめ細やかな対応ができるよう体制を整えた。 ○新型コロナウイルス予防のため、スタッフの増員をして警戒レベルに準じた内容の変更を随時実施。 ○必要に応じて電話・来所相談や専門機関へつなげ、継続した支援を実施。	保健課
	遊びの広場では対象者についての整理や基準を設け適切な支援を実施します。	○遊びの広場の実施 12 回	○継続実施	○遊びの広場の実施:10 回 ○遊びや個別相談を行い、母の育児不安の解消や児の発達支援を実施。 ○新型コロナウイルス予防の予防のため、警戒レベルに応じた内容に変更し実施。	

②子育ての学び合いの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
乳幼児学級、乳幼児教育支援事業	保護者の子育て学習の場として乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児を持つ保護者や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師の家庭訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて子育て家庭同士の交流を深めます。また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。			○参加延人数:2,938 人 実組数:646 組 ○コロナ感染症の影響で中止にした期間があり前年より実施回数・参加者が減少。 ○感染レベルに準じた開催ではあったが、感染防止対策を講じ、内容等変更しできる限りの実施に努めた。	保健課

パパママ教室 事業	妊婦の不安を軽減し安心して出産育児を迎えられるようパパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時に対象者への周知を図るとともに、受講しやすい日程での開催や魅力ある内容にします。夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため家族の健康教育に取り組みます。	○参加延人数 364 人、うち夫や家族の数 110 人	○参加延人数 300 人、うち夫や家族の数 100 人	○参加延人数:222 人 うち夫の数:107 人 ○全妊婦に行われる母子保健コーディネーターの面談の中で、パパママ教室の紹介を実施。 ○教室は夫が参加しやすい日曜日に設定したこと、産院の両親学級中止の影響もあり、参加希望者も多く夫の参加割合も増加した。	保健課
母子保健学習 事業	中学生を対象に、乳幼児とのふれあい体験授業や母子保健学習を通し、自分の命を大切にすることと身近な人を思いやる気持ちを育てる機会をつくります。また高校生に対しては、小さな子どもと接する機会を拡大していけるようにします。	○高校実施数4校	○中学実施数全学校、高校実施数5校	○中学生を対象とした母子保健学習、高校生の乳幼児とのふれあい体験授業ともに新型コロナウイルス感染症の影響で、実施は見合わせました。 ○希望のある学校には、妊婦体験シミュレーター、沐浴人形の貸し出しを行った。	保健課

☆基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①いいだ型自然保育の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度 実施状況	担当課等
いいだ型自然 保育事業の推 進事業	本市には、「地域の子どもは、地域で守り育てる」という住民意識が息づいています。保育所や認定こども園では、地域密着型の自然体験・食農体験・地域行事などに積極的に取り組みながら、生きる力の基礎となる豊かな感性や表現力を育みます。			○「いいだ型自然保育」の魅力発信。 ○リーフレット作成:オールカラー・30 頁 ○上村保育園 PR 動画制作:3本	子育て支援課 【保育係】

②環境教育の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度 実施状況	担当課等
環境教育の推 進事業	幼少期から物を大切にすることや資源を大切にすることを学ぶため、リサイクル活動(野菜くずの堆肥作り、ごみ分別)を行います。子どもたちだけでなく、保護者も一緒になって取り組むことにより環境教育の充実を図ります。			○子ども自ら「3R」の推進を図り、ごみの分別を学ぶ機会を設定。 ○生ごみ処理機を使用した堆肥づくりの実施。	子育て支援課 【保育係】

③コミュニティスクールの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
幼保小連携の 推進事業	幼児期から義務教育期への円滑な接続が行われるよう、幼児教育と初等教育の指導者が連携し、早い段階から子どもの状況把握に努めます。「飯田市育ちと学びのリーフレット」を作成・配布し、保護者が活用することで就学への不安感を和らげます。保育所・認定こども園・小学校はお互いに連携し、幼児教育・初等教育の理念や内容について相互理解を深めるため、情報交換会や合同職員会の開催、幼保小連携推進部会の設置に向けて取り組みます。			○幼保小連携推進委員会の開催により、共通認識により途切れない発達支援などについての検討会を実施。 ○また、小委員会として検討会を開催し、発達支援ニーズのある子どもの情報引継ぎシートを統一様式として整備した。 ○小中連携・一貫教育推進に関わる、各中学校区で実施されている合同職員会・研修会等への有志幼保教職員の参加が開始。4名参加。 ○市内の保育所、認定こども園、小学校における具体的な取組を広報するために作成された、「幼稚園・保育園年中(年長)保護者むけ啓発リーフレット(飯田市育ちと学びのリーフレット)」を、市内の全ての年長園児家庭および小学校1年担任に配布し、保護者が就学への不安を和らげられるようにした。 また、幼児期から義務教育期への円滑な接続が行われるよう、幼保小の指導者が連携し、把握した子どもの状況を引き継ぐシートをR3年度以降の活用に向け作成。	学校教育課 子育て支援課 学校教育課 【幼保小担当】
コミュニティスクール推進事業	地域住民の方々に、子どもの教育や学校運営について協議いただくなど、学校と地域がこんな子どもを育てたいという、目指す子どもの姿や願いを共有しながら、地域と学校が一体となって子どもを育てる持続可能な取り組みを、関係機関と協力しながらさらに推進します。			○各校の学校運営協議会において、学校、地域、保護者等が目指す子ども像やその実現に向けた取組等について共有し、相互に連携しながら取り組んだ。	学校教育課
飯田型キャリア教育推進事業	リニア時代の主役となる子どもたちが、変化の激しいこれからの時代にあって、確かな学力・基礎的体力・自己肯定感・課題解決の力を備え、グローバルな視野とふるさとへの慈しみをあわせもち、飯田に心根をおいて地球規模で交流・活躍・貢献しながら生き抜く力を獲得するための教育を、学校、家庭、地域、行政の協働で進めます。	○小中一貫キャリア教育の推進 小学校 19 校、中学校9校	○継続実施	○小学校:19 校、中学校:9校で実施。	学校教育課

子ども読書活動 推進事業	乳幼児期、学童期に読書の楽しさや知識を習得する喜びを体感することは、子どもの心の成長にとって大切と考えられます。図書館では子どもの読書体験を促すため発達段階に応じた取り組みを実施します。乳児期では7か月児相談での絵本プレゼント、幼児期では保育所との連携により家庭に本を貸し出す取り組みを行い、親子読書の推進を図ります。さらに学童期では図書館と学校・地域が協力し、子どもの読書習慣の定着や、情報を収集し活用する力の育成に取り組めます。			○7か月児相談での絵本プレゼントを849名に実施。保育所との連携による家庭に絵本を貸し出す取り組みを実施した。 ○R3年度に新規事業として4歳児(年中児)を対象に絵本プレゼントを行うセカンドブック事業を開始。 ○小学生の読書習慣定着に向けて、学年別おすすめ図書リスト「よむリス」を学校図書館担当者と共同で作成。 R2年度は1・2年生向けを作成、R3年度は3・4年生を作成予定。 ○中高生に調べる楽しさを体験してもらう企画「図書館からの挑戦状」を学校図書館と連携して実施。 ○中学生を対象に「Join us いいだLib 1日司書体験」を開催し、6校7名の生徒と本の紹介文作りなどの交流を実施。	中央図書館
-----------------	--	--	--	---	-------

④放課後子どもプランの推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
放課後子ども教室運営事業	地域と行政が協力して、学校開放の取り組みや学校施設の有効利用とあわせ運営事業を充実させます。高齢者と子どもたちをつなぐ交流促進の場となっていることから、地域の方々が持つ知識や技術を子どもたちに伝え、地域で子どもを育む活動への参加を促します。このためコーディネーターやボランティアスタッフの育成に取り組めます。また、子どもに関わる機会を増やすことで、地域で青少年を見守る大人の子育て意識の醸成に努めます。			○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施。	学校教育課

⑤食育活動の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
食育の推進事業	朝食欠食率の減少を目指し若い世代・働き盛り世代を中心に朝食を食べることの大切さを伝えていきます。また、食品ロス削減に関する情報提供や啓発活動など、環境を意識しつつ多様な暮らしに対応した望ましい食生活実現のため、市民の方が主体的に取り組める食育を推進します。食農体験は園や学校と協議を進める中で、各地区農業振興会議やJA等関係機関と連携を図りながら引き続き推進してい	○朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率 朝食 56%、夕食 62%	○朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率 朝食 61%、夕食 65%	○6月の食育月間に合わせ共食の大切さの啓発活動を実施。(広報いいだ、本庁舎の市民ギャラリー・動物園横フェンス・路線バス・市内大型店にポスター掲示) ○市民意識調査では、「朝食と夕食を家族と一緒に食べる共食率」については、朝食:59%夕食:64%であった。 平成30年度と比較して朝食も夕食も増加しており、啓発活動の効果が少しずつ出てきている。	保健課

	きます。 公立保育園及び小中学校における「主要野菜」については、飯田市食育推進計画により数値目標を掲げ、地元農産物の利用率を高めます。また、公立保育園では地元で採れる「旬の果物」については、すべて地元農産物を利用します。	○公共の教育施設における、主要野菜 10 品目における年間を通じた地元農産物利用率 学校 42%、保育園 45%	○公共の教育施設における、主要野菜 10 品目における年間を通じた地元農産物利用率 学校 46%、保育園 48%	○公共の教育施設での主要野菜 10 品目における年間を通じた地元農産物利用率は学校:46.8% 保育園:42.6% ○地域の農家や関係団体と連携し、保育所及び小学校の食農体験を支援。	学校教育課 子育て支援課【保育係】 農業課
		○離乳食講座の実施 24 回	○継続実施	○離乳食講座:15 回 ○新型コロナウイルスのため、内容変更。試食は中止。 調理実習から栄養士によるデモンストレーションを実施。	保健課

☆基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 夫婦が、お互いを尊重し合いながら子育てと仕事を両立する働き方を提唱

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和 6 年度)	令和 2 年度 実施状況	担当課等
「みんなで子育てナビ」 「いいだパパナビ」の 編集・発行事業	妊娠前から主に就学前までの情報を掲載した、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」、新米パパ向け情報誌「いいだパパナビ」を編集し、母子健康手帳交付時や転入時に配布します。編集委員は、子育て世代の飯田市民から公募し子育て当事者の視点から「子育てに欲しい地域情報」を自由に議論し作成していただきます。「みんなで子育てナビ」は飯田市ホームページ(飯田市子育てネット)と連動し、パソコンやスマートフォンで閲覧できるようになっています。	○「みんなで子育てナビ」発行部数 1,300 部 ○「いいだパパナビ」発行部数 1,000 部	○「みんなで子育てナビ」発行部数 800 部 ○「いいだパパナビ」発行部数 800 部	○みんなで子育て応援サポーター会議により、作成した子育て応援情報誌 みんなで子育てナビ: 1,300 部、いいだパパナビ: 800 部発行 ○次年度に向け、「みんなで子育てナビ」を全面カラーにし、内容をリニューアルした。	子育て支援課【支援係】
「孫ナビ」の編集・発行事業	「孫ナビ」は、祖父母向けの子育て情報誌です。昔と違う今どきの子育ての情報をわかりやすく説明します。	—	○「孫ナビ」発行部数 1,600 部	○みんなで子育て応援サポーター会議により、子育て応援情報誌 まごナビ: 1,600 部を発行。	子育て支援課【支援係】
ながの子育て家庭 優待パスポート事業	18 歳未満の子どもがいる世帯の方や妊娠中の方が、協賛店で「ながの子育て家庭優待パスポート」を提示すると、子育てにやさしい設備の提供や割引・優待などのサービスを受けられる制度です。(長野県事業)子育て中の親子が、気兼ねなく外出することができるとともに、地域全体で子育てを応援することを推進します。本市では市内協賛店の拡大に向け、長野県に協力するとともにパスポートの配布事務を担当します。	○ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗数 233 件	○ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗数 250 件	○協賛店舗: 238 店(2 年度末 時点) ○市内協賛店の拡大に向け、長野県に協力して協賛店の更新作業を行い、新規および再交付のパスポートの配布事務を実施。	子育て支援課【支援係】
休日保育事業	仕事などの都合により、日曜や祝日に家庭で保育ができないときに保育所で一時的な預かりを実施します。	○実施園 1 か所(飯田中央保育園)	○継続実施	○実施園: 1 か所(飯田中央保育園)	子育て支援課【保育係】

②介護と子育ての両立のための相談支援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
ダブルケアの相談窓口事業	近年、晩婚化等を背景に子育てと親の介護を同時に引き受ける、育児と介護のダブルケアが指摘されています。ダブルケアを行っている人数や割合、問題や社会的支援の必要性の把握に努め、ダブルケアに対応した相談窓口などの体制整備に取り組めます。	○ダブルケア相談窓口の設置1か所	○継続実施	○高齢者とその家族の総合相談窓口の一つとして、地域包括支援センターの周知に努めた。 ○ダブルケア相談窓口の設置:1か所	長寿支援課

③仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
ワーク・ライフ・バランス推進事業	男女がお互いに主体的に子育てを行い、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図りながら子育てを楽しむ暮らすことができる社会の実現に向け、事業所や労働者への啓発活動や研修会等を実施します。また、働きやすい職場づくりに取り組む事業所の個別相談等に応じながら、社員の子育て応援宣言や特定事業主行動計画の策定に向けたPR活動を実施し支援に努めます。	○セミナーの実施(企業向け、一般向け)2回 ○企業訪問の実施227社	○セミナーの実施(企業向け、一般向け)2回(令和4年度) ○企業訪問の新規訪問実施	○セミナーの実施2回 R3.1.21 経営者、人事・総務担当者向けセミナー オンライン開催 参加者:35名 R3.2.22 働きやすい職場づくりを実践事例から学ぶセミナー オンライン開催 参加者:46名 ○企業訪問の実施:5社(新型コロナウイルス感染拡大のため計画通りに実施できず) ○ワーク・ライフ・バランスセミナーを1月21日に開催し、啓発を行った。コロナ感染拡大防止のため、1回のみでオンラインによる開催であったが、35名参加。コロナ禍後の人材確保に必要な視点についての講演。 ○働き方改革推進の具体的な取組みに対して困惑している中小企業が多いことを踏まえ、企業訪問活動から判明した成功例を水平展開し、地域全体の底上げにつなげていくことを目的とした「働く人も会社も地域も三方良しの会社づくりセミナー」を2月22日に開催。46名の参加を得た。	男女共同参画課 産業振興課 子育て支援課

☆基本目標5 きめ細やかな支援の推進

①特別な配慮が必要な子どもへの、寄り添い型支援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
途切れない発達支援体制整備事業	発達に何らかの心配があり、特別な配慮が必要な子どもや家庭に対し、一人ひとりの特性に合わせた発達支援を行うため、各分野による協働体制をさらに	○福祉型児童発達支援利用児童45人 ○放課後デイサービス利用児童245人 ○計画相談利用児童290人	○福祉型児童発達支援利用児童50人 ○放課後デイサービス利用児童250人 ○計画相談利用児童300人	○福祉型児童発達支援利用児童:48人 ○放課後等デイサービス利用児童:278人 ○計画相談利用児童:304人	福祉課

	充実させます。また保護者のニーズにあった適切なサービスにつなぐことで安心して子育てができるよう、相談支援体制の向上に努めます。	○サービスを利用する障がい児の割合 71 %	○サービスを利用する障がい児の割合 75 %	○サービスを利用する障がい児の割合:71.36 %	
		○親子支援グループ「ゆいっこ」参加家庭-組 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」参加家庭 15 組	○親子支援グループ「ゆいっこ」参加家庭 40 組 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」参加家庭 15 組	○親子支援グループ「ゆいっこ」 26 回実施のべ 29 組利用。 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」 30 回実施 10 組 のべ 145 人利用	子育て支援課【ゆいきっず】
特別な配慮が必要な子どもへの幼保小連携事業	乳幼児健診等での早期からの相談や、市内全保育所・認定こども園で配慮が必要な子どもへの早期支援を行い、一人ひとりの発達支援ニーズに合った個別の支援が保護者とともに幼児期から学童期へと継続されるよう連携強化を図ります。また、保育所・認定こども園における、特別な配慮が必要な子どもとそのクラスに対する個別の指導計画の作成について推進します。			○保育所・認定こども園において、特別な配慮が必要な子どもについて、適切な支援が保護者の了解を得た上で小学校に申し送ることができるよう、「引継ぎシート」を作成。 ○特別な配慮が必要な子どもとそのクラスに対する個別の指導計画の作成実施件数 年長:53 件 年中:59 件 年少:65 件 未満児:72 件	学校教育課 子育て支援課【ゆいきっず】
就学相談支援事業	特別な配慮が必要な児童生徒や家族に対し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要とする支援を行うことにより特別支援教育の充実と資質向上を図ります。また、学校に引き続き支援員を配置することで、生活・学習活動・介助等の支援を行います。 すべての年長児保護者に教育支援(就学相談)に関して広報し、特別な学びの場(特別支援学校・特別支援学級など)について紹介し、当事者や関係者の理解の促進に取り組みます。	○就学相談説明会 90 人 ○特別支援教育支援員数 42 人 ○特別支援教育コーディネーター 28 人	○就学相談説明会 90 人 ○特別支援教育支援員数 43 人 ○特別支援教育コーディネーター 28 人	○特別な教育的配慮が必要な子どもに対する教育環境整備や保護者等を対象とした就学相談説明会を 5 回開催し、計 146 名の参加。 ○特別支援教育支援員数:44 人 ○特別支援教育コーディネーター:50 人 ○飯田市の教育支援について説明し、保育園と小学校の違いや各機関との連携について周知を実施。	学校教育課 子育て支援課【ゆいきっず】
女性相談・DV被害者支援事業	女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な保護を含めた自立支援を関係機関と連携して行います。DV被害を含め女性を取り巻く課題は複雑化多様化しており、より適切に対応するため相談員の人材育成や体制強化に取り組み、女性相談やDV被害者への相談支援を行います。			○ひとり親家庭が自立し、安定した生活が送られるよう、母子父子自立支援員及び、相談員による相談支援や就業支援を実施。 ○DV被害者に対しては、女性相談員を中心としたスタッフが相談を受け、関係機関との迅速な連携を図りつつ、必要な福祉サービスへつないだ。 ○DV被害に関しては、被害者の心身の安定と本人の意思を尊重し、自立した生活への立て直しを支援。	子育て支援課【家庭係】

②ひとり親家庭の自立と、進学・就職の夢をサポート

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
ひとり親自立支援事業	父母の離婚や死別などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るため支給します。(児童扶養手当) 看護師・保育士・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。(高等職業訓練)	○児童扶養手当の支給 833 世帯 ○高等職業訓練促進支給1件 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 33、677 千円	○児童扶養手当の支給 継続実施 ○高等職業訓練促進支給5件 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 継続実施	【児童扶養手当】 ○離婚前から児童扶養手当の制度の説明をし、適切に児童扶養手当が受給できるように対応。 ※R3.3 現在の児童扶養手当資格者数:932 人 内受給者数:784 人 ○児童扶養手当の支給: 962 世帯 ○新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金及びひとり親世帯臨時特別給付金を支給。 児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金:780 人、24,400 千円 ひとり親世帯臨時特別給付金:1,685 人、148,830 千円 【高等職業訓練促進支給】 ○資格取得(保育士、看護師等)のため、高等教育機関に修学しているひとり親家庭の母に高等技能訓練促進費を支給。 該当者:1名 ○就業に有利なスキルを身につけるため、対象の教育訓練講座を受講し、修了したひとり親家庭の母に自立支援費給付金を支給。 該当者:2名 【母子父子寡婦福祉資金の貸付】 ○ひとり親家庭の母または父に県の母子寡婦福祉資金の貸し付けを受付し、県の審査会へ意見をつけて提出。 貸し付け:4人 4件 6,180,000 円	子育て支援課 【家庭係】

③子育てに係る経済的負担を軽減

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
不妊及び不育症治療費助成事業	高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療及び男性不妊について経済負担軽減のため一部を助成します。また不妊治療等に関する情報提供や不妊・不育相談についても行います。	○不妊治療費助成件数 113 件 ○不育症治療費助成件数 0 件	○不妊治療費助成件数 100 件 ○不育症治療費助成件数5件	○不妊治療費助成件数: 149 件 ○不育症治療費助成件数:0件 ○高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療及び男性不妊について、経済負担軽減のため一部を助成。 ○不妊治療等に関する情報提供や不妊・不育相談についても実施。	保健課

妊婦健診費助成事業	母子ともに安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診検査を定期的に受診できるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。	○妊婦健診費利用者数 1,208 人	○妊婦健診費利用者数 1,070 人	○妊婦健診利用人数：1,039 人のべ 7,613 回実施(4月～2月) 実施場所：県内相互乗入契約医療機関、県外個別契約 医療機関、(契約外医療機関は償還払) 検査項目(補助内容)：一般:14 枚、超音波:4 枚、追加検査 ： 5枚に記載する検査項目 実施時期：4月1日～3月31日 ○安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診検査を定期的に受診できるよう、費用を助成。	保健課
児童手当支給事業	0歳から15歳まで(中学を卒業するまでの子)がいる世帯に対して、子どもの人数や年齢に応じ、年4回に分けて支給されます。	○児童手当支給延べ数:150,740 人 児童手当支給金額:1,680,055 千円	○継続実施	○中学生までの子供がいる世帯に対して、児童手当を年3回支給。 児童手当支給延べ数:142,057 人 児童手当支給金額:1,574,310 千円 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に対し、子育て世帯臨時特別給付金を支給。 特別給付金支給者数:7,454 人 特別給付金支給額:131,090 千円	子育て支援課【家庭係】
子ども医療費給付事業	すべての子どもが安心して医療を受けられ、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、0歳から満18歳までの子どもを対象として医療費を給付します。	○給付件数 130,719 件	○給付件数 122,000 件	○0歳から満18歳までの子どもを対象とした医療給付を 109,376 件実施。	保健課
保育料等の軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、令和元年10月からスタートした「幼児教育・保育の無償化」の制度と合わせ、18歳未満のきょうだいが2人以上いる世帯については、所得に関わらず副食費を免除します。また、無償化の対象外となる住民税課税世帯の3号認定の保育料の軽減を行います。	○保育料軽減率 35.75% 副食費免除対象者数(国制度上乗せ) - 人	○保育料軽減率 継続実施 副食費免除対象者数(国制度上乗せ) 325 人	○3号認定保育料の軽減軽減率:35.64% ○副食費の免除 免除対象者数(国制度上乗せ): 336 人	子育て支援課【保育係】
就学援助事業(児童クラブ軽減含む)	経済的な理由等により、学用品や学校給食費等の支払いが困難な家庭に対し費用の全額または一部を補助します。また、生徒会費などの援助対象品目について検討します。	○学用品援助対象者 1,013 人	○継続実施	○学用品援助対象者: 1,032 人	学校教育課
奨学金貸与事業	進学を希望するも経済的理由により就学が困難な学生に対し、教育の機会均等を確保するため、引き続き無利子で奨学金を貸与します。また、本市	○奨学金貸与者 45 人	○継続実施	○奨学金貸与者:35 人	学校教育課

	に就職等により移住した場合には返還金の一部を免除する仕組みも整えます。				
--	-------------------------------------	--	--	--	--

★基本目標6 地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進

①「地域の子を地域で育てる」子育て支援の地域づくりを推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
おめでとう赤ちゃん訪問活動事業	民生児童委員が、生後4か月児のいる家庭へ訪問し、市長メッセージやプレゼントを渡します。訪問では、子育ての困りごと等を聞きとり、地域の生活情報をアドバイスするほか、家庭と行政とのパイプ役として子育ての見守り役であることを伝えます。			○民生児童委員・主任児童委員により、4か月児のいる家庭で家庭訪問を希望する家庭に対して家庭訪問を実施。 ○コロナ禍においても、玄関先のみにするなど工夫をしながら訪問活動を継続し、子育ての孤立を防いだ。 ○家庭訪問数:650件	子育て支援課【支援係】
子育てにやさしい街づくり事業	他の関連する計画や各整備計画との整合を図りながら、歩道整備等(階段のスロープ化など)子育て親子の外出を支援し、利用しやすい環境整備を進めます。			○新規市道改良において、公園周辺や市街地などの歩道設置可能な路線を選定し、年次計画で整備を進めている。 ○市道1-31号島垣外宮ヶ洞線(大瀬木)L=40.0m(両歩道)、市道1-42号大須線(竹佐)L=20.0m(片歩道)の整備を実施。	土木課

②安全安心なまちづくりを推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
青少年育成事業	地育力による人づくり、青少年の健全育成や青少年保護活動等を行うため、引き続き青少年育成センターを運営します。また本市の青少年健全育成基本方針に基づき、青少年の健全育成に関する活動を担うため、青少年育成推進委員を置きます。青少年育成推進委員は地域団体、関係機関等との連携による啓発・巡視などの活動を行い青少年が健全に育つ環境整備に努めます。			○情報交換、情報共有のための全体会:2回 ○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間) 情報発信:3回 ○飯田市PTA連合会と合同で青少年健全育成活動への協力を、事業所に対し通知にて依頼。 ○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、巡回巡視活動・地域環境実態調査、県主催の研修会の実施はなし。	生涯学習・スポーツ課
子どもの見守り活動推進事業	犯罪や事故のない安全安心なまちを目指して、市・警察・福祉・教育関係機関やPTA・安心子どもの家・子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアの連携による防犯活動です。引き続き、子どもたちが安心して地域で過ごせるよう、ボランティア活動の普及啓発を進めます。また、警察・学校等からの安心メールなどを活用し、犯罪やトラブルが起きないよう地域づくりに努めます。			○飯田警察署生活安全課員による市職員に対する青パト講習の実施。 ○警察で把握した不審者情報の共有。 ○一日警察署長イベント時に防犯協会と協働した青少年に対する啓発活動の実施。 【次年度への対応】引き続き警察等関係機関との情報共有を密にし、見守り活動を継続する。	危機管理室 生涯学習・スポーツ課 学校教育課 子育て支援課

中山間地域振興事業	飯田市中山間地域振興計画に基づき、人口減少を最小限に留めるため、近居・同居支援などの補助メニューや空き家活用事業と合わせ、地域への人財※誘導を推進していきます。 ※人が地域にとって財産であるという意味で中山間地域振興事業において使用しています。			○子育て世代が、親世代との近居や同居を目的に家を新築・増築するための支援を実施。 ○補助金交付件数:9件	ムトスまちづくり推進課
-----------	---	--	--	---	-------------

③地育力による子育て応援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
居場所づくり事業	学習・自然体験学習・遊びの場など、子どもたちが自ら企画・運営する活動や居場所づくりを応援します。 ひきこもりや不登校などの子どもが抱える悩み・苦しみに対して、電話相談や訪問活動を実施し、社会参加に向けて本人や家族への継続した支援を行います。支援にあたってはNPO法人フリーウイングと引き続き連携します			○飯田長期欠席児童生徒支援ネットワーク協議会等を通じて、不登校児童生徒の支援や居場所づくりを行っている団体との情報共有や連携を図った。 ○不登校の子供や保護者の悩み相談、子どもの居場所、学習活動等を実施しているNPO法人フリーウイングの活動を支援。 ○夏休みや春休みの長期休業の子どもの居場所と学習支援として、公民館を利用した寺子屋や子ども教室などの事業を地域住民と共に実施。 ○地域の人材を活用し、地域に関する様々な分野の体験活動を通じ、子どもの探求心を育む事業等を学校や家庭などの関係者と連携して公民館にて実施。 【次年度への対応】令和3年度も今年度同様、コロナ禍の感染症対策を徹底したうえで、子どもの様々な学習機会と居場所を確保していく。	学校教育課 公民館
子育てに関する地域課題の把握と検討	地域福祉計画を踏まえつつ、主任児童委員会などを通じて子育てに関する地域課題を把握し検討していきます。			○各地区の主任児童委員が、各ブロック会を通じて課題を共有し、検討を行った。	子育て支援課【支援係】

④教育・保育人材の確保を、地域の中から発掘

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
教育・保育人材確保事業	幼児教育・保育施設の安定的な運営を支援するため、幼児教育・保育人材の発掘や就業支援、人材確保のための移住定住を促進します。また、保育従事者等の技能向上やキャリアアップなどの支援、質の向上を図る活動支援を行います。			○民間保育所等が取り組む人材確保のための各種補助金を新設。 ○就職(復職) 支度支援。 ○宿舍借上支援。 ○インフルエンザ予防接種。 ○幼児教育・保育人材コーディネーターの設置。	子育て支援課【保育係】

地域協働型保育所等運営モデルの推進	地域の協力・協働を得て、公立保育所等の保育標準時間の運営のための人材を確保します。 ①地域の協力・協働を受けながら公立保育園の開所時間を延長していく。(上限は保育標準時間) ②延長する時間帯の保育は、地域から発掘された地元人材を市がパート職員として任用して運営する。なお、地元人材が当該地元保育園へ勤務するよう配慮する。 ③延長される時間帯の園児は核家族世帯である場合が多いことから、地域との協働により園内イベントを企画開催するなど、対象家庭が「地域が見守っている」と安心を感じられるよう配慮する。			○「地域協働型運営モデル」の実践。 ○丸山、上久堅、川路、三穂保育園の長時間保育の地元人材の雇用。	子育て支援課【保育係】
-------------------	---	--	--	---	-------------

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

施策の方向性	(1) 全地区において、11時間以上の保育サービスがあるまちを目指します (2) 全地区において、3歳未満児を家庭で養育しながら、3歳以上児が無償で幼児教育施設へ通えることができるまちを目指します (3) 乳児・3歳未満児の子育てに寄り添い、効果的に支援するまちを目指します (4) 教育・保育施設については、地区ごとの特性に応じて個別にマネジメントします (5) 行政が、多様な主体による教育・保育の運営をしっかりとサポートします	子育て支援課
令和2年度実施状況および評価		
○保護者のニーズに合わせ、公立保育所の保育必要量の時間変更、開所時間の変更。 ○未満児保育の受入数が10名増加。 ○安定的な教育・保育が行えるよう保育人材コーディネーターを1名配置。 ○1号認定については、計画値に対して、プラス34人となりましたが、認定こども園(幼保連携型・地方裁量型・保育所型)の弾力的な対応により、量の見込みを確保しています。 ○2号認定については、中学校区区域の保育需要に対する利用定員は確保できています。 ○3号認定(2・1歳児)については、利用定員の弾力的な運用(利用定員120%)や中学校区間での入所調整により、保育需要に対する利用定員の確保ができています。 ○市全体で、22人不足となりましたが、利用定員の弾力的な運用(利用定員120%)や中学校区間での入所調整により、3号認定(2・1歳児)の保育需要に対する利用定員の確保ができています。 ○広域入所の受け入れについて、原則として利用定員の100%までとし、年度途中の入所を市民優先としました。		

教育・保育の量の見込み及び確保の状況

【1号認定 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
1号認定	人	量の見込み	220	254	115.5	214	208	204	200
		確保の内容	220	254	115.5	214	208	204	200
		差引	0	0		0	0	0	0

【2号認定 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体							飯田東・西中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
2号認定	人	量の見込み(教育)	337	291	86.4	329	318	312	306	53	39	73.6	53	50	51	50
		量の見込み(保育)	2,244	1,941	86.5	2,186	2,188	2,076	2,036	349	262	75.1	351	345	340	327
		確保の内容(教育)	337	291	86.4	329	318	312	306	53	39	73.6	53	50	51	50
		確保の内容(保育)	2,244	1,941	86.5	2,186	2,188	2,076	2,036	349	262	75.1	351	345	340	327
		差引	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区							旭ヶ丘中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
		量の見込み(教育)	84	72	85.7	75	76	73	70	69	56	81.2	71	64	63	61
		量の見込み(保育)	541	471	87.1	490	520	476	475	463	387	83.6	471	438	423	407
		差引	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	人	数値区分	竜峡・竜東中学校区							高陵中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
		量の見込み(教育)	27	24	88.9	25	29	30	32	61	50	82.0	60	56	54	52
		量の見込み(保育)	182	162	89.0	169	198	194	212	409	338	82.6	395	386	363	343
		差引	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	単位	数値区分	鼎中学校区							遠山中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
		量の見込み(教育)	43	41	95.3	45	43	41	41	0	0	0.0	0	0	0	0
		量の見込み(保育)	289	278	96.2	301	295	276	269	11	16	145.5	9	6	4	3
		差引	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0

※「充足率(%)」は実績/見込×100で計算しています

【3号認定(2・1歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体							飯田東・西中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
3号認定 (2・1歳)	人	量の見込み	1,098	967	88.1	1,064	1,058	1,046	1,037	160	134	83.8	153	152	152	155
		確保の内容	1,022	967	94.6	1,023	1,030	1,037	1,037	284	134	47.2	284	284	284	284
		差引	△ 76	0		△ 41	△ 28	△ 9	0	124	0		131	132	132	129
	単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区							旭ヶ丘中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	256	248	96.9	254	250	246	241	201	200	99.5	189	193	191	188
		確保の内容	218	248	113.8	218	223	223	223	182	200	109.9	185	185	188	188
		差引	△ 38	0		△ 36	△ 27	△ 23	△ 18	△ 19	0		△ 4	△ 8	△ 3	0
	単位	数値区分	竜峡・竜東中学校区							高陵中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	94	75	79.8	103	98	100	102	197	174	88.3	182	183	178	175
		確保の内容	39	75	192.3	41	41	44	44	175	174	99.4	175	175	175	175
		差引	△ 55	0		△ 62	△ 57	△ 56	△ 58	△ 22	0		△ 7	△ 8	△ 3	0
	単位	数値区分	鼎中学校区							遠山中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	188	131	69.7	182	181	178	175	2	5	250.0	1	1	1	1
		確保の内容	112	131	117.0	112	114	115	115	12	5	41.7	8	8	8	8
		差引	△ 76	0		△ 70	△ 67	△ 63	△ 60	10	0		7	7	7	7

【3号認定(0歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体							飯田東・西中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
3号認定 (0歳)	人	量の見込み	276	241	87.3	270	263	260	257	53	42	79.2	52	52	51	52
		確保の内容	219	241	110.0	229	238	251	257	80	42	52.5	80	80	80	80
		差引	△ 57	0		△ 41	△ 25	△ 9	0	27	0		28	28	29	28
	単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区							旭ヶ丘中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	84	53	63.1	83	80	78	75	64	40	62.5	62	60	59	58
		確保の内容	27	53	196.3	32	37	43	49	24	40	166.7	26	29	34	34
		差引	△ 57	0		△ 51	△ 43	△ 35	△ 26	△ 40	0		△ 36	△ 31	△ 25	△ 24
	単位	数値区分	竜峡・竜東中学校区							高陵中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	20	17	85.0	21	22	23	24	27	48	177.8	25	24	24	23
		確保の内容	4	17	425.0	9	10	12	12	52	48	92.3	52	52	52	52
		差引	△ 16	0		△ 12	△ 12	△ 11	△ 12	25	0		27	28	28	29
	単位	数値区分	鼎中学校区							遠山中学校区						
			R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	28	40	142.9	27	25	25	25	0	1	0.0	0	0	0	0
		確保の内容	28	40	142.9	28	28	28	28	4	1	25.0	2	2	2	2
		差引	0	0		1	3	3	3	4	0		2	2	2	2

※「充足率(%)」は実績/見込×100で計算しています

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

①延長保育事業【担当課:子育て支援課】

通常保育の保育時間は午前8時から午後4時です。一般的な長時間保育実施園では午前7時30分から午後7時まで実施しており時間を延長した保育も実施しています。

数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	754	1,178	156.2	737	717	703	690
確保の内容(人日)	754	1,178	156.2	737	717	703	690
差引	0	0		0	0	0	0

令和2年度実施状況および評価

○通常保育の時間を超過して保育を必要としている家庭のニーズに年度を通じて応えられるように、各園努め実施することができた。

②子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)【担当課:子育て支援課】

保護者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

【量の見込み及び確保の内容(ショートステイ)】

数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	174	161	92.5	168	162	157	152
確保の内容(人日)	174	161	92.5	168	162	157	152
差引	0	0		0	0	0	0

【量の見込み及び確保の内容(トワイライトステイ)】

数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	1	2	200.0	1	1	1	1
確保の内容(人日)	1	2	200.0	1	1	1	1
差引	0	0		0	0	0	0

令和2年度実施状況および評価

○市内の乳児院1か所及び児童養護施設3カ所において、養育することが困難になり、一時的に保護を必要とする18歳未満の児童に対し実施した。コロナ禍で受け入れの調整に苦慮したが、ニーズにはほぼ答えることができた。

③地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)【担当課:子育て支援課】

妊娠前から就園前までの親子が無料で気軽に利用できる子育て支援施設です。親子が遊び交流できる居場所、子育て相談、子育て情報の提供や子育て講習会などを行います。

数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	46,319	9,255	20.0	45,461	44,412	43,565	42,879
確保の内容(か所)	12	12	100.0	12	12	12	11

令和2年度実施状況および評価

○新型コロナウイルス感染症対策のため、年度当初は休館をしたり、予約制で開館したりするなど、利用を制限せざるを得なかったが、休館中は電話相談やSNSを活用した情報発信を行うなど、子育ての孤立の解消に努めた。
○情報機器を整備して、講座をweb上で開催したり、zoomを使った交流を行うなど、コロナ禍における新たな取り組みを行うなど、対応することができた。

④一時預かり事業(在園児除く)【担当課:子育て支援課】

保護者の就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者が用事を済ませたりリフレッシュしたりする機会を提供するため、保育所、認定こども園で一時的な預かりを実施します。

数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
預かり保育	量の見込み(人日)	905	686	75.8	882	854	837
	確保の内容(人日)	905	686	75.8	882	854	837
差引	0	0		0	0	0	0

令和2年度実施状況および評価

○コロナ禍の中、一時的に家庭での保育が困難な家庭や保護者の用事やリフレッシュの機会を確保するための支援を年度を通じて行なえるよう努め、ニーズに答えることができた。

※「充足率(%)」は実績/見込×100で計算しています

⑤認定こども園における預かり保育事業(幼稚園型)【担当課:子育て支援課】

認定こども園の教育時間終了後に、定期的な預かり保育を希望する保護者のニーズや子育て支援の観点から認定こども園によって異なりますが園内で継続的に預かり保育を実施します。

数値区分		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
預かり保育 (幼稚園型)	量の見込み(人日)	40,950	41,688	101.8	39,780	38,610	37,830	37,050
	確保の内容(人日)	40,950	41,688	101.8	39,780	38,610	37,830	37,050
差引		0	0		0	0	0	0

令和2年度実施状況および評価

○子育て支援の観点から定期的に預かり保育を希望する保護者のニーズに応え、コロナ禍においても継続的に預かり保育を行うことができた。

⑥病児・病後児保育事業(おひさまはるる)【担当課:子育て支援課】

保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。

数値区分		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)		716	235	32.8	709	702	695	688
	確保の内容(人日)	716	235	32.8	709	702	695	688
差引		0	0		0	0	0	0

令和2年度実施状況および評価

○コロナ禍の中、病児保育を必要とする保護者(医療、介護、流通業、公務員など)の支援に努めたが、受け入れの調整に苦慮した。

⑦ファミリー・サポート・センター事業【担当課:子育て支援課】

地域において育児援助を受けたい人、援助を行いたい者がそれぞれ会員となり、事務局が連絡調整を行いお互いに助け合う活動を推進支援しま

数値区分		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)		1,380	784	56.8	1,349	1,312	1,287	1,264
	確保の内容(人日)	1,380	784	56.8	1,349	1,312	1,287	1,264
差引		0	0		0	0	0	0

令和2年度実施状況および評価

○子育てをしながら、安心して働くことのできる環境づくりのために、依頼会員・協力会員相互の援助活動が行われ子育てを地域で助け合う一助になっている。コロナ禍においても活動を継続し、ニーズには答えることができた。

⑧利用者支援に関する事業(こども家庭応援センター・子育て世代包括支援センター)【担当課:子育て支援課、保健課】

子育てに関する総合的な支援の中核として、飯田市こども家庭応援センターを運営します。子育てに関わる相談・支援・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や子育て支援事業の情報提供も行います。子育て世代包括支援センターへの母子保健コーディネーターの配置により妊娠期からの相談支援体制を整え実施します。

数値区分		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
基本型	量の見込み(か所)	1	1	100.0	1	1	1	1
	確保の内容(か所)	1	1	100.0	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み(か所)	1	1	100.0	1	1	1	1
	確保の内容(か所)	1	1	100.0	1	1	1	1

令和2年度実施状況および評価

○母子保健コーディネーターと面接を行い、面接時に全妊婦の支援プランを作成。また、定期アセスメント会議を実施し、各関係機関と情報共有しながら妊産婦への早期支援に取り組むことができた。
○子育てに関する総合的支援の中核施設として「こども家庭応援センターゆいきっず」を運営し、子育てが孤立せず安心してできるよう関係機関との連携強化を図った。ゆいきっずに寄せられた子育てに関する相談及び対応は、センター窓口・電話、ゆいきっず広場、各関係機関、乳幼児健診等からの相談を受け付けた後、センター専門職・各関係機関等へつなげることでその後の支援を行うことができた。

※「充足率(%)」は実績/見込×100で計算しています

⑨妊婦健診事業【担当課:保健課】

受診券方式により厚生労働大臣の定める基準に従って妊婦健康診査の受診を推進します。

数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	9,018	8,496	94.2	8,766	8,552	8,351	8,225
確保の内容	実施場所: 県内医療機関 検査項目: 基本健診14枚、追加検査5枚、超音波検査4枚 実施時期: 4/1～3/31						

令和2年度実施状況および評価

○安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診検査を定期的に受診できるよう、費用の助成を実施し、健診の機会を確保することができた。

⑩乳児家庭全戸訪問事業【担当課:保健課】

生後2か月頃の乳幼児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安を軽減します。訪問ができないご家庭に対しては、必ず保健師の電話相談などですべての乳幼児の健康管理を行います。

数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	731	662	90.6	711	693	677	667
確保の内容(人)	731	662	90.6	711	693	677	667
差引	0	0		0	0	0	0

令和2年度実施状況および評価

○訪問ができないご家庭に対しては、必ず保健師の電話相談などですべての乳幼児の発育状況及び育児環境を確認できた。また、産後うつ質問票により、母の心の状態を把握し、その後のフォロー、育児支援につなぐことができた。

⑪養育支援家庭訪問事業【担当課:子育て支援課】

子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるよう支援することで、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組みます。

数値区分	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	223	50	22.4	223	223	223	223
確保の内容	実施体制: 4人 実施機関: 子育て支援課こども家庭応援センター						

令和2年度実施状況および評価

○子育て支援ネットワーク協議会が調整機関となり、養育が困難な家庭に対し面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施。安定した子育てができるよう支援し相談内容に沿った対応を心掛けることで不安や孤立化の防止に努めた。
○養育支援に関する専門は保健師、臨床心理士、家庭児童相談員(教員OB)。
○養育家事援助スタッフは保育士、子育てOB等が養育支援家庭訪問登録員研修を受講し登録員として活動。
(訪問登録員34人)
○コロナ過で研修会が開催できないこともあったが、調整会議は実施し継続して支援を行い、養育支援についても必要な家庭へ支援を行うことができた。

※「充足率(%)」は実績/見込×100で計算しています

⑫ 放課後児童健全育成事業 【担当課:学校教育課】

放課後に帰宅しても家族がいない小児の安全安心な居場所づくりとして児童館・児童センター・児童クラブの事業を実施します。子どもたちの将来の自立に向け、自主性・創造性・社会性の向上に努めます。土曜日は保護者当番制とせず児童支援員により運営できるよう地域人材を確保するよう見直しを進めます。

単位:人

認定区分	数値区分	全体								丸山小学校								追手町小学校							
		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	
低学年 1～3年生	量の見込み	973	858	88.2	970	967	964	962		84	82	97.62	83	82	81	80		20	22	110.0	20	20	20	20	
	確保の内容	998	858	86.0	1,000	1,000	1,000	1,000		80	82	102.5	80	80	80	80		25	22	88.0	25	25	25	25	
	差引	25	0		30	33	36	38		△4	0		△3	△2	△1	0		5	0		5	5	5	5	
高学年 4～6年生	量の見込み	49	97	198.0	49	49	49	49		4	0	0.0	4	4	4	4		1	0	0.0	1	1	1	1	
	確保の内容	49	97	198.0	49	49	49	49		4	0	0.0	4	4	4	4		1	0	0.0	1	1	1	1	
	差引	0	0		0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		0	0		0	0	0	0	
計	量の見込み	1,022	955	93.4	1,019	1,016	1,013	1,011		88	82	93.2	87	86	85	84		21	22	104.8	21	21	21	21	
	確保の内容	1,047	955	91.2	1,049	1,049	1,049	1,049		84	82	97.6	84	84	84	84		26	22	84.6	26	26	26	26	
	差引	25	0		30	33	36	38		△4	0		△3	△2	△1	0		5	0		5	5	5	5	
認定区分	数値区分	浜井場小学校								座光寺小学校								松尾小学校							
		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	
低学年 1～3年生	量の見込み	23	24	104.3	23	23	23	23		45	31	68.9	45	45	45	45		140	139	99.3	140	140	140	140	
	確保の内容	25	24	96.0	25	25	25	25		50	31	62.0	50	50	50	50		140	139	99.3	140	140	140	140	
	差引	2	0		2	2	2	2		5	0		5	5	5	5		0	0		0	0	0	0	
高学年 4～6年生	量の見込み	1	0	0.0	1	1	1	1		3	14	466.7	3	3	3	3		7	0	0.0	7	7	7	7	
	確保の内容	1	0	0.0	1	1	1	1		3	14	466.7	3	3	3	3		7	0	0.0	7	7	7	7	
	差引	0	0		0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		0	0		0	0	0	0	
計	量の見込み	24	24	100.0	24	24	24	24		48	45	93.8	48	48	48	48		147	139	94.6	147	147	147	147	
	確保の内容	26	24	92.3	26	26	26	26		53	45	84.9	53	53	53	53		147	139	94.6	147	147	147	147	
	差引	2	0		2	2	2	2		5	5		5	5	5	5		0	0		0	0	0	0	
認定区分	数値区分	下久堅小学校								上久堅小学校								千代小学校							
		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	
低学年 1～3年生	量の見込み	25	13	52.0	25	25	25	25		15	16	106.7	15	15	15	15		12	7	58.3	12	12	12	12	
	確保の内容	28	13	46.4	28	28	28	28		16	16	100.0	16	16	16	16		12	7	58.3	12	12	12	12	
	差引	3	0		3	3	3	3		1	0		1	1	1	1		0	0		0	0	0	0	
高学年 4～6年生	量の見込み	2	9	450.0	2	2	2	2		1	10	1000.0	1	1	1	1		1	3	300.0	1	1	1	1	
	確保の内容	2	9	450.0	2	2	2	2		1	10	1000.0	1	1	1	1		1	3	300.0	1	1	1	1	
	差引	0	0		0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		0	0		0	0	0	0	
計	量の見込み	27	22	81.5	27	27	27	27		16	26	162.5	16	16	16	16		13	10	76.9	13	13	13	13	
	確保の内容	30	22	73.33	30	30	30	30		17	26	152.9	17	17	17	17		13	10	76.9	13	13	13	13	
	差引	3	0		3	3	3	3		1	0		1	1	1	1		0	0		0	0	0	0	
認定区分	数値区分	千栄小学校								龍江小学校								竜丘小学校							
		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	
低学年 1～3年生	量の見込み	8	9	112.5	8	8	8	8		30	27	90.0	29	28	27	26		60	42	70.0	60	60	60	60	
	確保の内容	8	9	112.5	8	8	8	8		28	27	96.4	30	30	30	30		70	42	60.0	70	70	70	70	
	差引	0	0		0	0	0	0		△2	0		1	2	3	4		10	0		10	10	10	10	
高学年 4～6年生	量の見込み	0	0	0.0	0	0	0	0		2	9	450.0	2	2	2	2		4	4	100.0	4	4	4	4	
	確保の内容	0	0	0.0	0	0	0	0		1	9	900.0	1	1	1	1		4	4	100.0	4	4	4	4	
	差引	0	0		0	0	0	0		△1	0		△1	△1	△1	△1		0	0		0	0	0	0	
計	量の見込み	8	9	112.5	8	8	8	8		32	36	112.5	31	30	29	28		64	46	71.9	64	64	64	64	
	確保の内容	8	9	112.5	8	8	8	8		29	36	124.1	31	31	31	31		74	46	62.2	74	74	74	74	
	差引	0	0		0	0	0	0		△3	0		0	1	2	3		10	0		10	10	10	10	
認定区分	数値区分	川路小学校								三穂小学校								山本小学校							
		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	
低学年 1～3年生	量の見込み	20	27	135.0	20	20	20	20		23	15	65.2	22	21	20	20		53	45	84.9	53	53	53	53	
	確保の内容	22	27	122.7	22	22	22	22		22	15	68.2	22	22	22	22		53	45	84.9	53	53	53	53	
	差引	2	0		2	2	2	2		△1	0		0	1	2	2		0	0		0	0	0	0	
高学年 4～6年生	量の見込み	1	1	100.0	1	1	1	1		1	7	700.0	1	1	1	1		2	11	550.0	2	2	2	2	
	確保の内容	1	1	100.0	1	1	1	1		1	7	700.0	1	1	1	1		2	11	550.0	2	2	2	2	
	差引	0	0		0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		0	0		0	0	0	0	
計	量の見込み	21	28	133.3	21	21	21	21		24	22	91.7	23	22	21	21		55	56	101.8	55	55	55	55	
	確保の内容	23	28	121.7	23	23	23	23		23	22	95.7	23	23	23	23		55	56	101.8	55	55	55	55	
	差引	2	0		2	2	2	2		△1	0		0	1	2	2		0	0		0	0	0	0	

※「充足率(%)」は実績/見込×100で計算しています

認定区分	数値区分	伊賀良小学校								鼎小学校								上郷小学校							
		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6			
低学年 1～3年生	量の見込み	140	118	84.3	140	140	140	140	160	141	88.1	160	160	160	160	110	100	90.9	110	110	110	110			
	確保の内容	140	118	84.3	140	140	140	140	160	141	88.1	160	160	160	160	110	100	90.9	110	110	110	110			
	差引	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0			
高学年 4～6年生	量の見込み	7	10	142.9	7	7	7	7	7	0	0.0	7	7	7	7	5	19	380.0	5	5	5	5			
	確保の内容	7	10	142.9	7	7	7	7	7	0	0.0	7	7	7	7	5	19	380.0	5	5	5	5			
	差引	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0			
計	量の見込み	147	128	87.1	147	147	147	147	167	141	84.4	167	167	167	167	115	119	103.5	115	115	115	115			
	確保の内容	147	128	87.1	147	147	147	147	167	141	84.4	167	167	167	167	115	119	103.5	115	115	115	115			
	差引	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0			
認定区分	数値区分	上村小学校								和田小学校															
		R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6	R2	R2実績	充足率(%)	R3	R4	R5	R6										
低学年 1～3年生	量の見込み	5	0	0.0	5	5	5	5	0	0	0.0	0	0	0	0										
	確保の内容	9	0	0.0	9	9	9	9	0	0	0.0	0	0	0	0										
	差引	4	0		4	4	4	4	0	0		0	0	0	0										
高学年 4～6年生	量の見込み	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0										
	確保の内容	1	0	0.0	1	1	1	1	0	0	0.0	0	0	0	0										
	差引	1	0		1	1	1	1	0	0		0	0	0	0										
計	量の見込み	5	0	0.0	5	5	5	5	0	0	0.0	0	0	0	0										
	確保の内容	10	0	0.0	10	10	10	10	0	0	0.0	0	0	0	0										
	差引	5	0		5	5	5	5	0	0		0	0	0	0										

※「充足率(%)」は実績/見込×100で計算しています

令和2年度実施状況および評価	
公立24か所、私立3か所、計27か所で計955人を受け入れた。うち4年生以上の受け入れ実績があるのは13か所である。小学3年生以下は、待機児童もなく、希望する全員の児童を受け入れることができた。	

4 長寿支援課

4-1 要介護（要支援）認定者数

		(月末集計)											
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月
要支援1	第1号被保険者	637	635	626	629	624	602	594	575	583	562	545	542
	第2号被保険者	6	5	6	5	5	6	6	6	6	7	8	9
	計	643	640	632	634	629	608	600	581	589	569	553	551
要支援2	第1号被保険者	722	714	720	713	707	702	698	698	686	674	672	663
	第2号被保険者	13	13	14	14	14	14	14	14	13	12	10	10
	計	735	727	734	727	721	716	712	712	699	686	682	673
要介護1	第1号被保険者	1,382	1,366	1,351	1,342	1,338	1,321	1,329	1,313	1,320	1,329	1,317	1,311
	第2号被保険者	21	19	18	19	19	19	20	20	22	21	22	21
	計	1,403	1,385	1,369	1,361	1,357	1,340	1,349	1,333	1,342	1,350	1,339	1,332
要介護2	第1号被保険者	1,033	1,039	1,034	1,043	1,048	1,056	1,056	1,062	1,068	1,066	1,061	1,063
	第2号被保険者	17	17	18	17	16	15	16	16	16	16	16	16
	計	1,050	1,056	1,052	1,060	1,064	1,071	1,072	1,078	1,084	1,082	1,077	1,079
要介護3	第1号被保険者	879	870	878	885	887	875	882	877	876	878	889	891
	第2号被保険者	10	11	10	11	11	12	12	11	12	12	12	13
	計	889	881	888	896	898	887	894	888	888	890	901	904
要介護4	第1号被保険者	835	824	833	823	821	824	818	813	814	801	803	802
	第2号被保険者	8	8	8	7	7	6	7	6	6	5	5	5
	計	843	832	841	830	828	830	825	819	820	806	808	807
要介護5	第1号被保険者	696	692	682	673	677	682	690	689	693	686	683	679
	第2号被保険者	15	15	15	15	15	14	14	15	15	15	14	14
	計	711	707	697	688	692	696	704	704	708	701	697	693
合計	第1号被保険者(A)	6,184	6,140	6,124	6,108	6,102	6,062	6,067	6,027	6,040	5,996	5,970	5,951
	第2号被保険者	90	88	89	88	87	86	89	88	90	88	87	88
	計	6,274	6,228	6,213	6,196	6,189	6,148	6,156	6,115	6,130	6,084	6,057	6,039
第1号被保険者数(B)		32,399	32,389	32,391	32,363	32,361	32,360	32,373	32,364	32,364	32,408	32,427	32,426
認定者割合(A)／(B)		19.09%	18.96%	18.91%	18.87%	18.86%	18.73%	18.74%	18.62%	18.66%	18.50%	18.41%	18.35%

4－2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(令和3年度～令和5年度)の介護保険事業計画に基づき、事業開始年度にサービス費用の見込額等を勘案して設定しており、原則として保険料の所得段階は3年間同一となります。当市では保険料の所得段階を、国の基準(9段階)から12段階に多段階化し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っています。さらに、所得段階が第1～3段階の年額保険料については、制度に則った公費の投入により、低所得者の介護保険料の更なる負担軽減を行っています。

また、保険料算定では、平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除引き下げの影響により不利益が生じないよう調整を行っています。

所得段階	対 象 と な る 方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.3	21,528円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5	35,880円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.7	50,232円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	64,584円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,112円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.40	100,464円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	114,816円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.85	132,756円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.95	139,932円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.05	147,108円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.20	157,872円

(2) 令和2年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特別徴収者数	普通徴収者数	併徴者数※1	調定額(円)
第1段階	2,722	337	285	69,612,028
第2段階	2,543	61	138	97,094,468
第3段階	2,480	73	120	133,117,901
第4段階	3,182	251	253	229,992,812
第5段階	6,607	73	121	489,083,005
第6段階	5,370	314	386	515,039,025
第7段階	3,532	276	235	395,498,661
第8段階	1,755	197	161	234,211,545
第9段階	727	81	59	111,686,294
第10段階	491	59	33	80,010,540
第11段階	111	10	4	17,958,720
第12段階	375	99	27	76,326,707

※1 特別徴収者、普通徴収者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

徴収方法別調定額と収納率

区 分	調定額(円)	収入額(円)	収納率
特別徴収	2,296,071,521	2,296,071,521	100.00%
普通徴収	158,718,830	156,343,026	98.50%
滞納繰越分	3,705,431	3,174,709	85.68%
合計	2,458,495,782	2,455,589,256	99.88%

4-3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(令和2年度分)(単位:円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	10,320,080	16,008,980	186,440,941	209,207,194	183,354,920	238,275,692	297,044,183	1,140,651,990
通所サービス	10,226,564	44,318,160	429,658,886	489,528,256	380,104,193	265,982,042	170,156,030	1,789,974,131
短期入所サービス	641,270	4,143,020	64,374,368	124,241,682	192,928,449	136,679,480	122,198,140	645,206,409
福祉用具・住宅改修サービス	25,323,315	44,066,494	78,845,752	117,575,977	86,819,946	83,036,550	75,096,930	510,764,964
特定施設入居者生活介護	1,765,590	1,117,530	13,918,595	41,876,736	62,916,230	71,890,947	39,911,349	233,396,977
介護予防支援・居宅介護支援	14,499,557	23,375,323	173,468,533	127,308,584	97,710,666	61,985,194	48,029,600	546,377,457
地域密着型(介護予防)サービス	2,809,300	5,203,360	352,691,000	446,920,068	503,134,830	301,848,780	214,061,410	1,826,668,748
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	212,891,750	195,537,288	130,605,760	51,466,940	22,453,750	612,955,488
認知症対応型通所介護	77,040	-	29,447,070	36,946,500	48,285,820	21,869,790	16,270,980	152,897,200
小規模多機能型居宅介護	2,732,260	5,203,360	37,809,640	54,194,220	92,524,460	66,637,030	34,772,610	293,873,580
認知症対応型共同生活介護	-	-	70,957,410	148,166,740	175,204,660	96,282,120	42,902,680	533,513,610
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	1,585,130	5,315,760	12,669,650	10,955,170	16,516,100	47,041,810
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	6,759,560	43,844,480	54,637,730	81,145,290	186,387,060
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	172,692,610	352,032,999	882,387,028	1,569,627,432	1,678,075,577	4,654,815,646
介護老人福祉施設	-	-	33,461,590	65,403,532	457,934,311	951,572,471	1,022,671,553	2,531,043,457
介護老人保健施設	-	-	135,017,150	279,103,247	396,812,317	458,405,111	263,371,658	1,532,709,483
介護療養型医療施設	-	-	421,3870	7,212,870	17,210,970	37,490,070	64,636,590	130,764,370
介護医療院	-	-	-	313,350	10,429,430	122,159,780	327,395,776	460,298,336
合 計	65,585,676	138,232,867	1,472,090,685	1,908,691,496	2,389,356,262	2,729,326,117	2,644,573,219	11,347,856,322
支給額								
訪問サービス	8,991,375	14,300,015	165,403,980	185,366,015	162,343,667	211,301,188	264,451,177	1,012,157,417
通所サービス	9,081,241	39,429,501	382,892,600	437,486,967	338,073,165	237,037,268	151,732,863	1,595,733,605
短期入所サービス	561,760	3,654,108	56,793,516	110,782,002	171,687,426	121,813,073	109,526,032	574,817,917
福祉用具・住宅改修サービス	22,363,393	39,313,804	70,182,526	104,425,907	76,800,361	73,842,417	66,953,723	453,882,131
特定施設入居者生活介護	1,513,305	1,005,777	12,526,732	37,169,593	55,986,043	64,701,847	35,920,203	208,823,500
介護予防支援・居宅介護支援	14,499,557	23,375,323	173,468,533	127,308,584	97,710,666	61,985,194	48,029,600	546,377,457
地域密着型(介護予防)サービス	2,520,504	4,683,024	314,210,170	399,689,030	447,289,892	269,824,353	190,635,572	1,628,852,545
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	189,609,199	175,100,637	116,617,378	45,917,403	20,208,375	547,452,992
認知症対応型通所介護	69,336	-	26,438,473	32,630,413	42,616,662	19,272,004	14,643,882	135,670,770
小規模多機能型居宅介護	2,451,168	4,683,024	33,538,169	48,427,620	81,124,649	59,485,887	31,295,349	261,005,866
認知症対応型共同生活介護	-	-	63,197,712	132,662,572	156,472,479	86,475,506	38,436,394	477,244,663
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	1,426,617	4,784,184	11,402,685	9,563,365	14,531,595	41,708,446
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	6,083,604	39,056,039	49,110,188	71,519,977	165,769,808
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	154,419,469	314,596,499	787,398,563	1,398,245,385	1,494,917,193	4,149,577,109
介護老人福祉施設	-	-	29,801,610	58,260,802	409,968,682	851,525,179	911,247,825	2,260,804,098
介護老人保健施設	-	-	120,830,782	249,562,099	352,615,330	404,532,662	235,063,194	1,362,604,067
介護療養型医療施設	-	-	3,787,077	6,491,583	15,428,064	32,874,016	57,529,326	116,110,066
介護医療院	-	-	-	282,015	9,386,487	109,313,528	291,076,848	410,058,878
合 計	59,531,135	125,761,552	1,329,897,526	1,716,824,597	2,137,289,783	2,438,750,725	2,362,166,363	10,170,221,681

※サービスの内訳

訪問サービス: 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 通所サービス: 通所介護・通所リハビリテーション
 福祉用具・住宅改修サービス: 福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2)-1高額介護サービス等費

区 分		件 数	給付額(円)	利用料の基準金額
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-	世帯で 15,000
	世帯合算無	320	3,832,738	
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	431	4,649,822	世帯で 24,600
	世帯合算無	8,992	117,168,071	
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	622	6,052,762	世帯で 44,400
	世帯合算無	5,430	34,440,381	
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,242	14,150,980	世帯で 44,400
	世帯合算無	1,763	42,188,135	
合 計		18,800	222,482,889	

(4)特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	9,302	199,990,562
居住費	9,185	135,438,048
合計	18,487	335,428,610

(5)審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
169,347	58	9,822,126

(2)-1高額介護サービス等費(年間上限)

区 分	件 数	給付額(円)
世帯合算有	52	1,463,577
世帯合算無	20	892,917
合 計	72	2,356,494

(3)高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	1,095	34,363,407
高額合算医療・介護予防サービス等費	10	47,380
合 計	1,105	34,410,787

4-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 指定事業者によるサービス

(令和2年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
訪問型サービス（従前相当）	2,702	48,675,643
訪問型サービスA（緩和した基準による）	474	3,244,980
通所型サービス（従前相当）	6,118	124,086,613
通所型サービスA（緩和した基準による）	4,241	26,320,162
介護予防ケアマネジメント	8,770	25,604,641

(2) 委託事業者による通所型サービス

(令和2年度)

サービスの種類	会場数	内容
通所型サービスB	15	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と全員参加型の食事づくり等
短期集中通所型サービスC	5	専門職による短期集中（12週間）の生活機能等改善プログラム

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費（令和2年度）

件数	支給額(円)
181	543,002

(4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費（令和2年度）

件数	支給額(円)
15	179,509

2 一般介護予防事業

(令和2年度)

	回数	参加数	内 容
はつらつ運動塾 (65歳以上対象)	3教室 各0回	実人数 0人	筋力向上やバランスを中心とした運動教室 新型コロナウイルス感染症の影響により、 令和2年度は中止。
はつらつ塾料理編 (65歳以上の男性対象)	1教室 0回	実人員 0人	基本的な料理ができるための教室 新型コロナウイルス感染症の影響により、 令和2年度は中止。
初心者マレットゴルフ教室 (65歳以上対象)	2教室 4回	実人員 45人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室

4-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の 10%、20%又は 30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
社会福祉法人等による利用負担軽減制度 社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額	世帯全員が市民税非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。 ○年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。 ○預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。 ○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○介護保険料を滞納していないこと。	サービスの利用料の 25%・食費及び居住費（滞在費）について 25%を減額（注 1）
＜対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所＞ ●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、八反田、ぼけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） いいだデイサービスセンター 上郷デイサービスセンター 北部デイサービスセンター かなえデイサービスセンター かわじデイサービスセンター 竜東デイサービスセンター 西部デイサービスセンター 中部デイサービスセンター デイサービスセンターおよりて 北方デイサービスセンター 千代デイサービスセンター 南信濃デイサービスセンター デイサービスセンターあぐり山本 デイサービスセンター四季 ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて		

（注 1） 老齢福祉年金受給者は 50%を減額。生活保護受給者は、特養（入所・短期入所）の個室の居住費のみ 100%を減額。

制度の種類	対象となる方			減額等の内容
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方 ○要支援・要介護認定者			通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給
	<対象となる通所系サービス> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ●地域密着型通所介護 ●通所型サービス（独自）			
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険サービスの利用者の定率の負担額が、世帯合計で 1 ヶ月の基準額を超えた金額を申請により支給します。総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 ヶ月の利用者負担額が基準額を超えた場合に申請により支給します。	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額	15,000 円	1 か月の利用料が基準額を超えた部分を支給 (注 1)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額	15,000 円	
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	基準額	24,600 円	
	・一般（上記及び下記以外）	基準額	44,400 円	
	・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 145 万円以上 380 万円未満の 65 歳以上の方がいる場合）	基準額	44,400 円 (R3. 8～)	
	・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 380 万円以上 690 万円未満の 65 歳以上の方がいる場合）	基準額	93,000 円 (R3. 8～)	
	・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 690 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合）	基準額	140,100 円 (R3. 8～)	
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70 歳未満の方がいる世帯			1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 (注 1)
	国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	限度額	
	901 万円超	83 万円以上	212 万円	
	600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円	141 万円	
	210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円	67 万円	
	210 万円以下	26 万円以下	60 万円	
	市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34 万円	
	○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者			
	所得区分	限度額（令和 3 年 8 月～）		
	課税所得 690 万円以上	212 万円		
課税所得 380 万円以上	141 万円			

	課税所得 145 万円以上	67 万円	
	一般	56 万円	
	低所得者Ⅱ	31 万円	
	低所得者Ⅰ	19 万円	

（注 1）介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及び A 型サービスのみが対象になります。

制度の種類	対象となる方				減額の内容
介護保険負担限度額認定制度 介護保険施設入所（入所及び短期入所）者の食費、居住費の軽減	以下の①～③すべてに該当する方 ①世帯全員の方が市民税非課税 ②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税 ③預貯金等の額の要件				限度額を超えた部分を給付
	利用者負担	所得等の要件	単身	夫婦	
	【第1段階】	生活保護受給者	要件なし	要件なし	
		老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	1,000万円以下	2,000万円以下	
	【第2段階】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	650万円以下	1,650万円以下	
	【第3段階①】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	550万円以下	1,550万円以下	
	【第3段階②】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超	500万円以下	1,500万円以下	
	利用者負担	部屋の種類	居住費限度額（注1）	食費限度額（注1）	
	【第1段階】	多床室（相部屋）	0円	施設・短期：300円（注4）	
		従来型個室（特養等）（注2）	320円		
		従来型個室（老健、療養等）（注3）	490円		
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
	【第2段階】	多床室（相部屋）	370円	施設：390円 短期：600円	
		従来型個室（特養等）	420円		
		従来型個室（老健、療養等）	490円		
ユニット型準個室		490円			
ユニット型個室		820円			
【第3段階①】	多床室（相部屋）	370円	施設：650円 短期：1,000円		
	従来型個室（特養等）	820円			
	従来型個室（老健、療養等）	1,310円			
	ユニット型準個室	1,310円			
	ユニット型個室	1,310円			

	【第3段階②】	多床室（相部屋）	370 円	施設：1,360 円 短期：1,300 円	
		従来型個室（特養等）	820 円		
		従来型個室（老健、療養等）	1,310 円		
		ユニット型準個室	1,310 円		
		ユニット型個室	1,310 円		

（注1）限度額は1日あたりの金額。

（注2）「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

（注3）「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

（注4）施設とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設。

短期とは、短期入所生活介護、短期入所療養介護。

4-6 高齢者等の在宅福祉サービス

(令和3年4月現在)

1 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者がはり・灸・マッサージの施療を受ける場合に助成券を支給します。 1回につき1,500円分、年2回まで利用できます。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） または、飯田市内の入浴施設を利用する場合に助成券を支給します。 1回につき500円分、年5回まで利用できます。 ただし、はり・灸・マッサージか、入浴か、どちらかを選んでいただきます。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた分、または入浴1回につき500円を超えた分
2年度実績	マッサージ利用者数：32人 利用回数：56回 入浴利用者数：158人 利用回数：567回

2 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	寝たきりの状態の重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
2年度実績	利用実人数：124人 利用回数：229回

3 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1回につき1,000円、年6回まで利用できます。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
2年度実績	利用実人数：82人 利用回数：214回

4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。 ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 人当たり、1 回につき 7 日以内の利用日数とし、年 6 回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
2 年度実績	利用者数：216 人 利用回数：957 回

5 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊 1 泊（1 回分）の費用（5,000 円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額 4,000 円） 1 人当たり年 4 泊（4 回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1 泊（1 回分）の費用
2 年度実績	利用実人数：4 人 利用回数：9 回

6 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6 か月以上、市内に住所を有し、基準日前 1 年間に 180 日以上、在宅で介護した場合に、9 万円を支給します。（基準日 9 月 1 日）
2 年度実績	受給者数：（高齢者）148 人、（重度心身障がい児者）25 人

7 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護 4・5 の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に 3 回、5,000 円の購入券を 4 枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
2 年度実績	対象者数：20 人

8 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65 歳以上の要支援・要介護認定者、身障 1～3 級の方、65 歳未満の身障 1～6 級の方（4～6 級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が 8 万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63 万円を上限に補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
2 年度実績	該当件数：1 件

9 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に 1 年以上居住している、介護保険の認定を受けていない 50 歳以上の高年齢者等
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事を対象とし、改修費用の 30%で、10 万円を上限に経費を補助します。 1 戸の住宅で補助は 1 回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
2 年度実績	助成件数：116 件

10 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が 80 万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円を超えた分
2 年度実績	利用数：35,352 回

11 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年 7 日以内。
利用者負担	利用 1 日につき 1,730 円（3 食分の食費等を含む）
2 年度実績	延利用者数：2 人 利用日数：15 日

12 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
2 年度実績	申立件数：0 件

13 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
2 年度実績	派遣時間：27 時間

14 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障 1・2 級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円
2 年度実績	2 年度 3 月末時点使用者数：188 台

15 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
2 年度実績	新設：0 台 累計（平成元年から）：668 台

16 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して 100 日間の短期入所を認めています。（12 月～3 月の間に限定）
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
2 年度実績	利用者数：1 人 利用日数：3 日

17 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,000 円、独居の見守り 45 分未満 1,710 円)
利用者負担	家族不在時 交通費を含む必要経費から補助金を除いた額 独居 介護保険同様の 1,900 円の 1 割
2 年度実績	利用者数：0 人 利用時間：0 時間

18 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,000 円と、交換用バッテリー代 2,100 円を支援します。
利用者負担	機器の利用料として月 540 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
2 年度実績	利用者数：4 人

19 独居高齢者世帯配食サービス事業

対 象 者	事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内 容	栄養改善の必要がある事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費 (500 円～680 円)
2 年度実績	利用者数：6 人 配食数：1,037 食 認定利用者数：72 人 配食数：9,797 食

20 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	デイサービスセンター 健康チェック、日常動作訓練、レクリエーション、入浴など、介護保険のデイサービスとはほぼ同様のサービスを行います。 デイサービスセンター以外 健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで 1 日を過ごします。 いずれも必要な方は送迎します。
実 施 施 設	デイサービス : 南信濃 宅老所 : ひだまり 老人福祉センター : 山本、南信濃 ふれあいセンター : 上村
利用者負担	利用 1 回につき 生きがいデイ利用分 400 円 生活保護世帯 0 円 昼食等 : 実費 (全員)
2 年度実績	利用回数：349 回

21 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、 重度心身障がい児者（身体 1・2 級、及び療育 A・精神 1 級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
2 年度実績	参加人数：日帰りふれあい相談事業 117 人

22 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。		
内 容	88 歳 100 歳 最高齢者（3 名）	（市）あいさつ状、5 千円 （市）あいさつ状、1 万円、市長訪問 （県）祝状、紙筒 （市）あいさつ状、5 千円	（社協）祝品、敬老新聞 （社協）祝品、敬老新聞 （国）祝状、銀杯、紙筒 （社協）祝品、敬老新聞
2 年度実績	贈呈者数：899 人		

4-7 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市には、地域に5カ所の地域包括支援センターが設置されています。それぞれ地域を分担して、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な計画づくりをします。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や日常生活自立支援事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

2 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 銀座堀端ビル 2 階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・座光寺・上郷		Fax 0265-56-5505
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 0265-27-6052
担当地区：松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850

4-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

1 いいだシニアクラブ連絡会の現況（令和3年4月1日現在）

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	58
座光寺	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	31
松尾	—	—	—	2	—	—	—	—	1	3	270
下久堅	—	—	—	—	1	—	1	2	—	4	332
千代	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	60
竜丘	—	2	1	—	2	—	—	—	—	5	263
鼎	—	—	1	1	1	1	—	1	—	5	335
上郷	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	104
上村	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	105
南信濃	2	3	—	—	—	—	—	—	—	5	140
計	2	6	2	8	5	1	1	3	1	29	1,698

2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（令和2年度）

事業	内容	
グラウンドゴルフ実技講習会	6月26日	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	11月6日	飯田合同庁舎にて 女性会員 29 名参加 講演「リズムに合わせてボディケア」 そら運動教室 篠原忍先生 実技講習「もこもこ毛糸の指編みマフラー」
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会南信州地区	11月16日	駒ヶ根市アパイルにて 9 名参加 活動事例発表 スマホ体験会 さわって楽しい、便利で簡単 (株) アップネット 三俣宏氏
いきいき活動研修会	11月26日	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり 事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問。
その他	組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問	

3 生きがい対策

○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

4－9 統計資料

市 内 高 齢 者 人 口								
R3.3.31現在								高齢化順位
地 区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	
1 橋 北	2,870	1,363	47.5%	1,184	41.3%	725	25.3%	5
2 橋 南	2,614	1,163	44.5%	1,004	38.4%	577	22.1%	9
3 羽 場	4,674	1,788	38.3%	1,496	32.0%	837	17.9%	15
4 丸 山	3,341	1,336	40.0%	1,128	33.8%	622	18.6%	14
5 東 野	2,800	1,209	43.2%	998	35.6%	586	20.9%	12
6 座 光 寺	4,289	1,725	40.2%	1,470	34.3%	744	17.3%	13
7 松 尾	12,887	4,147	32.2%	3,368	26.1%	1,849	14.3%	20
8 下 久 堅	2,742	1,238	45.1%	1,056	38.5%	579	21.1%	8
9 上 久 堅	1,238	665	53.7%	577	46.6%	324	26.2%	3
10 千 代	1,596	826	51.8%	696	43.6%	431	27.0%	4
11 龍 江	2,677	1,284	48.0%	1,083	40.5%	640	23.9%	6
12 竜 丘	6,758	2,462	36.4%	2,006	29.7%	1,069	15.8%	18
13 川 路	1,973	907	46.0%	771	39.1%	466	23.6%	7
14 三 穂	1,374	621	45.2%	527	38.4%	279	20.3%	9
15 山 本	4,625	1,944	42.0%	1,660	35.9%	848	18.3%	11
16 伊 賀 良	14,231	4,875	34.3%	4,088	28.7%	2,105	14.8%	19
17 鼎	13,113	4,784	36.5%	4,014	30.6%	2,219	16.9%	17
18 上 郷	13,481	5,001	37.1%	4,234	31.4%	2,382	17.7%	16
19 上 村	384	248	64.6%	214	55.7%	148	38.5%	2
20 南 信 濃	1,254	834	66.5%	768	61.2%	490	39.1%	1
全 市	98,921	38,420	38.8%	32,342	32.7%	17,920	18.1%	

飯田市	100,008	38,592	38.6%	32,336	32.3%	18,167	18.2%	R2.4.1
飯田市	99,701	38,506	38.6%	32,269	32.4%	18,083	18.1%	R2.10.1
長野県	2,034,971	777,164	38.2%	651,306	32.0%	355,498	17.5%	R2.10.1
全 国	125,708,000	43,616,000	34.7%	36,191,000	28.8%	18,723,000	14.9%	R2.10.1

介護保険要支援・要介護認定者

R3.3.31現在

単位:人

地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
橋北	33	34	52	40	30	26	21	236
飯田荘・第二飯田荘			1	1	12	21	39	74
橋南	24	31	40	32	28	15	19	189
羽場	30	29	64	48	38	25	25	259
丸山	20	30	50	34	26	19	13	192
東野	15	24	56	45	22	22	13	197
座光寺	24	28	52	41	26	33	19	223
松尾	49	63	124	93	87	58	44	518
きりしま邸苑				1	15	16	12	44
ゆめの郷			6	2	6	20	23	57
下久堅	17	14	47	43	27	29	13	190
上久堅	10	6	24	18	16	14	10	98
千代	11	15	46	36	18	11	7	144
龍江	13	23	51	31	21	18	10	167
ゆいの里				2	3	10	22	37
竜丘	29	40	87	74	40	29	25	324
川路	13	16	28	23	18	11	8	117
ハートヒル川路	1	1	3	8	10	8		31
三穂	9	11	26	14	14	11	9	94
山本	24	25	57	48	47	31	25	257
ヴィラ緑風苑	1	1	4	3	1			10
伊賀良	39	65	143	117	81	49	48	542
かざこしの里				5	16	29	19	69
陽だまりの丘				3	5	8	8	24
たまゆら					4	8	15	27
県	70	89	161	128	92	70	52	662
信濃寮	1		1	5	4	4	6	21
やまりきの郷				1	6	9	8	24
上郷	60	80	144	134	89	71	46	624
ケアハウス上郷	1	7	3	2	1	1		15
笑みの里			1	1	17	15	20	54
上村	10	6	13	7	7	4	3	50
南信濃	40	31	39	29	22	15	16	192
遠山荘					7	17	10	34
住所地特例者	7	2	8	11	47	81	85	241
計	551	671	1,331	1,080	903	808	693	6,037

※この数値は市保有データから作成したものであり、あくまで参考値です。確定した数値については欄外の国保連データを参照ください。

単位:人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
(参考: R2.9.30現在)	605	716	1,337	1,071	889	831	696	6,145
(参考: 国保連データ)	551	673	1,332	1,079	904	807	693	6,039

独居高齢者・高齢者世帯数 R3.4.1

独居高齢者	高齢者世帯
379	214
317	173
333	260
275	213
252	167
205	246
719	508
138	169
101	111
111	114
207	161
320	318
180	116
75	73
278	265
761	674
864	634
842	705
62	41
265	153
6,684	5,315

※R3.4.1公表分から統計方法を変更しました。
※各地区の数字には施設入所者を含みます。

R2.4.1

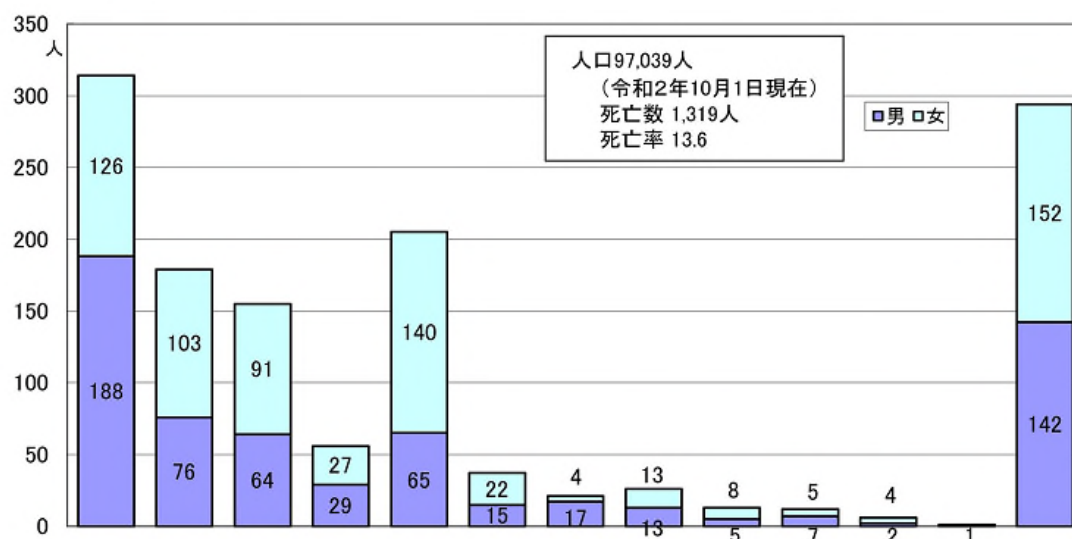
4,225	4,239
-------	-------

5 保健課

5-1 人口動態

年	人口	出 生				合計特殊 出生率	死 亡				自然 増加	備 考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
H17	108,624	506	449	955	8.8	1.52	579	539	1,118	10.3	△163	人口 10.1 現在
H18	107,845	500	480	980	9.1	1.63	565	516	1,081	10.0	△101	〃
H19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	〃
H20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
H21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
H22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
H23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
H24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
H25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
H26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃
H27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	〃
H28	100,957	422	388	805	8.0	1.75	633	629	1,262	12.5	△457	〃
H29	100,077	421	366	787	7.9	1.76	686	641	1,327	13.3	△540	〃
H30	99,157	408	331	739	7.5	1.72	654	689	1,343	13.5	△604	〃
R 1	98,129	364	362	726	7.4	1.75	671	694	1,365	13.9	△639	〃
R 2	97,039	345	309	654	6.7	1.64	624	695	1,319	13.6	△665	〃

◎死因別死亡統計(令和2年)



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自 殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死 亡 数	314	179	155	56	205	37	21	26	13	12	6	1	294
死因別死亡率 (人口10万対)	323.6	184.5	159.7	57.7	211.3	38.1	21.6	26.8	13.4	12.4	6.2	1.0	303.0
死亡割合(%)	23.8%	13.6%	11.8%	4.2%	15.5%	2.8%	1.6%	2.0%	1.0%	0.9%	0.5%	0.1%	22.3%

引用: 長野県「毎月人口異動調査」
厚生労働省「人口動態調査」

5-2 母子保健

1 令和2年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上
初妊婦数	384	11	54	133	102	77	7
経産婦数	414	2	17	91	175	113	16
総届出数	798	13	71	224	277	190	23

2 パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	実人員			延人員			妊婦内訳（再掲）	
		妊婦	夫	計	妊婦	夫	計	第1子	第2子以上
H28	18	67	62	129	136	70	206	61	6
H29	12	115	105	220	178	159	337	114	1
H30	12	118	110	228	191	173	364	114	4
R 1	14	109	95	204	166	152	318	104	5
R 2	11	73	68	141	115	107	222	71	2

3 令和2年度 授乳・育児相談助成事業

	産婦内訳		何回目		時期（産後）			内容（複数実施あり）		
	初産婦	経産婦	1回目	2回目	1か月未満	1か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	乳房ケア	授乳相談・ 育児相談	産後の健康 相談
実施数 延 339 実 254										
	193	146	232	107	133	139	67	271	249	93

4 令和2年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 （①を除く）		③乳児 （①②を除く）		幼児		母子相談 電話・面接
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
実施数	33	38	1	1	657	718	40	43	1623

5 先天性股関節脱臼検診状況

年度		H28	H29	H30	R 1※	R 2※
受診数（人）	男	428	404	420	329	163
	女	384	376	325	326	135
受診率（％）		99.3	97.5	97.3	89.0	45.0
要治療者	男（人）	-	-	-	-	1
	女（人）	-	2	2	3	4

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症のため3月の検診は中止とした。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため4月から10月1日までの検診は中止とした。

6 令和2年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数(率)	フォロー児数(率)
4か月児健診	48	690	663	96.0	4 (0.6)	21 (3.2)
7か月児相談	40	679	659	97.0	3 (0.5)	55 (8.3)
12か月児相談	40	718	687	95.6	8 (1.2)	21 (3.1)
1歳6か月児健診	46	730	706	96.7	7 (1.0)	71 (10.1)
2歳児相談	45	738	707	95.8	26 (3.7)	112 (15.8)
3歳児健診	50	778	756	97.1	33 (4.4)	17 (2.2)

7 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	令和2年度参加者の主訴
H27	48 (継続 11、新規 37)	129	・発達の遅れ 15 ・母乳相談・離乳食・体重増加 3 ・母親の育児不安、接し方 2
H28	38 (継続 15、新規 23)	100	
H29	32 (継続 6、新規 26)	86	
H30	31 (継続 12、新規 19)	117	
R 1	36 (継続 9、新規 27)	100	
R 2	23 (継続 8、新規 15)	63	

8 乳幼児学級（令和2年度）

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
橋北 橋南 東野 (3館合同)	0歳児学級	0歳	9	16	104
	1歳児学級	1歳	12	25	190
	2歳児学級	2歳	12	5	44
	3歳児学級	3歳	13	8	58
羽場	0、1歳児学級	0～1歳	11	14	89
羽場丸山	2、3歳児学級	2～3歳	9	15	59
丸山	すくすく学級	0～1歳	11	29	138
伊賀良	0歳児学級	0歳	8	20	92
	1歳児学級	1歳	10	23	88
	2歳児学級	2歳	11	9	73
	3歳児学級	3歳	5	5	49
山本	おたまっこ学級	0～3歳	12	17	98
三穂	みほなかよし学級	0～3歳	6	12	37
鼎	0歳児学級	0歳	4	22	45
	1歳児学級（りんご学級）	1歳	6	23	97
	1歳児学級（いちご学級）	1歳	8	26	118
	2歳児学級（たんぽぽ学級）	2歳	11	19	109
	つくし学級	3歳	12	19	149
竜丘	0歳児学級	0歳	5	15	55
	1歳児学級	1歳	8	23	92
	2・3歳児学級	2～3歳	9	22	135
川路	すくすく学級	0～3歳	8	23	83

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
松 尾	0 歳児学級	0 歳（4～9 月生）	5	19	74
	1 歳児学級 A チーム	1 歳（4～9 月生）	5	20	51
	1 歳児学級 B チーム	1 歳（10～3 月生）	5	24	95
	いちごクラブ	2 歳	4	15	35
	どんぐりクラブ	3 歳	6	9	27
上久堅	わくわくキッズ	0～3 歳	4	3	9
下久堅	ぽっかぽか	0～3 歳	8	14	57
千 代	ちよっ子クラブ	0～3 歳	13	10	80
龍 江	乳幼児学級	0～3 歳	10	17	83
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1 歳	10	16	60
	2・3 歳児学級	2～3 歳	10	12	54
上 郷	0 歳児学級	0 歳	5	25	58
	1 歳児学級	1 歳	14	45	145
	2 歳児学級	2 歳	7	11	38
	3 歳児学級	3 歳	7	11	47
上 村	ひよこちゃんの日	0～3 歳	6	3	9
南信濃	すこやか学級	0～3 歳	7	2	14
合 計	R 2 年度		326	646	2,938
	R 元年度		512	889	5,016
	H30 年度		582	996	6,010
	H29 年度		577	1,071	6,394
	H28 年度		653	1,144	7,322

スタッフ・講師：保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

5-3 成人保健

1 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

検診種別	H28	H29	H30	R 1	R2
胃がん検診	4,038	3,681	3,616	3,572	967
子宮頸がん検診	1,670	1,945	2,048	2,802	2,524
乳がん検診	4,879	4,940	4,934	4,949	4,742
肺がん検診	8,217	7,945	7,919	7,908	6,394
大腸がん検診	9,031	8,614	8,472	8,586	8,569

*27年度の子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診は、がん検診推進事業を含む。

(1) 子宮頸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率)	精密検査結果				未受診
			がん	異形成	その他	異常なし	
H27	1,636	22(1.3)	2	11	5	1	3
H28	1,670	34(2.0)	1	9	12	8	2
H29	1,945	29(1.5)	2	8	10	7	2
H30	2,048	31(1.5)	3	15	5	5	3
R 1	2,802	52(1.9)	0	32	9	10	1
R 2	2,524	47(1.9)	0	19	4	20	4

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳がん検診

ア 乳房エコー検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果							未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H28	2,192	58(2.6)	3	15	7	14	9	6	2	2
H29	2,202	45(2.0)	0	22	4	15	7	4	0	1
H30	2,292	48(2.1)	2	8	3	18	7	9	0	1
R 1	2,181	57(2.6)	3	7	8	20	6	10	3	0
R 2	1,993	42(2.1)	3	9	7	8	11	2	0	2

イ マンモグラフィ検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	
H28	2,687	91(3.4)	10	11	7	5	11	45	4
H29	2,738	57(2.1)	4	18	15	5	5	10	1
H30	2,642	90(3.4)	7	17	18	4	13	30	1
R 1	2,768	95(3.4)	7	15	18	6	10	38	1
R 2	2,749	95(3.5)	8	8	22	11	15	25	6

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(3) 肺がん検診

ア ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H28	2,742	123(4.5)	2	0	81	12	27
H29	2,734	182(6.7)	5	1	132	33	11
H30	2,917	139(4.8)	5	2	108	16	8
R 1	2,957	320(10.8)	4	4	238	54	20
R 2	2,637	150(5.7)	3	3	106	11	25

イ レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	その他	異常なし	未確定	未把握	
H28	5,475	160(2.9)	4	73	57	-	15	11
H29	5,211	105(2.0)	1	51	39	6	1	7
H30	5,002	121(2.4)	3	55	47	5	-	11
R 1	4,951	195(3.9)	8	81	83	9	3	11
R 2	3,757	139(3.7)	4	66	40	18	11	9

(4) 大腸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	ポリープ	その他	未把握	異常なし	
H28	9,031	794(8.8)	19	284	121	36	147	187
H29	8,614	823(9.6)	20	323	114	46	191	129
H30	8,472	702(8.3)	16	257	105	9	153	162
R 1	8,586	731(8.5)	20	263	112	63	131	142
R 2	8,569	674(7.9)	14	248	80	15	136	181

(5) 胃がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H28	4,038	480(11.9)	5	423	56	9	67
H29	3,681	469(12.7)	9	356	52	18	34
H30	3,616	381(10.4)	7	294	47	11	22
R 1	3,572	395(11.1)	5	312	33	18	27
R 2	967	98(10.1)	2	85	3	1	7

(6) 令和元年度がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診(20歳)

年齢	対象者数	受診数	受診率
平成11年4月2日～平成12年4月1日生	477	47	9.9%

イ 乳がん検診（マンモグラフィ検査）（40 歳）

年齢	対象者数	受診数	受診率
昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日生	557	212	38.1%

（7）胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診数計	検診方法	受診数	検査結果	
						異常なし	要精密検査
H29	40 歳	1,232	393	集団検診	287	212 人	75 人（26.1%）
	45 歳	1,427		個別検診	106	80 人	26 人（24.5%）
H30	40 歳	1,205	261	集団検診	194	153 人	41 人（21.1%）
	45 歳	1,159		個別検診	67	50 人	17 人（25.4%）
R 1	40 歳	1,221	234	集団検診	165	134 人	31 人（18.8%）
	45 歳	1,189		個別検診	69	52 人	17 人（24.6%）
R 2	40 歳	1,156	226	集団検診	142	122 人	20 人（14.1%）
	45 歳	1,265		個別検診	84	68 人	16 人（19.0%）

（8）飯田市国民健康保険特定健康診査

ア 特定健康診査の受診率（法定報告）

特定健康診査：飯田市国保に加入している 40 歳～74 歳の方を対象とした年に 1 回の健康診査。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H27	16,741 人	5,656 人	33.8%
H28	16,093 人	5,906 人	36.7%
H29	15,545 人	6,018 人	38.7%
H30	14,932 人	5,976 人	40.0%
R 1	14,496 人	6,125 人	42.3%

イ 特定保健指導の対象者と終了率（法定報告）

特定保健指導：特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し、継続支援を 3 か月以上実施し、評価を行う。特定保健指導対象者は、追加リスクの数と喫煙歴の有無により、積極的支援と動機付け支援に分ける。

積極的支援：初回面接後、面接・電話等により 3 か月以上の継続的支援を行う。算定要件により 180 ポイント以上の支援を実施する。

動機付け支援：初回面接後、3 か月以上経過後に再度支援を実施する。

年度	特定保健指導			特定保健指導 終了者数	特定保健指導 終了率
	対象者数	積極的支援対象者	動機付け支援対象者		
H27	527 人	171 人	356 人	429 人	81.4%
H28	503 人	131 人	372 人	395 人	78.5%
H29	557 人	141 人	416 人	428 人	76.8%
H30	570 人	168 人	402 人	450 人	78.9%
R 1	601 人	155 人	446 人	477 人	79.4%

※特定保健指導対象者以外に、重症化予防・受診（精密検査）が必要・情報提供の各対象者に保健指導を実施。実施人数については、「2 健康教育（1）個別健康教育の実施状況」に掲載。

ウ 特定健康診査結果有所見率経年変化（法定報告）

		性別	H27	H28	H29	H30	R1
高血圧	高血圧Ⅱ度以上者の割合	男性	4.4%	4.3%	4.7%	4.2%	4.6%
		女性	2.6%	2.5%	3.1%	2.6%	2.8%
	高血圧Ⅰ度以上者の割合 (40～64歳)	男性	21.0%	18.9%	19.2%	15.4%	18.2%
		女性	12.1%	11.2%	10.8%	9.8%	11.2%
糖尿病	HbA1c 6.5%以上者の割合 (40～64歳)	男性	5.6%	5.1%	7.4%	5.8%	6.3%
		女性	2.1%	2.2%	2.3%	2.2%	3.1%
	HbA1c 8.4%以上者の割合	男性	1.2%	0.6%	1.3%	0.9%	0.9%
		女性	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%
脂質 異常症	LDL-c 180 mg/dl 以上の割合	男性	3.0%	2.2%	2.7%	2.9%	2.9%
	LDL-c 160 mg/dl 以上者の割合	男性	8.6%	7.8%	8.9%	9.4%	9.9%
		女性	11.7%	10.5%	10.8%	11.4%	11.2%
メタボ	メタボリックシンドローム 該当者及び予備群の割合	男性	33.1%	33.8%	36.4%	37.2%	39.7%
		女性	8.8%	9.4%	10.4%	11.0%	12.2%

- (9) 生活保護受給者、被支援者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付）に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、特定健診（集団）に合わせて、健康増進事業として実施している。

令和2年度受診者数：2人

- (10) 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険の加入者を対象（要介護3～5を除く）として健康診査を実施している。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H30	15,600人	218人	1.4%
R1	15,970人	375人	2.3%
R2	15,859人	405人	2.5%

健診結果から、生活習慣病重症化予防対象者には、保健指導を実施している。

R2年度は69人に保健指導を実施。

2 健康教育

- (1) 実施回数と参加人数（令和元年度）

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブ シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性 肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開 催 回 数	148	10	61	3	59	2	283
参加延人員	3,130	312	1,082	38	934	41	5,537

個別健康教育の実施状況（令和元年度）

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託
高 血 圧	175	0	175	0	131	0	131	0
脂質異常症	246	0	245	0	180	0	180	0
糖 尿 病	247	0	247	0	145	0	145	0
喫 煙	14	0	13	0	0	0	0	0
計	682	0	680	0	456	0	456	0

（２）ウェルビクスフォロー教室

ア 実施地区：丸山 竜丘（H15 年開始）、 龍江 山本 東野 鼎（H16 年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17 年開始）、 松尾 下久堅 上郷 橋南（H18 年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19 年開始）

※高齢化で継続困難の為、H30 年度で川路地区終了

イ 対 象 者：65 歳以上の一般市民

ウ 内 容：ずくバンドを利用した筋力づくりを中心に、介護予防のための運動を定期的を実施。

現在は、自主活動グループで活動している

エ 参加状況（令和 2 年度）

地区	実施回数	実人員	男性	女性	参加延べ人数
橋 北	37	14	1	13	371
橋 南	37	9	0	9	179
羽 場	37	21	1	20	485
丸 山	60	17	4	13	532
東野 1	21	10	0	10	145
東野 2	15	10	0	10	110
伊賀良	15	17	0	17	140
山 本	36	13	0	13	256
鼎	32	27	0	27	610
竜 丘	34	20	0	20	503
松 尾	36	12	2	10	316
下久堅	30	11	0	11	139
上久堅	15	9	0	9	100
千 代	40	8	0	8	188
龍 江	38	16	2	14	432
上 郷	31	26	0	26	571
座光寺	20	7	0	7	68
計	534	247	10	237	5, 145

(3) 消防団健康教室（令和2年度）

前年度モデル的に実施した血液検査の結果から、令和2年度から3年間で全分団員に健診を含めた健康教室を開催することとした。

ア 対象

第3分団（羽場・丸山地区消防団）、第7分団（竜丘地区消防団）、第10分団（伊賀良地区消防団）、第12分団（龍江地区消防団）、第14分団（上久堅地区消防団）

イ 内容

- ・スマホ de ドックによる消防団健診（職場等で健診済みの人には結果提出を依頼）
- ・各分団での健康教室
健診結果の読み取り、食生活・歯周病予防について
- ・健診結果に基づき個別に保健指導を実施

ウ スタッフ：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

エ 健診・教室参加状況

	羽場・丸山	竜丘	伊賀良	龍江	上久堅
健診受診人数	10	24	34	17	18
結果提出人数	14	23	11	19	1
教室参加人数	10	15	23	12	8

オ 保健指導実施状況

対象者	人数	初回実施人数	2回目実施人数
高度異常値 ※	24	46	
医療の必要あり	24		17

※高度異常値のうち、肥満のみ・痩せのみ、軽度血糖値異常（随時血糖）、中性脂肪低値、クレアチニン高値のみは除く

(4) 企業出前健康講座

平成25年度から平成28年度まで来所方式で行っていた「企業健康教室」を、平成29年度から、職場へ出向く方式である「企業出前健康講座」として実施方法を改めた。

ア 対象

飯田市内の事業所または青壮年の団体

イ 内容

前半：飯田市からの健康情報

後半：①～⑥から選択

- ① からだを知ろう ②からだを見える化 ③プラステン講座 ④歯周病は大丈夫？
⑤今日の食事はどうする？ ⑥働く人のこころの健康

ウ 開催状況

	H29	H30	R1	R2
講座実施回数	11	15	26	5
実施団体数	9	10	16	5
受講人数（延べ）	222	846	1356	166

(5) 広報活動

ア いいだFM「かざこし歳時記 健康いいだ」2か月に1回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介。

放送日：偶数月 第4月曜日

- イ 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年 12 回
健康づくりに取り組む市民の紹介。
- ウ 健康いいだ 21 ホームページ
市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントの PR、健康情報のお知らせ。

3 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談） 令和元年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高血圧	141	1,817
	脂質異常症	0	0
	糖尿病	7	12
	歯周疾患	28	248
	骨粗鬆症	0	0
	女性の健康	2	46
	病態別（肥満、心臓病等）	2	16
総合健康相談		112	1,234
計		292	3,373

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 219 日

相談延人員 13,142 人

4 訪問指導事業

訪問指導実施状況（母子保健を除く）令和元年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39 歳以下	1	1
	40～64 歳	261	374
	65 歳以上	187	239
	計	449	614
個別健康教育対象者	39 歳以下	0	0
	40～64 歳	2	2
	65 歳以上	6	6
	計	8	8
閉じこもり予防	39 歳以下	2	3
	40～64 歳	7	24
	65 歳以上	4	5
	計	13	32
介護家族	39 歳以下	0	0
	40～64 歳	0	0
	65 歳以上	7	12
	計	7	12

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
寝たきり者	39 歳以下	0	0
	40～64 歳	2	5
	65 歳以上	3	3
	計	5	8
認知症の者	64 歳以下	0	0
	65 歳以上	15	20
	計	15	20
その他	39 歳以下	8	12
	40～64 歳	30	88
	65 歳以上	28	41
	計	66	141
合 計		563	835

5－4 介護予防事業

1 いきいき教室

【事業経過】

- 平成 6 年 12 月 脳刺激訓練教室としてCブロックで開始
- 平成 8 年 4 月 脳刺激訓練教室としてBブロックで開始
 ＊浜松医療センターの高槻絹子先生の指導により、浜松方式（二段階方式）による早期発見と回復法を取り入れた。
- 平成 9 年 4 月 老人保健法B型リハビリ事業として全市 33 会場で開始
- 平成 12 年 4 月 介護保険制度開始
- 平成 13 年 4 月 B型リハビリから「いきいきリハビリ」と名称変更し 92 会場で開始
- 平成 16～17 年 保健指導係に介護予防担当保健師の設置
 ＊介護保険認定者の増加率が高いことから、筋骨格器系の介護予防に重点をおき、お達者度測定および運動指導を強化した。
 ＊平成 16 年から名古屋市立大学竹島研究室の指導によりずくバンド運動を取り入れた。
- 平成 18 年 介護保険改正 介護予防事業 地域支援事業 1 次予防事業
- 平成 28 年 4 月 介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業
- 平成 29 年 4 月～ 15 分程度の運動を開催回数の 50％で実施計画し、フレイル予防に取り組んでいる。

【目的】

- 老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症などの要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。
- ＊高齢者の自立（自立生活の助長及び要介護状態になることの予防）
- ＊高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）
- ＊支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65 歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談

健康についての学習（転倒予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔ケア）

体操、ゲーム・レクリエーション、歌唱、手芸工作、季節の行事、保育園児等との世代間交流

（１）令和２年度実施状況

	地区	会場名	年間回数	参加実人員				参加延べ数	1 回平均 参加数	介護 保険 認定者 (再掲)	実人員年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64 歳以下	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 ～ 89 歳	90 歳以上
1	橋北	橋北公民館	6	18	1	17	-	74	12.3	1	-	1	2	7	1	6	1
2		小伝馬町1自治会館	6	9	-	9	-	47	7.8	2	-	-	2	1	4	1	1
3		東中央通公民館	8	14	-	14	-	109	13.6	1	-	-	2	4	5	2	1
4		浜井町自治会館	6	8	2	6	-	52	8.7	-	-	-	-	-	2	4	2
5		大王路自治会館	8	15	2	13	1	88	11.0	-	-	-	-	2	3	4	6
6		江戸浜町公民館	7	13	-	13	-	66	9.4	2	-	-	3	3	4	2	1
7	橋南	保健センター	7	10	-	10	-	45	6.4	3	-	1	-	2	5	-	2
8		りんご庁舎	7	8	-	8	-	30	4.3	3	-	-	-	1	2	4	1
9	羽場	正永町2丁目集会所	7	13	-	13	0	75	10.7	2	-	2	2	5	2	1	1
10		第一公会堂	9	17	-	17	2	120	13.3	3	-	-	2	6	5	3	1
11		羽場公民館	8	12	-	12	1	76	9.5	2	-	-	-	1	5	4	2
12	丸山	今宮2丁目集会場	6	14	-	14	2	60	10.0	-	-	-	1	6	3	3	1
13		丸山2丁目集会場	8	11	1	10	-	50	6.3	1	-	1	3	2	3	2	-
14		丸山4丁目集会場	8	7	-	7	-	52	6.5	-	-	-	-	3	1	3	-
15	東野	東野自治会館	5	6	-	6	-	22	4.4	-	-	-	-	1	1	4	-
16		東野公民館	13	9	-	9	-	84	6.5	4	-	-	-	4	1	1	3
17	鼎	一色公民館	7	18	-	18	-	108	15.4	1	-	-	2	7	4	4	1
18		切石会館	10	13	-	13	5	90	9.0	1	-	-	5	1	4	3	-
19		上茶屋公民館	9	10	2	8	1	71	7.9	-	-	-	-	1	4	3	2
20		中平公民館	8	6	-	6	-	29	3.6	1	-	-	1	1	3	0	1
21		下山福祉センター	12	19	-	19	-	176	14.7	-	-	2	2	4	5	5	1
22		西鼎公民館	8	9	-	9	1	56	7.0	2	-	-	-	1	3	3	2
23		東鼎公民館	6	10	-	10	-	52	8.7	2	-	-	-	4	2	4	-
24		名古熊公民館	6	9	-	9	-	37	6.2	2	-	-	-	1	4	1	3

	地区	会場名	年間回数	参加実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実人員年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
25	伊賀良	大瀬木コミュニティセンター	12	11	-	11	-	102	8.5	4	-	-	-	2	1	5	3
26		中村会館	14	9	2	7	-	99	7.1	1	1	1	-	-	3	3	1
27		北方会館	7	9	-	9	-	46	6.6	-	-	-	-	-	3	4	2
28		育良町記念会館	8	13	-	13	4	50	6.3	-	-	-	4	2	2	5	-
29		下殿岡公会堂	9	14	-	14	-	86	9.6	-	-	-	-	-	11	3	-
30		上殿岡集会所	14	11	-	11	-	83	5.9	2	-	-	-	2	5	-	4
31		西の原集会所	2	6	-	6	-	8	4.0	1	-	-	-	2	4	-	-
32	山本	久米会館	7	9	-	9	-	48	6.9	-	-	-	1	4	2	2	-
33		箱川郷づくり研修センター	6	9	-	9	-	45	7.5	-	-	-	-	2	3	3	1
34	松尾	常盤台集会所	12	37	5	32	-	163	13.6	9	1	1	4	10	13	6	2
35		毛賀公民館	11	18	3	15	-	141	12.8	2	-	1	1	3	7	6	-
36		松尾公民館	7	19	-	19	4	70	10.0	2	-	-	1	5	9	3	1
37		代田公民館	8	25	2	23	1	70	8.8	4	-	-	3	7	8	5	2
38		久井集会場	6	12	1	11	1	57	9.5	3	-	-	-	-	6	5	1
39		上溝集会所	8	11	1	10	1	55	6.9	1	-	-	1	1	3	4	2
40		清水コミュニティ消防センター	6	21	-	21	1	94	15.7	-	-	-	1	7	7	6	-
41	下久堅	新井コミュニティ消防センター	11	25	5	20	1	161	14.6	2	-	1	2	10	7	5	-
42		下久堅公民館	7	9	-	9	-	52	7.4	1	-	1	2	2	2	1	1
43		虎岩交流センター	6	7	2	5	1	34	5.7	3	-	-	1	2	4	-	-
44		下虎岩公民館	12	9	-	9	-	99	8.3	-	-	-	-	2	3	4	-
45		柿野沢区民センター	5	7	-	7	-	32	6.4	2	-	-	-	-	4	2	1
46		南原区民センター	6	5	-	5	-	23	3.8	3	-	-	-	2	1	2	-
47		越久保センター	11	12	6	6	2	86	7.8	-	-	-	1	3	5	2	1
48	上久堅	小野子下集会所	6	10	-	10	-	47	7.8	-	-	-	2	5	3	-	-
49		原平集落センター	11	12	-	12	-	99	9.0	2	-	-	1	4	3	4	-
50	千代	野池公民館	9	13	-	13	-	71	7.9	2	-	-	2	-	3	6	2
51		下村公会堂	8	7	-	7	-	39	4.9	2	-	-	-	2	3	2	-
52		米川公会堂	10	16	-	16	2	106	10.6	-	-	-	2	6	7	1	-
53		大郡農事集会所	6	8	-	8	-	49	8.2	-	-	-	3	3	1	1	-
54		米峰・毛呂窪ふれあいセンター	7	11	-	11	-	58	8.3	-	-	-	-	3	5	3	-
55		芋平公民館	4	7	-	7	1	23	5.8	1	-	1	-	2	1	3	-
56		法山振興センター	5	16	7	9	-	32	6.4	1	-	1	2	-	9	3	1

	地区	会場名	年間回数	参加実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実人員年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
57	龍江	1区公民館	13	8	-	8	-	73	5.6	3	-	-	-	-	4	2	2
58		龍江公民館	11	15	-	15	-	124	11.3	1	-	-	-	4	7	3	1
59		3区公民館	7	7	-	7	-	39	5.6	2	-	-	-	-	2	4	1
60		尾科公民館	6	8	-	8	-	36	6.0	2	-	-	-	2	4	1	1
61	竜丘	時又ふれあいセンター	7	12	-	12	1	74	10.6	2	-	-	-	2	7	2	1
62		上川路公民館	7	9	-	9	-	50	7.1	1	-	-	1	-	6	-	2
63		駄科区民センター	8	17	-	17	-	99	12.4	-	-	-	1	2	8	4	2
64		駄科集落センター	6	13	-	13	1	64	10.7	1	-	-	1	-	4	5	3
65		長野原区民センター	8	16	1	15	-	79	9.9	-	-	-	2	4	2	5	3
66		竜丘公民館	7	23	3	20	-	109	15.6	-	-	-	1	9	7	4	2
67	川路	2・3区公民館	8	14	-	14	-	70	8.8	-	-	-	1	4	4	5	-
68		5区公民館	4	10	1	9	-	26	6.5	-	-	3	2	2	2	1	-
69		6区コミュニティセンター	8	11	1	10	-	83	10.4	-	-	-	-	4	4	2	1
70		竜峡会館	9	9	-	9	-	51	5.7	-	-	-	1	3	3	1	1
71		8区公民館	7	10	1	9	-	47	6.7	-	-	-	2	1	2	4	1
72	三穂	北伊豆木(第2集会所)	7	6	-	6	-	30	4.3	1	-	-	-	1	-	2	3
73		第5集会所	7	9	-	9	2	54	7.7	2	-	2	-	-	2	1	4
74		立石第11集会所	7	10	-	10	-	55	7.9	-	-	-	-	-	2	7	1
75		悠愛館(下瀬)	5	9	-	9	1	34	6.8	1	-	-	2	2	3	-	2
76	上郷	黒田研修センター	6	11	1	10	-	46	7.7	1	-	-	1	2	4	2	2
77		下東消防コミュニティセンター	8	15	-	15	1	77	9.6	2	-	-	-	4	8	3	-
78		御殿山コミュニティセンター	8	11	-	11	-	71	8.9	1	-	-	-	-	6	5	-
79		多世代交流プラザ	8	23	9	14	-	137	17.1	1	-	-	-	3	10	7	3
80		上黒田集落センター	7	7	-	7	1	44	6.3	-	-	-	-	2	3	2	-
81		南条集落センター	7	9	-	9	-	45	6.4	-	-	-	-	1	3	4	1
82		城東3号公園	8	8	-	8	1	48	6.0	2	-	-	-	2	3	3	-
83		別府上コミュニティセンター	14	14	6	8	-	178	12.7	2	-	1	3	5	2	2	1
84		別府児童館	8	10	-	10	1	62	7.8	1	-	1	4	3	-	1	1
85		丹保研修センター	7	20	-	20	1	114	16.3	1	-	-	-	3	11	6	-
86		北条振興センター	12	11	-	11	2	112	9.3	1	-	-	1	1	1	8	-
87		飯沼南自治会館	7	7	-	7	-	40	5.7	1	-	-	-	-	4	1	2
88	座光寺	2区会所	7	12	-	12	1	61	8.7	5	-	-	-	4	4	1	3
89		恒川・清水会所	8	7	-	7	-	50	6.3	2	-	-	-	5	1	1	-
90		原・宮崎会所	8	6	-	6	-	33	4.1	1	-	-	-	2	2	2	-
91		宮の前会所	6	13	-	13	3	70	11.7	1	-	-	-	6	3	2	2
92		大堤会所	6	10	-	10	-	49	8.2	1	-	-	-	1	5	3	1

(2) 参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
H28	96	1,417	1,423	14,633	11.0	93	4	51	165	355	466	302	80
H29	95	1,399	1,397	14,052	10.0	119	11	41	144	361	438	311	91
H30	95	1,308	1,284	13,350	10.0	128	9	33	113	311	424	306	88
R 1	92	1,075	1,212	11,403	10.0	109	12	37	97	296	389	290	91
R 2	92	723	1,096	6,331	9.0	120	2	21	84	245	365	274	105

新型コロナウイルスの流行により、R 2 年度は実施回数が減少した。

2 健脚大学フォロー教室

平成 16 年より名古屋市立大学竹島研究室の指導により、後期高齢者を対象にずくバンドによる筋力アップ・バランス運動等を集中的に実施。現在は、運動指導員が指導している。

【目的】 体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】 概ね 75 歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】 セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

【実施会場】 橋北・伊賀良・鼎・松尾・上郷、H29 年から上村が追加

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H28	5	107	120	1,878	17.6
H29	6	116	140	1,657	14.3
H30	6	113	124	1,524	13.5
R 1	6	101	150	1,743	17.3
R 2	6	83	143	1,355	16.3

新型コロナウイルスの流行により、R 2 年度は実施回数が減少した。

(2) 参加者アンケート結果 回答数：83 人（R 2 年度）

健脚大学に参加して、何らかの効果があつたと答えた方は、95.2%であり運動の効果を感じている方が多い。

■教室参加により効果を感じているもの（複数回答）

項目	人数
筋力が維持・向上した	55
体力がついた	48
関節の痛みが減った	26
その他	12

5-5 精神保健

1 精神訪問指導

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
精神保健	87	62	121	189	178

2 こころの相談窓口

- * 実施日 毎月第2月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）
- * 会 場 飯田市保健センター
- * 相談員 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 精神保健福祉士
- * 実施状況（R2年度）
 - ① 実施回数 6回
 - ② 相談実人数 9人
 - ③ 相談延べ人数 10人
 - ④ 相談者の年齢内訳

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
相 談 者	0	3	1	2	0	1	2	9
対 象 者	3	3	1	0	1	1	1	10

- ⑤ 本人からの相談 5人、家族からの相談 4人

3 こころの健康づくり

（1）広報・啓発活動

- ① ホームページの作成
- ② 自殺予防週間（9月）
高校生への街頭啓発（通学に使用されている主要な3駅での啓発ウェットティッシュの配布）
- ③ 自殺対策強化月間（3月）
チラシ「ひとりで悩んでいませんか？相談できる場所がある」の各戸配布
のぼり旗・ポスターの掲示
自治振興センターへの啓発パネルの展示（松尾・伊賀良・鼎・上郷）
高校生への街頭啓発（市内5校の校門等での啓発ウェットティッシュの配布）
飯田中央図書館での関係書籍の展示
いいだFM（こころの健康・飯田市の取り組みについて）
- ④ こころの健康講座 啓発パネル・パンフレットを利用して、健康教室やいきいき教室等で実施
- ⑤ 中学生を対象としたSOSの出し方教育 新型コロナウイルスの影響で実施なし

（2）研修会の開催

- ① こころの健康講座（ゲートキーパー講座）
健康福祉委員会・民生児童委員協議会・企業への出前健康講座、いきいき教室、健康教室などで実施

5－6 栄養指導

1 母子保健（令和2年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
乳児	4 か月児	48	663	48	454	離乳食の開始と進め方
	7 か月児	40	659	40	559	離乳食中期の正しい在り方・1日に食べたい量と発達段階にあわせた固さ3回食にむけて、離乳食展示。（中止に当たり個別電話相談実施）
	12 か月児	40	687	40	405	1日の目安量・実物展示
幼児	1 歳 6 か月児	48	706	48	513	幼児食について おやつの与え方・噛むことの大切さ
	2 歳児			42	706	個別相談、むし歯予防とあごの発達をふまえたおやつの工夫
	3 歳児	50	756	50	484	食育への意識づけ
離乳食 講座	初期	8	48	—	—	乳児の発達にあわせた離乳食の形態、作り方、与え方の実習と具体的な離乳食指導
	後期	7	33	—	—	
乳幼児		16	163	122	122	乳幼児学級 食事とおやつの指導 個別電話相談実施
学童・生徒 小学生、中学生、 高校生		4	28			食事づくり体験を通し食への関心を高める正しい食習慣を実践できるようにふれあい体験学習
その他		2	11	115	115	その他、乳幼児食指導・乳幼児訪問 ぱくぱくキッチン
合 計		263	3,754	505	3,358	

2 生活習慣病予防及び健康増進（令和2年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
食改員育成健康教室		0	0			食改員育成のため栄養・運動・休養の学習
消防団健康教室 （分団別）		5	54	1	5	消防団員への生活習慣病予防のための食事を中心とした学習
特定保健指導		—	—	98	98	特定健診時に食事調査を行い結果報告
高齢者いきいき教室等（単発事業）		42	747			栄養・運動・休養 食生活全般
まちづくり委員会 健康福祉委員会等		1	23			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員		45	585			伝達講習会、文化祭
その他				6	6	訪問指導、健康相談
合 計		93	1,409	105	109	

5-7 歯科保健

1 母子歯科保健（令和2年度）

対象者	回数	延人数	内 容
妊婦	5	91	妊娠中の歯科保健、歯科検診のすすめ
1歳児	40	687	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの実習、上顎前歯唇面のむし歯予防
1歳6か月児	46	706	カリオスタット検査とその説明、卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫
2歳児	42	707	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3歳児	50	756	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、6歳臼歯の重要性とむし歯予防、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖への注意
小学校歯科保健指導	4	342	むし歯、歯周病予防のための歯の健康講話、ブラッシング指導
その他	15	95	乳幼児学級・療養センター等でのブラッシング指導、乳幼児訪問指導・保育園での歯科保健指導
合計	202	3,384	

歯科検診結果

	該当児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1人当たり むし歯本数 (本)
1歳6か月児	730	706	96.7	7	1.0	31	4.4	0.04
3歳児	778	756	97.2	73	9.7	261	3.6	0.35

2 成人歯科保健（令和2年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	5	28	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象にペリオスクリーン検査、歯科相談、ブラッシング指導
各種健康教室等	7	114	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、歯周疾患の原因と対策、効果的なブラッシング実習、定期歯科検診の重要性
合計	12	142	

3 高齢者歯科保健（令和2年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室	21	195	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
各種健康教室等	2	27	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能向上の必要性・歯周病予防

5－8 献血

1 飯田市献血実績

(単位：人)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
飯伊献血実績	2,401	2,316	2,282	2,212	1,520
飯田市実績	1,816	1,834	1,689	1,594	1,104
200ml 献血者	75	2	3	2	0
400ml 献血者	1,741	1,832	1,686	1592	1,104

5－9 健康福祉委員等活動

1 組織の概要

平成 19 年 3 月までは飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 665 人が活動している。

各地区健康福祉委員等人数（令和 2 年度）

(単位：人)

ブロック	A		B		C		D		E	
地 区	橋 北	12	三 穂	20	竜 丘	10	松 尾	36	座光寺	40
	橋 南	39	山 本	21	川 路	19	下久堅	18	上 郷	93
	羽 場	17	伊賀良	89	鼎	81	上久堅	4	上 村	8
	丸 山	35					千 代	31	南信濃	10
	東 野	32					龍 江	50		

2 健康福祉委員等研修会

例年、全市の研修会および各地区の代表者連絡会を開催し、研修の内容を各地区に伝達しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

5-10 食生活改善推進活動

1 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2 飯田市食生活改善推進協議会

11支部から2名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた21の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

事業名	日 程	内 容	参加者
総会	令和2年4月7日	・地区会長による紙面総会	14名
飯田市伝達講習会①	令和2年6月19日	・「身近な食材で免疫力アップレシピ」① 資料配布 会員自宅で作り意見提出	20名
飯田市伝達講習会②	令和2年7月16日	・「身近な食材で免疫力アップレシピ」② 資料配布 会員自宅で作り意見提出	0名
飯田市伝達講習会③	令和2年10月6日	・「生涯骨太クッキング冊子より」～乳製品を使った料理～ 栄養士のデモンストレーション	20名
飯田市伝達講習会④	令和3年1月19日	・電子レンジを使った「こうや豆腐レシピ」 ・ストレッチ体操 中止	0名
推進大会	令和2年10月15日	・第52回長野県食生活改善推進大会 合同庁舎にてオンライン	4名

3 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数（人）	参加会員延数（人）
伝達講習会	4	620	20
地区活動	5	317	70
7か月相談試食補助	0	0	0
子どもの食生活に関する活動	6	120	24
若者・働き世代の食生活に関する活動	4	887	56
高齢者の食生活に関する活動	10	190	120
地区イベントへの参加	0	0	0
その他（飯伊・県事業への参加等）	14	182	64
合 計	43	2,316	1,955

5-11 救急医療対策事業

1 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制		
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔在宅〕		
	診療科目	内科・小児科・外科・産婦人科	
	診療日	日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日	
	診療時間	午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）	
	〔口腔衛生センター〕		
	診療科目	歯科	
	診療日	日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日	
	診療時間	〔口腔衛生センター〕	午前9時～正午
		〔当番医の診療所〕	午後1時～午後3時
	〔薬剤師会調剤薬局〕		
受付時間	休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） 午前9時～午後6時 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分		
〔眼科当番〕			
診療時間	夜間	午後7時～午後10時	
	深夜	午後10時～翌朝8時30分	
	飯田病院	飯田市立病院	
休日夜間急患診療所運営事業(第1次救急医療体制)	診療科目	内科・小児科	
	診療日	休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日）	
	および	午前9時～午後0時30分	
	診療時間	夜間（年間） 午後7時～午後10時	
病院群輪番制病院運営事業(第2次救急医療体制)	診療科目	内科・外科	
	病院群輪番制協定病院名		
	飯田市内	飯田市立病院 飯田病院 健和会病院	輝山会記念病院 慶友整形外科病院 市瀬整形外科
			
	下伊那郡内	下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院
休日夜間テレフォンセンター	紹介時間	24時間体制（午後10時から翌朝8時30分までは、音声案内）	

2 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月

（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

年度 区分		H28	H29	H30	R 1	R 2
休 日	診療日数	73	74	75	79	73
	利用者数	1,564	1,651	1,201	861	257
	1 日平均	21.4	22.3	16.0	10.3	3.5
夜 間	診療日数	365	365	365	366	365
	利用者数	4,725	4,465	4,295	3,680	1239
	1 日平均	12.9	12.2	11.7	10.1	3.4

5-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3145-1
規模	鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内
敷地面積	17,689.99	2,399.34	3,062.56
床面積 1 階	218.35	433.32	1,178.70
2 階	219.11	(庁舎と併設)	(内保健センター 37.58)
3 階	219.11		991.98
延床面積	656.57	433.32	2,217.82
			(内保健センター 237.58)
開館	平成 28 年 11 月 7 日	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
建設費	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円 (上郷公民館全体建設費)

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター
財源内訳			
国庫補助金	—	18,390 千円	
県費補助金	—	8,000 千円	
起債	168,600 千円	192,400 千円	
一般財源	9,114 千円	217,620 千円	
合計	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円

5-13 予防接種

1 令和2年度実施状況 ※1

		対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前 の予診票で の接種	接種総数(飯 田市実施分) ※2	接種済率 (%) ※3	基 準 日 年 齢		
個 別 接 種	乳 幼 児	ロ タ ウ イ ル ス	ロタリックス	1回目	346	248	93.9	—	248	— ※5	1歳	
			ロタテック			77		—	77			
			ロタリックス	2回目	346	195	76.6	—	195			
			ロタテック			70		—	70			
			ロタテック	3回目	346	55	※4	—	55			
		B型肝炎		1回目	677	653	96.5	20	673	98.9	1歳	
				2回目	677	589	87.0	79	668			
				3回目	677	308	45.5	419	727			
		H i b感染症、		初回	2,031	1,776	87.4	298	2,074	98.4	5歳	
				追加	717	658	91.8	115	773			
		小児の肺炎球菌 感染症		初回	2,031	1,776	87.4	256	2,032	98.3	5歳	
				追加	717	662	92.3	60	722			
		ジフテリア、百日 せき、破 傷 風、 急性灰白髄炎(三 種及び四種混合)		1 期	初 回	2,031	1,604	79.0	438	2,042	97.9	8歳
					追 加	708	581	82.1	182	763		
		急性灰白髄炎		1 期	初 回	0	—	—	0	0	98.0	8歳
					追 加	0	—	—	0	0		
		結核 (B C G)				677	477	70.5	211	688	99.1	1歳
		麻しん、風しん (MR)		1 期	717	660	92.1	58	718	98.9	2歳	
				2 期	829	815	98.3	0	815	97.7	6歳	
		水痘		1 回目	717	659	91.9	63	722	96.2	3歳	
				2 回目	708	573	80.9	176	749			
	日 本 脳 炎		1 期	初 回	1,532	1,156	75.5	564	1,720	93.8	8歳	
				追 加	1,404	1,005	71.6	210	1,215			
			2 期	719	423	58.8	687	1,110	65.1			18歳
	児 童	ジフテリア、破 傷風(二種混合)		2 期	893	534	59.8	386	920	92.2	13歳	
		ヒトパピローマウイルス感染症			0	—	—	171	171	7.6	16歳	
高 齢 者	高齢者のインフルエンザ			32,722	24,589	75.1		24,589				
	高齢者の肺炎球菌感染症			1,291	843	65.3		843				

※1 平成20年度実施分より接種率の算出方法を、平成26年度実施分より表示方法を一部変更。

平成30年度よりジフテリア・破傷風(二種混合)を個別接種へ移行した。

※2 地域保健・健康増進事業報告より

※3 罹患者を含めて計上。(令和3年3月31日を基準日として、基準日に基準日年齢の居住者が予防接種を何%済ませているかを表す。)平成29年度より追加。

- ※4 ロタウイルスワクチンは、2種類あり、接種者がどちらかを選択し接種する。ロタリックスは2回、ロタテックは3回接種するため、予診票は全員に3枚配布しているが、3枚目の予診票は使用しない者がいる。このことから、3回目の接種率は算出することができない。
- ※5 ロタウイルスの定期接種対象者は、令和2年8月1日以降生まれの者であり、令和2年度末に基準年齢に到達している者はいないため、該当数字なし。

2 風しんの追加的対策（令和元年から令和3年度まで実施予定）

風しんの予防接種の公的な接種を受ける機会がなかった対象者へ抗体検査と麻しん風しん予防接種を無料で実施。

対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性（約11,000人）

	抗体検査実施者	うち定期接種対象者	接種者
令和元年	1,648	415	346
令和2年	2,876	601	515

5-14 不妊及び不育症治療費助成事業

1 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦及び妊娠はするけれど流産、死産などを繰り返し不育症治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。（長野県の同制度と併せた活用も可能）

助成の対象

《不妊治療費》

次のいずれにも該当する方

- （1）夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日を基準日として、当該基準日前1年以上飯田市に住んでいること。
- （2）法律上の夫婦であること。
- （3）体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- （4）夫及び妻の前年の所得（1月から5月の申請については前々年所得）の合計が730万円未満であること。（ただし、令和3年1月1日以降に終了した治療については、所得制限はない。）
- （5）長野県が指定する指定医療機関において、不妊治療を受けていること。
- （6）夫婦に市民税等の滞納がないこと。

《不育症治療費》

上記（1）、（2）、（4）、（6）のいずれにも該当する、不育症の治療を受けた夫婦で、治療によって出産の見込みがあると医師に診断された方。

不育症治療費助成の対象となる費用

- （1）国内の医療機関において実施（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）された次のものとする。
 - ア 不育症の診断に係る検査
 - イ 不育症と診断された者が妊娠した際に行われたヘパリン療法、アスピリン療法及びステロイド療法

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 次の費用は助成の対象としない。

ア 食事代、文書料等直接治療に関係ない費用

イ 出産（流産・死産等も含む）に係る費用

助成金の額

特定不妊治療 1 回につき（1 回の妊娠に係る不育症検査及び治療につき）、その医療費（自己負担額）の半額。ただし、これにより算出された助成金の額は 10 万円（不育症は 5 万円）を上限とする。なお、他団体（長野県等）から助成金等を受けているとき、市からの助成金は医療費（自己負担額）を上回らないよう減額調整される。

助成の回数

夫婦一組につき、1 年度当たりの助成回数は、2 回を限度とする。（年数の制限はなし）

2 申請実績

《不妊治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H19	32	43	3,191,619
H20	45	66	5,699,590
H21	40	60	5,072,655
H22	50	71	5,683,588
H23	47	73	6,062,858
H24	58	89	8,168,885
H25	62	98	8,817,357
H26	61	93	8,312,079
H27	70	117	10,270,756
H28	57	84	6,981,337
H29	60	92	7,874,309
H30	75	113	9,832,592
R 1	86	127	11,351,129
R 2	93	149	13,436,166

《不育症治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H29	2	2	88,938
H30	0	0	0
R 1	1	1	50,000
R 2	0	0	0

3 令和2年度不妊・不育相談

＊ 実施日（予約制）毎月13時～15時（2枠）、17時～19時（2枠）

＊ 会 場 市保健センター 2階相談室

＊ 相談員 体外受精コーディネーター

＊ 実施状況

① 実施回数 12回

② 相談数 15組（夫婦12組・妻のみ3組）

＊ 相談者

① 妻の年齢内訳

	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～	計
人数	0	3	2	5	5	0	15

② 妊娠の経験 あり6組 なし9組

③ 治療の経験 あり7組 なし8組

＊ 相談内容（複数実施あり）

（7件）妊娠しやすいからだ作り、夫婦生活について

（6件）病院へ行くタイミングについて

（6件）検査について（女性の検査・男性の検査）

（8件）治療について（タイミング療法・薬・人工授精・体外受精）

（10件）医療機関について（対応できる治療、診療時間等）

（4件）治療と仕事との両立について

（7件）不妊治療費、助成制度について

（0件）流産・不育症について

（1件）年齢と妊娠率について

（2件）気持ちの整理がしたい

（2件）その他

・検査のスケジュールについて

・治療が体に与える影響について

5-15 後期高齢者医療制度

1 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする、独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

(1) 後期高齢者医療のポイント

- ・医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。
- ・すべての被保険者の方に、保険料を負担していただきます。
- ・保険料の額は、前年の被保険者の所得に応じて決定されます。
- ・保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と、口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。
- ・資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ・窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

(2) 保険料のしくみ

- ・保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。
- ・保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

(3) 令和3年度の保険料額

均等割額 40,907 円	+	<table border="1"><tr><th colspan="2">所得割額</th></tr><tr><td>前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（43 万円）</td><td>×</td><td>所得割率 8.43%</td></tr></table>	所得割額		前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（43 万円）	×	所得割率 8.43%	=	1人当たりの 保険料 (限度額 64 万円)
所得割額									
前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（43 万円）	×	所得割率 8.43%							

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって、次のように軽減されます。

7割軽減 → 43万円＋①以下

5割軽減 → 43万円＋28.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）
＋①以下

2割軽減 → 43万円＋52万円×被保険者数＋①以下

①・・・令和3年以降、世帯内に給与取得者が2人以上のときは次の算式による金額を加える
10万円×（給与所得者等の数－1）

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、「均等割額」が5割軽減され、所得割額負担はありません。

2 後期高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	受給者数計 人	伸率 %	対人 口比 %	75 歳 以上 人	65 歳以上 75 歳 未満国民年金 法施行令別表 該当 人	受給者数 人	伸率 %	対人 口比 %
H25	17,349	0.6	16.8	16,983	366	323,876	1.0	15.4
H26	17,429	0.4	16.7	17,084	345	325,789	0.6	15.5
H27	17,556	0.7	16.9	17,247	309	330,213	1.4	15.8
H28	17,756	1.1	17.2	17,470	286	336,102	1.8	16.1
H29	17,954	1.1	17.6	17,689	265	342,120	1.8	16.6
H30	18,087	0.7	17.9	17,838	249	347,792	1.7	16.9
R 1	18,262	0.9	18.0	18,025	237	354,312	1.8	17.2
R 2	18,182	-0.4	18.2	18,167	230	356,475	0.6	17.6

3 後期高齢者医療の状況（令和2年度）

（1）医療費

	総医療費	医療給付費			再掲(千円)			
	(千円)	(千円)	うち 7 割分	うち 9 割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費
飯田市	15,384,020	14,143,430	754,981	13,388,448	13,799,035	79,319	133,168	117,054
長野県	291,918,008	268,296,342	11,473,919	256,822,422	262,071,728	1,366,180	2,166,472	2,446,302

	葬祭費(千円)		対象人員 (人)	1 人当たり 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,083	54,150	18,182	846,113
長野県	20,296	1,014,800	356,475	818,902

（2）飯田市の保険料収納状況

① 現年度分

特別徴収（年金天引き）				普通徴収（口座振替・現金納付）			
調定額	収入額	未納額	収納率	調定額	収入額	未納額	収納率
730,539	730,539	-	100.00	440,908	440,045	796	99.8

単位：千円、%

合 計			
調定額	収入額	未納額	収納率
1,170,623	1,169,923	720	99.9

② 過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）				
調定額	収入額	不納欠損額	未納額	収納率
825	682	66	76	82.7

5-16 医療給付事業

1 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式、満 18 歳年度末までは現物給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども(0～満 18 歳年度末)と、障がい者のうち 0～満 18 歳年度末までは所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書(レセプト)ごとに 500 円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の 申請と交付	所 得 制 限		負担区 分	一部 負担
		本 人	配偶者・ 扶養義務者等		
子ども					
入院 0 歳～中学校卒業年度末 外来 0 歳～小学校就学前	保健課	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
入院 中学校卒業後～満 18 歳年度末 外来 小学校 1 年～満 18 歳年度末	医療給付係	なし	なし	市 100	
障がい者					
身障手帳 1・2 級	福祉課 障害福祉係	特別障害者手 当準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
身障手帳 3 級		所得税非課税 者		市 100	
		特別障害者手 当準拠(所得 税非課税者除 く)			
療育手帳 A 1・A 2・B 1	保健課 医療給付係	特別障害者手 当準拠		県 1/2 市 1/2	
65 歳以上国民年金法 施行令別表該当		所得税 非課税者			
精神保健福祉手帳 1, 2 級 (通院のみ) (R3.8.1 より)	福祉課 障害福祉係	特別障害者手 当準拠(所得 税非課税者除 く)			
精神通院 (精神保健福祉手帳 1、2 級を除く)		特別障害者手 当準拠			
ひとり親家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	子育て支援課 家庭係	児童扶養手当 準拠 (一部支 給)	児童扶養 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養手当 準拠			
父母のない子					

* 一部負担「あり」の負担額は、1 レセプトあたり 500 円

* 障がい者のうち、満 18 歳年度末までは所得制限なし。負担区分県 1/2、市 1/2

2 福祉医療制度に対する所得制限一覧（R2.4.1 現在）

（1）障がい者に対する所得制限

	扶養親族等数	本 人	配偶者・扶養義務者等
		所 得 額	所 得 額
特別障害者手当（障がい者本人に支給）	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。

（2）母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

	扶養親族等数	本人 （母又は養育者）	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	所 得 額
		所 得 額	
児童扶養手当（母子家庭の母等に支給）	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人） ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等） ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3 子ども医療費給付金

(1) 給付実績 (決算ベース)

(単位：給付額 円、対象者 人)

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
給付額	213, 108, 548	207, 705, 632	229, 140, 770	238, 233, 050	205, 992, 507
県費	49, 673, 000	49, 859, 000	51, 787, 000	52, 368, 000	51, 759, 000
市費	163, 435, 548	157, 846, 632	177, 353, 770	185, 865, 050	154, 233, 507
対象者	16, 041	15, 890	16, 086	15, 215	14, 708

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児(所得制限なし、1,000円の一部負担金)
- S49. 4. 1 3歳未満児(所得制限なし、一部負担金を廃止)
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入(10日以上入院については所得制限なし)
ただし、10日未満入院は市単で実施
- H6. 10. 1 入院時食事代を支給対象
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H9. 9. 1 外来、調剤について支給対象
- H11. 4. 1 4歳未満児(所得制限なし) 3歳児は市単 予算額 2,300万円
- H12. 4. 1 4歳児(所得制限あり) 4歳児は市単 予算額 450万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児(所得制限あり) 市単 予算額 200万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
(所得税非課税世帯)
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合 2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当法準拠の所得制限を導入
 - ・ 0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 外来 児童手当＋所得税非課税(市単)
- H17. 8. 1 0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
4歳～小学校就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1 0歳～小学校就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1 0歳～小学校卒業年度末まで拡大
- H21. 10. 1 県制度変更 受給者負担金 300円→500円(飯田市は300円据置)
- H22. 4. 1 県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大(外来は据置)
- H22. 4. 1 0歳～中学校卒業年度末まで拡大(平成22年4月診療分から適用)
- H22. 10. 1 受給者負担金 300円→500円(平成22年10月診療分から適用)
- H27. 4. 1 県制度変更 入院のみ中学校卒業年度末まで拡大(外来は据置)
- H28. 4. 1 0歳～満18歳の年度末まで拡大(平成28年4月診療分から適用)
- H30. 8. 1 長野県統一の現物給付方式を導入(平成30年8月診療分から適用)
- R3. 8. 1 子ども柔道整復療養費現物支給対象拡大、精神2級通院全診療科拡大

4 令和2年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
重 心 県 単	79,464,369	18,512	1,065	100.0	94.2
市 単	5,303,336	3,922	458	78.5	135.9
県 単 65 歳以上国民年金別表該当	146,013,890	43,405	2,248	91.5	89.5
合 計	230,781,595	65,839	3,771	93.9	95.4

(2) 子ども

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単 小学校就学前の入院・外来 小1～中3の入院	84,726,098	38,061	14,718	84.1	96.7
市 単 小1～満18歳年度末の外来 高1～満18歳年度末の入院	121,266,409	73,331		88.2	
合 計	205,992,507	111,392	14,718	86.5	96.7

(3) 母子等

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	36,350,678	17,286	2,168	90.9	99.6

(4) 父子

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	2,052,359	956	173	85.6	121.8

(5) 総合計

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
総 合 計	475,177,139	195,473	20,830	90.3	96.9

5-17 国民健康保険

1 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況が継続している状況である。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、高齢者や保険税負担能力の比較的低い方が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成 30 年 4 月から都道府県も保険者となり責任を負う新制度が施行された。県からは、令和 3 年 3 月に「保険料水準等の統一に向けたロードマップ」が示され、実現に向け協議等が始まってきている。

あん分率については、令和 3 年度は据置としたが、令和 4 年度以降に向け税制改正（未就学児の均等割額の減額等）、被保険者の減によるあん分率の検討については、新型コロナウイルス感染症の影響があり、見込みが難しい現状である。

令和 3 年 10 月からマイナンバーカードの健康保険証利用が開始された。それに伴い、特定健康診査結果をマイナポータルにて閲覧できるようになった。

2 保険給付等の状況（令和 3 年度）

（1）被保険者の一部負担金

① 自己負担割合（病院窓口等での負担割合）

70 歳以上 75 歳未満の ・現役並み所得者(126 頁参照)	3 割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと 1 割または 2 割負担の人でも一律 3 割負担。申請により認められると差額分を後で支給。個人単位で一医療機関の窓口払いは高額療養費の自己負担限度額までとなる。 改正 令和 2 年 8 月 1 日から被保険者証と高齢者受給者証が一体化される。被保険者証の有効期間も 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日の 1 年間と変更。
70 歳以上 75 歳未満の ・一般 (現役並み所得者・低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ以外の方) ・低所得者Ⅰ(127 頁参照) ・低所得者Ⅱ(127 頁参照)	2 割	
義務教育修学前(6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前)	2 割	
上記以外	3 割	

② 入院時食事代の標準負担額（1 食の食事代にかかる費用のうち一定額を自己負担）

一般（下記以外）		1 食 460 円	住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 申請月の初日より認定証を発行。長期該当認定には申請が必要。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90 日までの入院	1 食 210 円	
	過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える入院	長期該当 1 食 160 円	
低所得者Ⅰ		1 食 100 円	

③ 入院時の食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院したときに一定額を自己負担）

	食費（１食当たり）	居住費（１日当たり）	住民税非課税世帯等
一般（下記以外）	460 円 （一部医療機関では 420 円）	370 円 （難病患者は 0 円）	の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	210 円		申請月の初日より認定証を発行。
低所得者Ⅰ	130 円		

（２）療養費等の支給

① 療養費（申請による支給）

次のような場合は、いったん全額自己負担になるが、国保担当窓口へ申請し、審査で決定されれば、自己負担分を除いた額が支給される。

- ・事故や急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき。
- ・医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき。
- ・手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき（医師が必要と認めた場合）。
- ・海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）。
- ・はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）。
- ・骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。

② 高額療養費

同じ月内の医療費の一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される。事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代・食費・居住費の減額の対象となる。

自己負担額の計算方法

- ・月の１日から末日までの受診について計算。
- ・２つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算。
- ・同じ医療機関でも歯科は別計算。また、外来と入院も別計算。
- ・入院時食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外。

※70 歳以上 75 歳未満の人は、外来・入院・医療機関・診療科の区分なく合算する。

ア 70 歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

所得区分		自己負担限度額（月額）		世帯合算
		３回目まで	４回目以降	
ア	国保税課税所得が 901 万円超	252,600 円 ＋（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円	それぞれ 21,000 円 以上
イ	国保税課税所得が 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 ＋（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円	
ウ	国保税課税所得が 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 ＋（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円	
エ	国保税課税所得が 210 万円以下の 住民税課税世帯	57,600 円	44,400 円	
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円	

- 世帯合算：同じ世帯で、同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。
- 多数該当：過去 12 か月間で、限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上にあった場合の 4 回目以降の限度額を適用する。

イ 70 歳以上 75 歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

自己負担割合	所得区分	自己負担限度額（月額）		
		3 回目まで		4 回目以降
3 割	現役並み所得者Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円 ＋（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円	
	現役並み所得者Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円 ＋（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円	
	現役並み所得者Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円 ＋（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円	
自己負担割合	所得区分	外来 （個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
			3 回目まで	4 回目以降
2 割	一般（課税所得 145 万円未満等）	18,000 円	57,600 円	44,400 円
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

- 現役並み所得者とは、同じ世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。
- 低所得者Ⅱとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額 80 万円。令和 3 年 8 月以降は、給与所得からさらに 10 万円を控除）を差し引いたときに 0 円にならない世帯。
- 低所得者Ⅰとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額 80 万円。令和 3 年 8 月以降は、給与所得からさらに 10 万円を控除）を差し引いたときに 0 円になる世帯。
- 外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳以上 75 歳未満の人の限度額を適用後、70 歳未満の人の自己負担額（21,000 円以上）と合算して、70 未満の人の限度額を適用する。

エ 厚生労働省の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関などの窓口へ提出すれば、自己負担は 1 か月 10,000 円までとなる。慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の所得区分ア・イの人は、自己負担は 1 か月 20,000 円までとなる。

③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合は、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して、次の表の限度額（年額）を超えたときには、申請によりその超えた分が支給される。

- 合算した場合の限度額（年額：8 月～翌年 7 月）

70 歳未満の人がいる世帯		70 歳以上 75 歳未満の人がいる世帯	
ア	2,120,000 円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円
イ	1,410,000 円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円
ウ	670,000 円	現役並み所得者Ⅰ	670,000 円
エ	600,000 円	一般	560,000 円
オ	340,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円
		低所得者Ⅰ	190,000 円

○低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

④ 移送費

重病人の入院や転院などで移送の費用がかかったときで、申請により、国保で移送が必要だったと認定したときに支給される。

⑤ 訪問看護療養費

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

(3) その他の給付

① 出産育児一時金 420,000 円

被保険者が出産したときに支給、妊娠 12 週（85 日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

② 葬祭費 50,000 円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

③ 結核精神給付金

法に規定された感染症医療又は施行令に規定された精神通院医療を受けたときは、当該被保険者が属する世帯主等に対し支給する。

④ 傷病手当金

被用者（いわゆる給与所得者）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は、発熱等の症状があり感染が疑われる者に、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間支給する。（令和 4 年 3 月 31 日まで。）

(4) 国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶。

② 業務上のケガや病気

雇用主が負担すべきものである（労災保険に加入していれば、その対象となる）。

③ 国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3 国民健康保険税の状況（令和3年度）

（1）国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の合算額で課税される。(介護納付金課税額については40歳から64歳までの方)

（2）国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

- ① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ② 資産割額 固定資産税額を基に算出する（飯田市では平成29年度まで賦課）。
- ③ 均等割額 被保険者1人当たりにかかる税額。
- ④ 平等割額 被保険者の1世帯当たりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	—	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

賦課限度額は、医療分 630,000 円、支援金分 190,000 円、介護分 170,000 円。

（3）軽減措置

① 低所得世帯に対する応益割額の軽減（令和3年度現在）

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。(所得の申告がない場合は軽減の適用外)

総 所 得 金 額	軽減率
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1）以下のとき	7 割
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1） +（28.5 万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき	5 割
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1） +（52 万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき	2 割

② 特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減(令和3年度現在)

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯は申請により、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。(①と併用)

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	2 分の 1
特定継続世帯	4 分の 1

③ 非自発的失業者（65歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を 30/100 とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。(①②と併用)

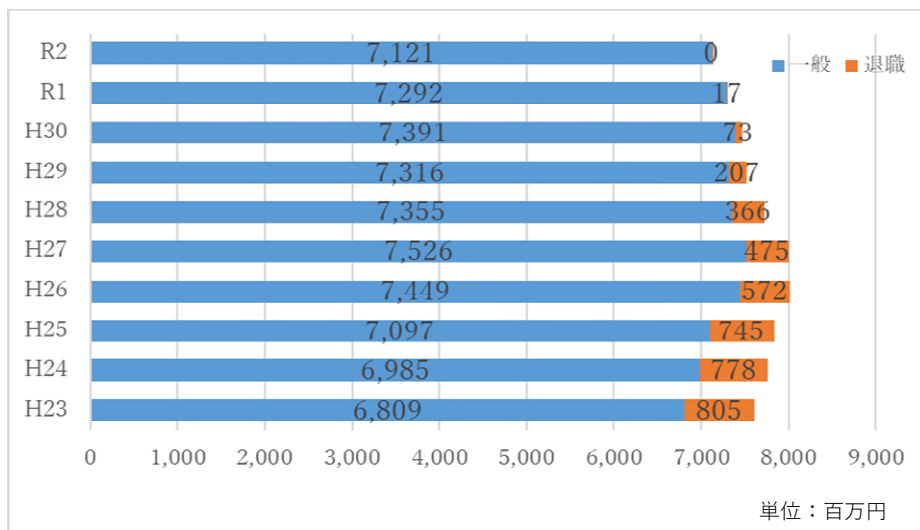
④ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険税の減免特例

感染症の影響により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合。(令和4年3月31日まで)

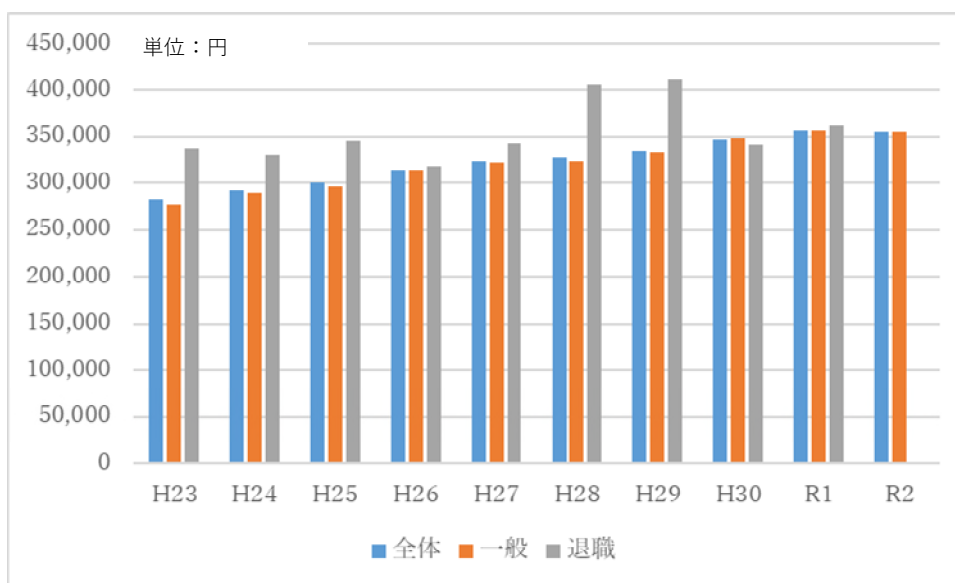
4 被保険者等の状況

年度	世帯数			全市人口 (年度平均)	国保被保険者 (年度平均)	加入率 %	退職被保険者 等(再掲)		介護第2号被 保険者(再掲)	
	全市 (年度平均)	国保世帯 (年度平均)	加入率 %				被保険者 (年度平均)	該当割合 %	被保険者 (年度平均)	該当割合 %
H23	38,097	15,126	39.7	104,738	26,956	25.7	2,387	8.9	9,893	36.7
H24	38,902	15,016	38.6	105,802	26,536	25.1	2,357	8.9	9,606	36.2
H25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	2,160	8.3	9,154	35.0
H26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	1,798	7.0	8,688	34.1
H27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	1,386	5.6	8,252	33.4
H28	39,770	13,985	35.2	103,561	23,581	22.8	901	3.8	7,632	32.4
H29	39,844	13,587	34.1	102,707	22,494	21.9	503	2.2	7,126	31.7
H30	39,937	13,209	33.2	101,727	21,468	21.1	214	0.5	6,785	31.6
R 1	40,010	12,827	32.1	100,752	20,529	20.4	46	0.1	6,432	31.3
R 2	40,098	12,656	31.6	99,645	20,061	20.1	-	-	6,211	31.0

5 総医療費の推移



6 一人当たりの医療



7 一人当たりの医療費の伸び率

区分 年度	全 体		一 般		退 職	
	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)
H23	282,460	4.0	277,145	4.7	337,172	△ 3.9
H24	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1
H25	300,107	2.6	296,053	2.5	345,097	4.5
H26	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
H27	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7
H28	327,411	1.2	324,285	0.6	406,103	18.5
H29	334,446	2.1	332,690	2.6	411,223	1.3
H30	347,692	4.0	347,758	4.5	341,168	△1.7
R 1	356,037	2.4	356,022	2.4	362,668	6.3
R 2	354,993	△0.3	354,991	△0.3	-	-

8 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

年度	入 院			入院外			歯 科			計		
	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)
H23	18.6	15.1	96,199	768.5	1.6	105,298	142.1	2.4	18,744	929.2	2.0	220,241
H24	18.9	14.9	101,969	767.6	1.6	108,030	142.1	2.3	19,199	928.9	2.0	229,198
H25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060
H26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
H27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130
H28	20.2	14.5	113,078	819.2	1.5	115,275	162.5	2.1	21,790	1,001.9	1.9	250,144
H29	21.2	14.6	118,021	819.4	1.5	117,284	168.3	2.1	21,768	1,008.9	1.9	257,073
H30	22.7	15.0	125,911	830.7	1.5	121,988	175.3	1.9	22,510.	1,028.7	1.8	270,409
R1	21.1	14.7	127,614	845.2	1.5	125,058	185.6	1.8	22,755	1,051.9	1.8	275,402
R2	20.2	15.1	129,853	801.0	1.4	123,007	179.7	1.8	23,268	1,000.9	1.8	276,127

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢者 支援金 (千円)	前期高齢 者納付金 (千円)	介護 納付金 (千円)
	件数(件)	給付額 (千円)	件数(件)	給付額(千 円)	件数(件)	給付額 (千円)			
H23	370,765	5,453,414	15,951	98,246	9,260	658,267	1,221,737	3,503	518,273
H24	367,668	5,561,773	16,036	99,193	9,833	708,372	1,292,272	1,232	543,380
H25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	561,456
H26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	567,828
H27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	510,102
H28	370,026	5,557,846	12,900	77,309	11,378	753,291	1,277,954	836	484,180
H29	355,859	5,415,647	11,840	73,327	11,730	734,627	1,239,417	4,474	481,003
H30	345,409	5,386,583	11,095	66,371	11,926	782,698	575,697	—	195,796
R1	337,777	5,295,768	11,336	65,833	12,149	760,436	593,275	—	223,977
R2	316,597	5,164,009	10,148	60,377	11,505	775,164	577,231	—	217,893

9 令和2年度保健事業

事業名	内 容
1 特定健康診査等事業	(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を令和5年度までに25%減少することを目標として実施。 ① 40～74歳の国保被保険者 16,738人（R02.4.1現在） そのうち対象者 14,396人※ ② 助成額 ア 集団健診（主に40～64歳） 検査料 5,830円（うち自己負担額1,000円） 40歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（主に65～74歳） 検査料 8,822円（うち自己負担額1,000円） 非課税世帯は自己負担額なし ③ 受診者数 4,564人※ (2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。 ① 情報提供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。 ② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1回以上の面接による支援と3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 364人※ ・評価終了者 274人※ ③ 積極的支援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後継続的な支援を行い、3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 85人※ ・評価終了者 50人※ ※R2法定報告速報値
2 歯科健診事業	(1) 歯科健診費用助成 ① 対象者 20歳～64歳の国保被保険者 ② 検査料 6,600円（うち自己負担額1,000円） ③ 受診者数 71人

事業名	内 容
3 医療費適正化事業	レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。 (1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検 (2) 医療費通知 3回(1～4月、5～7月、8～10月診療分) (3) 医療費分析 KDB、国保連リスト、健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動 パンフレット・チラシの配布、広報いいだへの掲載、資格喪失届の勧奨通知、退職者医療制度被扶養者届の勧奨通知など
計	43,352 千円

6 飯田市社会福祉協議会

6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

設立 昭和 26 年 7 月

社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2 所在地

飯田市東栄町 3108 番地 1 飯田市福社会館（さんとびあ飯田）

3 運営

(1) 組織及び議決機関（令和 3 年 4 月 1 日現在）

ア 執行及び議決機関

会長	1 名	監事	2 名
副会長	2 名	理事（会長、副会長、常務理事を含む）	10 名
常務理事	執行理事兼務	評議員	17 名

イ 部会、委員会の設置

①専門部会（企画運営、地域福祉・ボランティア、介護福祉の 3 部会）

②生活福祉資金調査委員会

③善意銀行運営委員会

④結婚相談員会

⑤ボランティアセンター運営委員会

ウ 職員体制 215 名（常勤職員のみ。他非常勤 218 名）

総括 常務理事		執行理事兼務
総務課	総務係	7 名
	市役所派遣	1 名
地域福祉課	地域福祉推進係	8 名
	いいだ成年後見支援センター	3 名
	飯田市生活就労支援センター	4 名
	生活相談支援係	3 名
	いいだ地域包括支援センター	11 名
	かわじ地域包括支援センター	8 名
	いがら地域包括支援センター	4 名
在宅サービス課	ヘルパーステーション	14 名
	上郷デイサービスセンター	15 名
	竜東デイサービスセンター	13 名
	北部デイサービスセンター	9 名
	いいだデイサービスセンター	8 名
	介護相談センター	9 名
施設サービス課	特別養護老人ホーム飯田荘	29 名
	特別養護老人ホーム第二飯田荘	34 名

遠山地域事業課	特別養護老人ホーム遠山荘	26 名
	地域福祉遠山担当	1 名
	南信濃障がい者等活動支援センター	1 名
	南信濃ヘルパーステーション	2 名
	南信濃デイサービスセンター	2 名
	南信濃介護相談センター	1 名
	南信濃地域包括支援センター	2 名

(2) 事業（令和2年度実績）

ア 地域福祉部門

事業		主な内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動支援事業	・地区慰霊祭事業への協力参加
	②地域福祉コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し、地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域支え合い活動推進事業	・16 地区で住民支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者リフレッシュ事業（1 泊）実施なし ・家庭介護者ふれあい相談事業（日帰り）117 名参加
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者、障がい者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間 6,382 食
	⑦有償移送サービス事業	・要介護高齢者・障がい者等で公共交通機関を利用することが困難な方の援助をする事業 11 地区で実施 年間 2,745 回
	⑧地域支え合い活動推進事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援（ふれあいサロン、世代間交流・福祉教育、有償サービス立上げ支援等）
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立のため、子育て支援や生活支援を受けたい者で行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数 944 名 延べ 2,064 回
	⑩母子寡婦福祉推進事業	・文集「ははこ草」発行支援
	⑪身体障がい者福祉推進事業	・障がい者関係団体活動助成 ・「障がい者趣味教室」「障がい者文化芸術作品展」開催
	⑫地域介護予防活動推進事業	・通所型サービス B 事業の推進 11 地区で実施 ・おマメで健康教室（地域住民を対象とした介護予防研修会）年 10 回 延べ 107 名

事業		内容
相談・貸付事業等	①特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 172 件 ・相談員 1 名（専任相談員）
	②法律相談事業	・相談延べ件数 104 件 ・相談員は、弁護士会の協力による
	③結婚相談事業	・相談延べ件数 106 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	④貸付事業	・生活福祉資金 974 件 306,491,000 円 ・生活つなぎ資金 29 件 1,084,000 円
	⑤善意銀行事業	・善意銀行預託 1,960,161 円
共同募金配分事業	①まちづくり委員会配分	・まちづくり委員会の各種地域福祉事業への配分
	②民間福祉施設配分	・私立保育園 6 園、障がい者施設 6 施設、児童福祉施設 1 施設に配分
	③歳末激励金配分	・特別支援学級設置学校、児童福祉施設に配分
	④地域福祉推進事業配分・市社会福祉協議会配分	・NPO 等ボランティア団体公募分 6 団体に配分 ・社協地域福祉関係一般事業へ配分（敬老の日事業、ボランティア推進事業、福祉教育推進事業他）
	⑤児童福祉事業配分	・市内小中学校、高校図書整備助成 33 校に配分

イ ボランティア部門

事業		内容
福祉教育推進事業	①福祉活動体験事業	・小・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ 2,092 名
	②福祉活動実践校事業	・小学校 4 校、中学校 1 校、高校 2 校に助成
	③福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、アイマスク（視覚障がい）、高齢者疑似体験、ボランティア講話に延べ 150 名の講師を派遣
ボランティア活動推進等に関する事業	①ボランティアグループ活動支援	・36 のボランティアグループ等の活動に対して助成
	②ボランティア養成事業	・ボランティア入門講座、障がい者活動パートナー養成講座、傾聴ボランティア養成講座を実施 受講者 34 名
	③災害救援ボランティアコーディネーター養成事業	・被災時のボランティア需給調整役となる災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座 24 名 ・災害救援ボランティアコーディネーター修了者のフォローアップ講座 42 名
	④ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	・ボランティア相談のコーディネート 239 件 ・備品、車両の貸出
	⑤障がい者社会参加促進事業	・障がい者趣味教室（リヤアート教室・サビタイル教室、アロマワックスサシェ教室、健康運動教室）25 名
	⑥介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座修了者 24 名 ・介護予防サポーターフォロー講座 65 名

■関係団体等の支援

団体名	主な支援内容
飯田市身体障がい者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	総務課内に事務局設置、活動に協力
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長長野県支部飯田地区 (わたの実会)	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

■赤い羽根共同募金実績（令和２年度の募金額）

募金種別	目標額（円）	実績額（円）	実績率（％）	備考
戸別募金	10,050,000	10,094,620	100.44	目安額１戸６５０円
法人募金	2,900,000	2,728,172	94.07	市内１,００３社
街頭募金	750,000	584,014	77.87	赤十字奉仕団等の奉仕等で実施
学校募金	30,000	19,314	64.38	市内中学校
職域募金	220,000	192,390	87.45	市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	250,000	268,833	107.53	歳末たすけあい、各団体・個人等
合計	14,200,000	13,887,343	97.8	

ウ 飯田市福祉会館（さんとぴあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障がい者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成８年１２月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、（福）長野県知的障がい者育成会Ｌサポート「あいあい」、（特非）飯伊圏域障がい者総合支援センター「ほっとすまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

■令和２年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数 293 日

	福祉会館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
利用団体等数	2,862 団体	13,895 人	692 人	14,587 人
前年度比	75%	57.9%	98.2%	59%

7 保健・社会福祉施設等一覧

7-1 市内保健福祉施設

1 保健センター

(R3.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
飯田市保健センター	大久保町 2534 番地	飯田市	0265-22-4511
鼎保健センター	鼎上山 1890 番地 1	〃	0265-22-7100
上郷保健センター	上郷飯沼 3145 番地 1 飯田市上郷公民館内	〃	0265-24-7744

2 診療所（市立分のみ）

名称	所在地	運営主体	電話番号
休日夜間急患診療所	東中央通 5 丁目 96 番地	飯田市	0265-23-3636
千代診療所	千代 932 番地 5	〃	0265-59-2014
三穂診療所	伊豆木 4321 番地 1	〃	0265-27-4139
上村診療所	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2050
上村歯科診療所	上村 846 番地	〃	0260-36-2089

3 授産施設

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
今宮福祉企業センター	今宮町 4 丁目 5608 番地 9	飯田市	30	0265-22-3536
上久堅福祉企業センター	上久堅 7513 番地 1	〃	20	0265-29-7026
鼎福祉企業センター	鼎中平 1961 番地	〃	30	0265-22-2901
上郷福祉企業センター	上郷飯沼 1743 番地 1	〃	30	0265-22-4039
上村福祉企業センター	上村 605 番地	〃	15	0260-36-2069
南信濃福祉企業センター	南信濃和田 1541 番地	〃	30	0260-34-2246

4 老人福祉施設

※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

名称	所在地	運営主体	定員		電話番号
			入所	ショート	
信濃寮	鼎一色 551 番地	(福) 萱垣会	80		0265-22-1338
ハートヒル川路	川路 3457 番地 1	(福) ゆいの里	100	2	0265-27-2208

(2) 軽費老人ホーム

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
ヴィラ緑風苑	山本 6719 番地	(福) 綿半野原積善会	50	0265-25-3960
ケアハウスかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	(福) 八反田	30	0265-53-7728

(3) 老人福祉センター

名称	所在地	運営主体	電話番号
山本老人福祉センター	箱川 22 番地 1	飯田市	0265-25-2277

(4) 介護予防拠点施設

名称	所在地	運営主体	電話番号
おめでとうサロン	東栄町 3137 番地 2	飯田市	0265-48-5206
ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014 番地	〃	0265-22-0091 (松尾自治振興センター)
飯田市かさまつのさと	大瀬木 1106 番地 1	〃	0265-25-4222
上村ふれあいセンター	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2835

5 権利擁護、高齢者相談施設等

(1) 地域包括支援センター

名称	所在地	担当地区	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 銀座堀端ビル 2 階	橋北、橋南、羽場、丸山、 東野、座光寺、上郷	0265-56-1595
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	山本、伊賀良	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	松尾、下久堅、上久堅、 千代、龍江、竜丘、川路、 三穂	0265-27-6052
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	上村、南信濃	0260-34-1066
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551 番地	鼎	0265-53-9411

(2) いいだ成年後見支援センター

名称	所在地	摘要	電話番号
いいだ成年後見支援センター	東栄町 3108 番地 1 さんとぴあ飯田 2 階	成年後見制度の相談 窓口	0265-53-3187

7-2 児童福祉施設等

1 児童福祉施設

(1) 乳児院

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越乳児院	丸山町 4 丁目 7490 番地 3	(福)飯田風越福祉会	10	0265-22-4127

(2) 児童養護施設

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越寮	丸山町 4 丁目 7537 番地 10	(福)飯田風越福祉会	50	0265-22-1489
おさひめチャイルドキャンプ	仲ノ町 305 番地 6	(福)長姫福祉会	30	0265-22-3875

(3) 児童発達支援事業（重症心身障害児）

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	飯田市	5	0265-23-6097

(4) 保育所

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
丸山保育園	今宮町 2 丁目 113 番地 2	飯田市	50	0265-22-2077
座光寺保育園	座光寺 1716 番地	〃	150	0265-22-1147
松尾東保育園	松尾寺所 5645 番地 1	〃	145	0265-52-2289
下久堅保育園	下久堅知久平 940 番地 2	〃	115	0265-29-8055
上久堅保育園	上久堅 7606 番地	〃	20	0265-29-7053
龍江保育園	龍江 4680 番地	〃	90	0265-27-3681
竜丘保育園	桐林 378 番地	〃	75	0265-26-8417
川路保育園	川路 3467 番地 2	〃	45	0265-27-3202
三穂保育園	伊豆木 5451 番地 14	〃	45	0265-27-3774
山本保育園	山本 3340 番地 2	〃	90	0265-25-2440
中村保育園	中村 1840 番地 1	〃	90	0265-25-7217
殿岡保育園	下殿岡 1020 番地	〃	95	0265-25-3707
鼎みつば保育園	鼎名古熊 2339 番地	〃	150	0265-53-3277
上郷西保育園	上郷黒田 1488 番地	〃	120	0265-22-2441
上村保育園	上村 856 番地 18	〃	20	0260-36-2143
和田保育園	南信濃和田 2596 番地	〃	45	0260-34-2306
飯田仏教保育園	箕瀬町 1 丁目 2453 番地	(福)たちばな会	230	0265-24-0402
飯田中央保育園	中央通り 2 丁目 9 番地	(福)白鳥会	150	0265-22-4134
飯田子供の園保育園	馬場町 3 丁目 501 番地 1	(福)子供の園	50	0265-22-1389

時又保育園	時又 329 番地	(福)松美会	120	0265-26-9208
風越保育園	丸山町 2 丁目 6728 番地	(福)和順福祉会	130	0265-22-2389
伊賀良保育園	大瀬木 1103 番地	(福)笠松会	150	0265-25-7123
育良保育園	北方 130 番地	(福)白鳥会	140	0265-23-5873
慈光保育園	宮の前 4410 番地 1	(福)慈光福祉会	50	0265-23-1390
さくら保育園	山本 600 番地 1	(福)洗心会	60	0265-28-1050
さくら保育園久米分園	久米 858 番地 10	(福)洗心会	20	0265-25-3801
羽場保育園	白山通り 3 丁目 351 番地 2	(福)和順福祉会	70	0265-23-1388
明星保育園	鼎切石 3928 番地	(福)明星会	120	0265-24-8020
高松保育園	上郷黒田 236 番地	(福)伊那福祉会	60	0265-22-4095
あすなろ保育園	育良町 3 丁目 15 番地 2	(福)あすなろ会	30	0265-23-4656
千代保育園	千代 932 番地 5	(福)千代しゃくなげの会	45	0265-59-2144
千代保育園千栄分園	千栄 1526 番地 7	(福)千代しゃくなげの会	15	0265-59-2005
慈光松尾保育園	松尾城 3796 番地 3	(福)慈光福祉会	250	0265-22-2244
上郷なかよし保育園	上郷飯沼 2000 番地 1	(福)たちばな会	190	0265-22-2440
鼎あかり保育園	鼎中平 2010 番地 1	(福)萱垣会	150	0265-22-2341
保育園合計 (公立 16 園、私立 17 園、私立分園 2 園)			3, 375	

2 その他の子育て支援施設等

(1) 児童センター・児童館・児童クラブ

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町 2 丁目 113 番地 1	飯田市	50	0265-52-3463
丸山児童センター第 2	今宮町 2 丁目 113 番地 1	〃	30	0265-21-1023
座光寺児童センター	座光寺 1726 番地 1	〃	50	0265-53-2530
竜丘児童センター	桐林 245 番地 1	〃	50	0265-26-8614
竜丘児童センター第 2	桐林 245 番地 1	〃	20	0265-26-8624
山本児童センター	竹佐 693 番地 1	〃	50	0265-25-8835
鼎児童センター	鼎中平 2451 番地 9	〃	50	0265-52-0910
高松児童館	上郷黒田 238 番地 1	〃	40	0265-52-3485
別府児童館	上郷別府 1195 番地	〃	非登録制	0265-24-9412
浜井場児童クラブ	小伝馬町 1 丁目 3503 番地	〃	25	0265-22-8656
橋南児童クラブ	追手町 1 丁目 25 番地 1	〃	25	0265-52-6135
松尾第 1 第 2 児童クラブ	松尾城 4014 番地	〃	100	0265-52-6050
松尾第 3 児童クラブ	松尾城 3800 番地 1	〃	40	0265-52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平 118 番地 1	〃	30	0265-29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅 7606 番地	〃	15	0265-29-7001
龍江児童クラブ	龍江 3539 番地	〃	25	0265-27-4544
川路児童クラブ	川路 3457 番地 1	〃	25	0265-27-5160

三穂児童クラブ	伊豆木 3778 番地	〃	20	0265-27-2166
伊賀良第1第2児童クラブ	大瀬木 1106 番地 1	〃	100	0265-25-4222
切石児童クラブ	鼎切石 4635 番地 1	〃	30	0265-53-3339
上郷児童クラブ	上郷飯沼 3118 番地	〃	40	0265-52-5544
鼎児童クラブ	鼎中平 1958 番地 3	〃	40	0265-23-2162
いくら児童センター	北方 130 番地	(福)白鳥会	40	0265-23-5873
千代学童クラブ	千代 932 番地 5	(福)千代しゃくなげの会	30	0265-59-2144
鼎あかり児童クラブ	鼎中平 2010 番地 1	(福)萱垣会	40	0265-23-2344

(2) つどいの広場

名称	所在地	運営主体	電話番号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008 番地	(特非)おしゃべりサラダ	0265-23-9666
子育てサロン おしゃべりサラダ	追手町 2 丁目 630 番地 8	(特非)おしゃべりサラダ	0265-49-5266
なかよし広場ぞうさん	時又 329 番地 時又保育園併設	(福)松美会	0265-26-9208
アイキッズスクエアいくら	北方 130 番地 育良保育園併設	(福)白鳥会	0265-23-5873
ひだまりサロン	鼎名古熊 597 番地 1	(特非)ひだまり	0265-52-2239
くまさんのおうち	千代 932 番地 5 千代公民館内	(福)千代しゃくなげの会	0265-59-2144
わいわいひろば	松尾代田 610 番地 飯田女子短期大学	学校法人高松学園	0265-22-0070 (内線 193)
おしゃべりポトフ	山本 3378 番地 山本公民館 大会議室	(特非)おしゃべりサラダ	0265-49-5266
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5501 番地 1 (か ざこし子どもの森公園内)	(一社)子どもの森ネットワーク	0265-59-8080
ゆるり飯沼	上郷飯沼 2241 番地 1 飯田市上郷地域休養施設	(公社)飯田広域シルバー人材センター	0265-22-8690
KanKan リトルジャイアント	伊豆木 5444 番地 1	感環自然村	0265-49-8132
KanKan リトルスキッパー	川路 4992 番地 5 天竜峡温泉 交流館「ご湯っくり」館内	感環自然村	0265-49-8132

7-3 介護保険事業者

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

（R3.4.1現在）

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	0265-21-2311
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5150
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	0265-22-3622
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0117
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	0265-23-1174
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8510
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
ヘルパーステーションきらら	通り町 2 丁目 22 番地 1 アシストホ ームりんご 2 階	080-5593-6950
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	0265-22-1338
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008

2 訪問入浴介護

（R3.4.1現在）

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	0265-21-2311
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1527

3 訪問看護ステーション

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地 (飯田市立病院)	0265-21-1299
飯田病院訪問看護ステーションたんぽぽ	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-8620
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	0265-56-4311
ふたば訪問看護ステーション	上郷黒田 1436 番地 1	0265-59-7627
訪問看護ステーション affection	鼎上茶屋 3340 番地 1 味の万世 2 階	0265-48-8124
訪問看護ステーション健和会	鼎上山 1552 番地 1	0265-21-4525
訪問看護ステーションわか葉	松尾寺所 7043 番地 1	0265-49-8918
訪問看護ステーションわか葉上村支所	上村 846 番地	0260-31-0130
みつばさ訪問看護ステーション	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288

4 訪問リハビリテーション

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院	八幡町 438 番地	0265-21-1255
飯田病院附属仲ノ町診療所	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-49-3083
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3115
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	0265-24-6655

5 通所介護 (デイサービス)

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	0265-28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	0265-59-8510
健和会デイサービスセンター	鼎西鼎 581 番地	0265-56-4643
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1537
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	0265-25-7953
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022

デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288

6 通所リハビリテーション（デイケア）

（R3. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	0265-21-1165
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3116
仲ノ町診療所 通所リハビリテーション丘の上	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-49-3083
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588

7 福祉用具貸与

（R3. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	0265-26-8661
介護のかふね	北方 2456 番地 3	0265-25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	0265-53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	0265-23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	0265-26-7558

8 特定福祉用具販売

（R3. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	0265-26-8661
介護のかふね	北方 2456 番地 3	0265-25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	0265-53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	0265-23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	0265-26-7558

9 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

（R3. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
飯田ケアハートガーデングループホーム北方の郷	北方 1558 番地	0265-28-2551
グループホームあぐり山本	竹佐 653 番地 1	0265-28-1173
グループホームあすか	座光寺 4021 番地 3	0265-49-8335
グループホームあやめ	川路 2682 番地	0265-48-6972
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	050-5561-1592
グループホーム切石	鼎切石 5117 番地 16	0265-48-8015
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	0265-49-5152
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	0265-28-8110
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	0265-23-1174
グループホーム下瀬	下瀬 247 番地 1	0265-28-2885
グループホーム大門	大門町 22 番地	0265-48-0877
グループホームたまゆら	北方 2613 番地 13	0265-25-0203
グループホームひだまり	駄科 846 番地 1	0265-26-1047
グループホームみつばさ	龍江 4510 番地 1	0265-48-5460
グループホームみつばさの丘	龍江 4140 番地	0265-49-5515
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	0265-23-4552
グループホームわたぼうし	羽場権現 1618 番地	0265-24-2315
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405

10 特定施設入居者生活介護

（R3. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551 番地	0265-22-1338
養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
介護付有料老人ホームたまゆら（地域密着型）	北方 2688 番地 2	0265-28-1416
わくわくホーム（地域密着型）	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335

11 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載）

（R3. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
ショートステイ上デイ	上村 844 番地 1	0260-36-2835
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-2885
ショートステイしろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515

12 小規模多機能型居住介護

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	0265-21-0530
北方の空	北方 2210 番地 1	0265-48-0118
小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	0265-53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	0265-53-4355
小規模多機能型居宅介護サテライト松島	桜町 1 丁目 21 番地	0265-23-4006
小規模多機能型居宅介護サテライト三日市場	三日市場 1291 番地 31	0265-25-0246
小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-24-0084

13 認知対応型通所介護

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田ケアハートガーデン グループホーム北方の郷（共用型）	北方 1558 番地	0265-28-2551
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
デイサービスあぐり山本	竹佐 653 番地 1	0265-28-1173
グループホームわだの家（共用型）	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
宅老所姫宮	上郷黒田 2895 番地 1 カルチャーセンター明美 1 階	0265-21-7735
宅幼老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	0265-22-4758
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	0265-24-8001
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446

14 地域密着型介護老人福祉施設

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	0265-48-0806
地域密着型（ユニット型）特別養護老人ホーム たまゆら	北方 3354 番地 1	0265-25-3590

15 地域密着型通所介護

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	0265-59-1150
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4339
かやの木診療所	中村 76 番地 1 号	0265-25-8112
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	0265-48-6069

切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅幼老所しろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	0265-25-0180
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
宅老所きらら	山本 592 番地 2	0265-55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスはなごろも	山本 6722 番地 151	0265-55-1717
デイサービスピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	0265-26-3410
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	0265-22-8010
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
リハビリド飯田	松尾代田 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

16 居宅介護支援事業

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
愛・居宅介護支援事業所 飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
飯田市社協介護相談センター	東栄町 3171 番地 2	0265-53-7581
飯田市社協南信濃介護相談センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1062
飯田市立病院在宅介護支援センター	八幡町 438 番地	0265-21-1206
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町 4 丁目 5 番地	0265-24-3800
えがお居宅介護支援事業所	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2757
介護支援センターますと	羽場町 1 丁目 6 番地 11	0265-56-2660
介護相談センターゆい	龍江 7159 番地 1	0265-27-2929
介護のかふね居宅支援事業所	北方 2456 番地 3	0265-48-0428
川路介護相談センターあやめ	川路 2380 番地 1	0265-27-4102
居宅介護支援飯田サポート	高羽町 1 丁目 4 番地 12	0265-24-8758
居宅介護支援飯田病院	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5150
居宅介護支援事業所あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525

居宅介護支援センターわたはん	三日市場 2100 番地	0265-25-0029
居宅介護支援花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
居宅介護支援ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8641
居宅介護支援事業所ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
居宅介護支援事業所 HUG	桐林 2075 番地 3	0265-26-6324
グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会特定在宅総合支援センター	鼎上山 552 番地 1	0265-56-8113
下瀬しあわせ村居宅介護支援事業所	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	0265-22-0532
共に歩む会介護相談所	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1532
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
はなごころも介護相談センター	山本 6722 番地 151	0265-55-1717
飯伊居宅介護支援事業所	鼎切石 4358 番地 1	0265-56-4311
ふれあい介護支援センター	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-48-5343
みつばさ居宅介護支援事業所	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335
ゆめの郷ケアプランセンター	松尾代田 910 番地 1	0265-52-4653

17 介護予防支援事業所

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 銀座堀端ビル 2 階	0265-56-1595
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	0265-27-6052
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	0265-53-9411

18 介護老人福祉施設

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3137 番地 2	0265-23-7888
特別養護老人ホーム笑みの里	上郷別府 2230 番地 8	0265-48-6640
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	0265-28-2260
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	0265-26-8700
特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910 番地 1	0265-52-4657
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	0265-53-6677
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	0265-48-0806

特別養護老人ホームやまりきの郷	鼎下山 1206 番地	0265-48-8300
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600

19 介護療養型医療施設

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	0265-22-0532

20 介護老人保健施設

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	0265-21-1165

21 介護医療院

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
介護医療院 西澤病院	本町 4 丁目 5 番地	0265-24-3800

22 訪問型サービス従前相当（ホームヘルプサービス）

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518 番地 1	0265-21-2311
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5150
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0116
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ヘルパーステーションりんご	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-52-1651
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	0265-27-2208

ヘルパーステーションきらら	通り町2丁目22番地1 アシストホームりんご2階	080-5593-6950
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008

23 訪問型サービスA（ホームヘルプサービス）

(R3.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0117
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212

24 訪問型サービスC（短期集中型・遠山地区）

(R3.7.14現在)

名称	所在地	電話番号
有限会社わくわく	松尾寺所 7043-1 番地	0265-53-4335

25 通所型サービス従前相当（デイサービス）

(R3.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	070-3967-6299
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2009 番地 2	0265-28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	0265-59-1150
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106

飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4335
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	0265-25-7953
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	0265-48-6069
切石デイサービスやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
健和会デイサービスセンター	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-4643
下山デイサービスゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
宅老所きらら	山本 592 番地 2	0265-55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	0265-59-8510
デイサービス ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
デイサービス杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
デイサービスはなごろも	飯田市山本 6722 番地 151	0265-55-1717
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	0265-22-8010
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
リハビリド飯田	八幡町 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

26 通所型サービスA（デイサービス）

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
関口接骨院	鼎下山 685 番地	0265-22-9111
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	0265-25-0180
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
共生ホームひなたぼっこ	鼎切石 4731 番地 1	0265-48-6069
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
五本木通所サービス	鼎中平 2792 番地 1	0265-53-2400
やわら接骨院	鼎切石 4357 番地 1	0265-52-5399
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
介護センターあぐり	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	0265-22-8010
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
通所事業者（かなえ〜る）	鼎西鼎 581 番地	0265-48-5231
リハプライド飯田	松尾代田 1859 番地 12	0265-48-8911

27 通所型サービスC（短期集中型）

(R3.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3116
悠水会中部デイサービスセンター	駄科 904-1 番地	0265-26-8700
有限会社わくわく	松尾寺所 7043-1 番地	0265-53-4335
株式会社たまゆら	北方 2688-2 番地	0265-28-2885

7-4 障がい福祉サービス事業者

1 居宅介護

(R3.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518 番地 1	0265-21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-21-4655
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	0265-25-7738
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	0265-56-9056
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

2 重度訪問介護

(R3.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518 番地 1	0265-21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号室	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-27-7622

飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	0265-25-7738
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

3 行動援護

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	0265-56-9056
行動援護事業所 クローバー	座光寺 4753 番地 6	0265-49-8143

4 生活介護

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108 番地 1	0265-53-2294
くれよんキャンパス (スペース Now)	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
地域活動センターみらい生活介護事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552 番地 1	0265-27-5100

5 共生型生活介護

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地 1	0265-48-6069

6 短期入所

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
社会福祉法人楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
あさ寝坊	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
みらい短期入所事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794

7 同行援護

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	鼎中平 2276 番地	0265-27-7622

ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

8 自立訓練

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(宿泊訓練)くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
(生活訓練)いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	0265-52-2458
(生活訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
(宿泊訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731

9 就労移行支援

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ピカソ	座光寺 5806 番地	0265-52-1591
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
障がい者多機能型事業所 おふしょん+	上郷別府 745 番地 1	0265-48-8148

10 就労継続支援 A 型

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
アップル工房イイダ リネン事業部	座光寺 1351 番地 2	0265-56-1155
アップル工房イイダ 農産事業部	座光寺 1419 番地 1	0265-56-1155
ハート	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
ホット	松尾明 7770 番地 3	0265-49-8448
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	0265-48-5933

11 就労継続支援 B 型

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設 L サポート 久堅農園	下久堅柿野沢 3333 番地	0265-29-8776
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108 番地 1	0265-29-8776
いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	0265-52-2458
ホープ	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
みらいわーくす飯田	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
障がい者支援センター七和の里	龍江 7033 番地 1	0265-27-5100
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	0265-48-5933

障がい者多機能型事業所 おぷしょん+	上郷別府 745 番地 1	0265-48-8148
飯田中央ワーキング	中央通り 4 丁目 49 番地	0265-49-0667

12 施設入所支援

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066

13 共同生活援助

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
グループホーム 天神	下久堅南原 1072 番地	0265-48-0938
グループホーム 南原	下久堅南原 995 番地 4	0265-29-6537
グループホーム 里山	下久堅南原 984 番地 3	0265-48-0518
さくらの郷	江戸浜町 3690 番地 3	0265-22-8808
みち草荘	鼎下山 523 番地	0265-52-6446
風の丘丸山ホーム	丸山町 4 丁目 5683 番地 5	0265-23-1105
木の葉のささやき	下瀬 242 番地 6	0265-27-5105
柿野沢	下久堅柿野沢 3333 番地	0265-29-8776
ほたる	下久堅柿野沢 3180 番地	0265-29-6588
ひまわり荘	宮ノ上 3887 番地 1	0265-23-4135
すみれ荘	旭町 274 番地 2	0265-24-0531
ひいらぎ荘	大通 1 丁目 41 番地	0265-22-5011
はなのき荘	丸山町 3 丁目 5955 番地	0265-23-7855
やまゆり荘	丸山町 1 丁目 6567 番地 4	0265-52-1039
北方のぞみハイツ	北方 68 番地 7	0265-48-0885
北方日の出ホーム	北方 61 番地 7	0265-48-8070
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179 番地 1	0265-52-2150
いちのせホーム	松尾久井 2271 番地	0265-53-0920
アシスティーさつき	大通 1 丁目 38 番地	0265-22-5201
アシスティーさつき 北館 さつき	大通 1 丁目 1 番地 3	0265-53-8150
アシスティーさつき 南館 やよい	大通 2 丁目 199 番地 1	0265-23-5617
さくらそう	鼎一色 31 番地 2	0265-23-0910
ケアホーム ふうりん	山本 627 番地 1	0265-26-9508
マイホーム	座光寺 5153 番地 13	0265-48-0056
みらいホーム宮ノ上	宮ノ上 4035 番地 5	0265-48-5666

14 相談支援事業

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(福)楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	0265-24-3182
あした晴天にな〜れ	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	0265-23-6097
みらい相談支援事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150
相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
スケッチ BOOK	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416
相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
(福)長野県知的障害者育成会 久堅農園	下久堅柿野沢 3333 番地	0265-29-8744
ぴゅあ はびねす	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
明星学園 一番星	駄科 2250 番地	0265-29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2250 番地	0265-26-9456
アップル工房イイダ 相談支援事業部	座光寺 1419 番地 1	0265-56-1155
リージョンプラン 飯田事業所	上郷黒田 296 番地 1	0265-23-8994
指定特定相談支援事業所 輪 (リンク)	松尾明 7770 番地 3	0265-49-8775
まほろば相談支援事業所	長野原 131 番地 9	0265-26-9508
日和向晴会・相談支援センター	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
相談支援事業所 りんごの樹	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	0265-24-7665
相談支援事業所 ていだ	時又 329 番地	0265-26-9208

15 地域移行支援・地域定着支援

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(福)楓会 一般相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	0265-24-3182
一般相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150

16 移動支援

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-24-7622
くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056 番地 3	0265-52-1591
(福)ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ヘルパーステーションみらい飯田事業所	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
スキップ 障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643

はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
--------	----------------	--------------

17 地域活動支援センター

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556 番地	0260-34-7856
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
地域活動支援センター かすた・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
花工房 かざぐるま	下瀬 242 番地	0265-27-5107
特定非営利活動法人 カントリーフォーク田園	長野原 131 番地 9	0265-26-9508
地域活動支援センター・らびす	座光寺 1248 番地 2	0265-48-6338
地域活動支援センターオープンハウス バオバブ	高羽町 2 丁目 2 番地 6	080-6994-7054

18 日中一時支援事業

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851 番地 8	0265-21-5070
びゅあ	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1 階	0265-48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	0265-49-3211
丘のりんご	知久町 1 丁目 18 番地 1 2 階	0265-24-7665
児童・協働支援センターかでる	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
みらい日中一時支援事業所	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
チェリッシュ	座光寺 4753 番地 6	0265-49-8143
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446
さくら	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671

19 訪問入浴

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ぼけっと	白山町 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261

20 児童発達支援・放課後等デイサービス

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	0265-23-6097
ちっちゃいくれよん	座光寺 4851 番地 8	0265-21-5070
みらいこども飯田上郷飯沼教室	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
みらいこども飯田上山教室	鼎上山 3771 番地 12	0265-48-0336
みらいこども飯田上郷黒田教室	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1 階	0265-48-5229

障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	0265-49-3211
じょんのびハウス	上郷黒田 296 番地 1	0265-23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416
びゅあ すくーる	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
びゅあ あんじゅ	上郷黒田 2089 番地 11	0265-49-0138
児童・共同支援センターかでる	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
丘のりんご	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	0265-24-7665
児童デイサービス てんとうむし	座光寺 4753 番地 6	0265-49-8143
さくら	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
オリーブ	知久町 1 丁目 18 番地 1	0265-24-7665
After School 虹	時又 329 番地	0265-26-9208
ローリエ	小伝馬町 1 丁目 45 番地 2 1F	0265-24-7665

21 保育所等訪問支援

(R3. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416

保健福祉事業の概要 令和3年度
令和4年1月発行

発行 飯田市健康福祉部

編集 飯田市健康福祉部福祉課地域福祉係